跡見マネジメント

跡見学園女子大学マネジメント学部卒業生優秀論文集

第７号（第７期卒業生）

2012年３月

目　次

巻頭言　山澤　成康

卒業生表彰受賞者と選考の経緯　教育・研究支援委員会

〈卒業生論文〉

裁判員制度の憲法上の課題　芦川　絵美　5

株主の権利行使に関する利益供与の禁止　岡部　寛子　15

商店街の活性化におけるTwitterの在り方
－高円寺ルック商店街のつぶやきの役割から商店街の展望を考える－　樋田　小百合　23

原発事故後のわが国における電力の確保　－新エネルギーの現状と課題－　小山　渚　33

女性がよりよく働ける社会　－現状と将来の課題－　清水　美紀　51

何故、まちづくりに芸術が有効なのか
－魚沼市小出郷文化会館からみる地方公共ホールの在り方－　野村　淳美　71

セクシャルマイノリティをめぐる学校教育　－教育現場の課題について－　北島　舞桜　83

同性カップルが“家族”になるために
－欧米の同性婚法制化と日本の婚姻制度の違いを人権から見た場合－　長谷川　忍　95

跡見学園女子大学マネジメント学部

巻　頭　言

マネジメント学部長
山澤　成康

マネジメント学部の第７期卒業生の皆さん、卒業おめでとう。

マネジメント学部では、大学生活の充実を目指し、「卒業偏差値」を重視する教育を展開してきた。その成果の一つが、この論文集である。

多くの学生は気付いていると思うが、論文はさらさらと一回書いたら終わりというものではない。優秀論文集に収録されている論文は、教員からさまざまな指導を受け、苦労に苦労を重ねてできたものだと思う。努力の成果をゆっくりと味わいながら読んでいただきたい。

これも多くの学生は気付いていると思うが、論文は、歌の歌詞や曲と同じように、クリエイティブ（創造的）なものである。誰かがどこかで書いたような内容の論文はこの論文集にはない。この世に二つとないアイディアの面白さを感じてもらえたらと思う。

卒業に当たり、各ゼミからの提出された論文の中から、最終審査に残った卒論 18 点が厳しい審査を受けた。そのうち、最優秀論文１点、優秀論文２点、入賞論文３点、横山文野賞１点が選ばれた。また、今年度は特別賞として、審査員特別賞１点が選ばれた。応募論文の特徴は、取り上げられたテーマが幅広いことである。森林保全活動を取り上げたもの、放送の自由と心理的影響を論じたもの、児童労働や教育問題を取り上げたもの、地方銀行の経営破綻を論じたものもあった。総じて、マネジメント学部（マネジメント学科、生活環境マネジメント学科）で学んだ幅広い学問分野を生かした、多彩な論文がそろった。横山文野賞への応募論文としては、セクシャルマイノリティや同性カップルなどを取り上げ、社会の多様性を論じたもののほか、男性の育児スタイルや女性がよりよく働ける社会を考察したものもあり、こちらも幅広いテーマを取り扱った論文が多かった。

卒論のテーマは、日本や世界で、いま取り上げられ、論争されている政策分野や経済問題等を扱うものが多い。卒業後も、大学で得た「社会を見極める目」をもって、さまざまな事象を、自分ならではの視点で分析してもらいたい。

2011年度　卒業生表彰受賞者と選考の経緯

マネジメント学部　教育・研究支援委員会
村上　雅巳

■最優秀論文賞
芦川　絵美　「裁判員制度の憲法上の課題」

■優秀論文賞
岡部　寛子　「株主の権利行使に関する利益供与の禁止」
樋田小百合　「商店街の活性化における Twitter の在り方
—高円寺ルック商店街のつぶやきの役割から商店街の展望を考える—」

■入賞
小山　　渚　「原発事故後のわが国における電力の確保　—新エネルギーの現状と課題—」
清水　美紀　「女性がよりよく働ける社会　—現状と将来の課題—」
野村　淳美　「何故、まちづくりに芸術が有効なのか
—魚沼市小出郷文化会館からみる地方公共ホールの在り方—」

■横山文野賞
北島　舞桜　「セクシャルマイノリティをめぐる学校教育—教育現場の課題について—」

■横山文野賞（審査員特別賞）
長谷川　忍　「同性カップルが“家族”になるために
—欧米の同性婚法制化と日本の婚姻制度の違いを人権から見た場合—」

≪選考経緯≫
2012年 1月17日（火）論文提出（優秀論文賞応募14編、横山文野賞応募4編）
1月18日（水）第1回審査委員会
最優秀論文賞応募論文1編につきそれぞれ2名の委員が、横山文野賞応募論文は委員全員が、査読する事を決定。評価項目（形式性、論理性、先行研究、独創性）を決定した。
2月 4日（土）第2回審査委員会
審査の結果、1編に横山文野賞を授与し、1編に審査員特別賞を授与することも内定した。最優秀論文賞応募論文について、8編を第二次審査に進めるものとした。
2月14日（火）第3回審査委員会
議論の結果、最優秀賞1編、優秀賞2編、入賞3編の計6編の受賞者をそれぞれ内定し、教授会へ提出することとなった。
2月23日（木）教授会にて受賞者の決定
3月18日（日）表彰式

≪横山文野賞について≫
2002年4月のマネジメント学部創設に際し着任された横山文野専任講師は、同年『戦後日本の女性政策』（勁草書房）を上梓し、日本における女性政策研究をリードしていくことが期待される若手研究者・教育者でありましたが、2005年7月に病気のため逝去されました。社会における女性の活躍を支援することを使命とするマネジメント学部では、この分野に関わる優秀論文に「横山文野賞」を贈り、それを称えることにしました。
なお、横山文野賞には、故横山文野講師の夫である山口智久様のご厚意により、横山文野講師の遺産から副賞として記念品が贈られます。

【最優秀論文賞】

裁判員制度の憲法上の課題

マネジメント学部　マネジメント学科
芦川　絵美

1．研究の意義・目的

2009 年 5 月に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下裁判員法と呼ぶ）が施行されてから 2 年半以上が経過した。裁判員制度は、戦前行われていた陪審制が 1943 年に停止されて以来の国民の司法参加制度である。国民が司法参加することに関して賛否両論あったが、2010 年には東京高等裁判所で裁判員制度の合憲判決が下され、さらに 2011 年 11 月 16 日には最高裁判所においても合憲判決が下された。裁判員制度は 3 年を経過する 2012 年 5 月以降に見直すことが予定されており、継続するのであれば見直しが必要である。国民が司法参加すべきなのか、司法に民主主義を導入するべきなのか、裁判員制度の義務化が人権侵害に相当するのかなどの裁判員制度の憲法上の問題点を中心に研究していく。

憲法違反には当たらないとされても、裁判員の負担は軽くない。プロである裁判官に任せておけばいいのではないかという意見もある。しかし、国民から縁遠く、専門の世界に閉じこもっている裁判所が私たちにとって本当に頼りになる存在になるのだろうか。司法世界に国民が入っていくことで、基盤を強化し、本来の役割である公正・公平な裁判をしっかり果たせると考える。国民が司法に参加する裁判員制度の意義はここにある。私は裁判員制度に賛成であり、今後継続するために必要な改善点を述べたい。

2．裁判員制度とは

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた 6 人の裁判員が刑事裁判に参加し、3 人の裁判官とともに、被告人が有罪であるかどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度である。裁判員法第 1 章第 1 条には、「国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること…」と定められ、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続きに国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されている。

裁判員裁判の対象になるのは、国民の関心の高い一定の重大な犯罪に関する第一審(地方裁判所)の刑事訴訟事件である。一定の重大な犯罪とは、殺人、強盗致死傷、現住建造物等放火、身代金目的誘拐、危険運転致死、傷害致死、保護責任者遺棄致死、覚醒剤取締法違反等が挙げられる。

裁判員は、20 歳以上の有権者(衆議院議員の選挙人名簿に登録された人)の中から、くじにより無作為に選ばれる。また、裁判員は各地方裁判所の管轄区域に居住する有権者の中から選任されるため、転居した場合などを除き、居住地を管轄する地方裁判所以外の裁判所の裁判員に選ばれることはない。裁判員は、司法という国の作用に直接関与し、非常勤の国家公務員となるため、国家公務員になる資格のない人や、司法作用に関与することが相応しくない禁錮以上の刑に処せられたことのある人などは裁判員になることができない。さらに、広く国民の良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から法律専門職など、三権分立への配慮から国会議員など、従事する職務の特殊性等から自衛官などが、それぞれ裁判員の職務に就くことを禁止されている。

裁判員は原則として、事件ごとに 6 人選任される。また、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に備え、補充裁判員を選任することがある。補充裁判員は、最初から審理に立ち会い、裁判員が急病等で出席できないような場合に、代わって裁判員に選任される。2010 年に裁判員に選ばれた人は、裁判員が 8673 人、補充裁判員が 3067 人であった。

広範な国民の参加によりその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされている。ただし、国民の負担が著しく大きなものになることを回避するため、法律[1]や政令[2]で辞退を申し立てることができる事由を定めている(3－2 で詳述)。

裁判員裁判では、裁判を始める前に、検察官、弁護人及び裁判所が公判前整理手続を実施して、争点や証拠を絞り込み、審理も集中して行う。ほとんどの裁判が 3，4 日程度で終わっており(2010 年 12 月現在)、審理期間が延長することは基本的にない[3]。1 日の裁判は通常 5，6 時間程度で、休憩時間に自宅や職場と連絡を取ることも可能である。

裁判員や裁判員であった人には、裁判員法により、守秘義務が課せられており、違反した場合の罰則も定められている。守秘義務が課せられているのは、評議の秘密と裁判員としての職務を行うに際して知った秘密である(表 1)。裁判の公正さとその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためであり、報復などの不安を抱くことを防ぐことにもつながる。

裁判員や裁判員候補者として、裁判所に来る場合には、日当と交通費が支払われる。また、自宅から遠い等で宿泊しなければならない場合には、宿泊料も支払われる。日当の額は、選任手続や審理・評議等の時間に応じて、裁判員候補者は 1 日当たり 8000 円以内、裁判員・補充裁判員は 1 日当たり 1 万円以内で決められている。

2010 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの裁判員裁判対象事件の新受人員[4]は 1797 人となっている。その人員数は同年における刑事通常第一審事件全体の新受人員の 2.1%を占めている。2010 年に行われた裁判員裁判における判決人員の内訳をみると、強盗致死傷事件 393 人(26.1%)、殺人事件 357 人(23.7%)、現住建造物等放火事件 131 人(8.7%)の順になっている。

2010 年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた人は 8673 名である。アンケートによると、性別は、男性が 54.6%、女性が 43.6%(無回答が 1.8%)となっており、年齢もほぼ各年代からまんべんなく選ばれている。職業については、お勤めの人が(54.8%)と過半数を占め、パート・アルバイトの人(14.7%)、専業主婦・主夫(10.1%)、自営・自由業(7.5%)が続いている。

表1　「裁判員の守秘義務」

		例
守秘義務の対象	評議の秘密	どのような過程を経て結論に達したか
		裁判員や裁判官がどのような意見を述べたか その意見を支持した数、反対した意見の数
		評決の際の多数決の数
	評議以外の職務上知った秘密	被害者など事件関係者のプライバシー
		裁判員の名前
守秘義務の対象外	公開の法廷で見聞きしたこと	証人尋問の内容
		判決の内容

3．裁判員制度と憲法

3−1　国民の司法参加

国民の司法参加について憲法ではどのように定めているのか。

憲法には国民の司法参加を認める明文が存在していないため、裁判員制度は憲法違反であるという意見が存在する。従来は陪審制や参審制を念頭に、国民の司法参加については違憲論が有力であった。これは、現行憲法の制定段階の直前まで日本型の陪審法が機能していたため、起草者が陪審制を念頭に置かなかったはずがないという主張である。

しかし、現行憲法制定者の意思として、国民の司法参加そのものを否定する意図を見出すのは困難である。国民の司法参加に関する明文規定の不在は、司法参加を否定するのではなく、むしろそれを許容する趣旨であり、その導入は立法政策に委ねるということである。そのため、国民の司法参加の導入の妨げとならないように、明治憲法 24 条の「裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権」は、憲法 32 条の「裁判所の裁判を受ける権利」に変更された。さらに、下級裁判所については、最高裁判所(憲法 79 条 1 項)と異なり、下級裁判所の公正に関する規定は置かれずに、下級裁判所裁判官の任用・身分に関する規定が置かれるにとどまったというのである[5)]。

また、裁判所法 3 条 3 項で「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」と規定されている。日本国憲法の制定と時期を同じくして裁判所法は制定された。しかも戦前からの陪審制度は停止されていたが、まだ廃止にはなっていなかったため、憲法制定者は憲法に明確に規定されていなかったとしても、将来的には陪審制度あるいは参審制度も十分ありえると考えていたことがわかる。

以上のことを踏まえると、憲法に国民の司法参加を認める明文規定が不在であることが、憲法が国民の司法参加を禁止していると解する根拠にはならないと考える。

また憲法 80 条には「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて…」と下級裁判所裁判官の任用・身分について定め、職業裁判官についてのみ規定していることから、裁判員制度は憲法 80 条に反するとの主張が存在する。しかし、憲法 80 条 1 項 2 項では「下級裁判所の裁判官」とするのみで、ここから憲法 80 条が憲法所定の裁判官以外のものを下級裁判所の構成員とすることを禁止しているとまで解することは難しい。憲法が下級裁判所裁判官の任用・身分に関する規定のみを置き、構成には触れなかったのは、国民の司法参加を立法上可能にするためであったと考えられる。

3−2　裁判員制度義務化による国民の負担

裁判員法上、裁判員および補充裁判員には出頭義務が課せられ[6)]、正当な理由なく出頭しない場合は 10 万円以下の過料に処せられる[7)]。そして、裁判員に選任されると、法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならず、評議に出席し、意見を述べなければならない。無作為抽出された国民に裁判

員としての負担を負わせることは、憲法 18 条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない」に違反するのではないかという問題が存在する。

まず、正当な理由とは具体的に何なのだろうか。先に述べたように、裁判員法 16 条には、年齢が 70 歳以上の者や地方公共団体の議会の議員(会期中のものに限る)、過去 5 年以内に裁判員や補充裁判員であった者等は、裁判員辞退の申し立てをすることができると規定されている。さらに、8 号には「やむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うことや裁判員候補者として選任手続の期日に出頭することが困難な者」と定められている。具体的には、重い疾病又は傷害がある場合、同居の親族の介護や養育を行わなければならない場合、父母の葬式への出席や社会生活上の重要な用務があり他の期日に変更できないものがある場合とされている。しかし、これだけの事由では不十分であり、2009 年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 16 条第 8 号に規定するやむを得ない事由を定める法令」が制定された。裁判員法に比べかなり詳細に記載されているが、賄えない部分が今後出てくるだろう。裁判員一人ひとりにとってのやむを得ない事由を理解するのは困難であるため、裁判員制度を継続していく中で政令を見直ししていくことが必要とされる。

裁判員や裁判員候補者等として裁判所に出頭した場合、日当と交通費、場合により宿泊料が支払われる。日当の額は、裁判員候補者は 1 日当たり 8000 円以内、裁判員・補充裁判員は 1 日当たり 1 万円以内で決められる。高額所得者にとっては安い手当だと感じるかもしれないが、手当が出るという点から考えると、憲法 18 条の奴隷的拘束には当たらない。

よって国民に裁判員制度を義務化することが憲法違反であるとは言えない。

3−3　守秘義務

裁判員法では裁判員および補充裁判員ならびにそれらの職にあったものは、評議の秘密、その他の職務上知りえた秘密を漏らしてはならない義務を負う[8]。そして義務違反に対しては、刑罰が科せられることになっている。

また、裁判員・補充裁判員が、構成裁判官またはその被告事件の他の裁判員・補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考える事実若しくは量定すべきであると考える刑を述べた時、または当該被告事件において裁判所において認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べた時は 6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる。元裁判員・補充裁判員が、構成裁判官であった者またはその被告事件の他の裁判員・補充裁判員の職にあったもの以外の者に対し、当該判決において示された裁判所による事実認定または刑の量定の当否を述べた時も同様に処罰される。

守秘義務や意見表明の規制は、裁判員・補充裁判員およびこれらの職にあった者の表現の自由を侵害するのではないか。たしかに裁判員等もその経験者も、個人としての表現の自由をはじめとする憲法上の人権を享受する主体である。その一方で、裁判員は非常勤の公務員として、裁判官や他の裁判員とともに裁判所を構成し、国家の統治権の一部である司法権を行使する権力主体であるから、その職務に関連する範囲で、個人の人権を主張することには疑問の余地が残る。

この守秘義務は憲法が定める公正な裁判の実現に不可欠であり、評議における裁判員の自由かつ平等な発言の保障という点で評価されるべきである。非公開の評議の中でどのような意見を述べたのかが公になるとすれば、裁判員は事件関係者等からの逆恨みや社会からの非難・攻撃を恐れて、意見を述べることに躊躇する恐れがある。また、躊躇することにより、十分な意見交換がなされない裁判は、被告人の裁判を受ける権利[9]を実質的に侵害すると言える。したがって、守秘義務は憲法の保障する人権を侵害するものではなく、守秘義務は裁判員制度に必要不可欠な要素と言える。

4．最高裁判所による合憲判決

4−1　事実の紹介

2011 年 11 月 16 日最高裁判所大法廷において裁判員制度を合憲とする判決が下された。

まず「覚醒剤取締法違反、関税法違反被告事件」について紹介をする。本件は、被告人らが営利目的で覚醒剤を含む違法な薬物を輸入しようと企て、覚醒剤 1991.2 グラムが隠匿されたスーツケースをマレーシアから日本まで航空機の機内預託手荷物として運送委託し、成田国際空港に到着後、同スーツケースを機外に搬出した際に、税関職員に発見されたという覚醒剤取締法違反、関税法違反の事案である。営利目的による覚醒剤輸入の罪は、覚醒剤取締法 41 条 2 項により、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪」に該当し、裁判員裁判対象事件である。

第一審では、裁判員裁判によって判決がなされた。被告人は、本件各犯行の故意を欠いていて無罪であると主張したものの、これが排斥されて有罪となった。控訴審では、この主張に加え、①原審の判決は、裁判官でない裁判員が刑事裁判に関与したという点で、下級裁判所の裁判官の任命方法を定めた憲法 80 条 1 項に違反する、②裁判員法は特定の事件に限って裁判員制度の対象としており、同法にしたがって構成された第一審の判決裁判所は、特別裁判所の設置を禁じた憲法 76 条 2 項に違反すると主張した。しかし、東京高等裁判所では控訴を棄却した。上告審では、先に挙げた 2 点に加え、③裁判員制度の下では、裁判官は、裁判員の判断に影響、拘束されることになるから、同制度は裁判官の職権行使の独立を保障した憲法 76 条 3 項に違反する、④裁判員制度は、裁判員となる国民に憲法上根拠のない負担を課すものであるから、意に反する苦役に服せさせることを禁じた憲法 18 条後段に違反すると主張した。最高裁判所でも、憲法は国民の司法参加を許容しているものと解され、裁判員法に所論の憲法違反はないというべきであると判決を下し、上告を棄却した。被告人が主張した 4 つの点について見ていく。

4−2　裁判員の司法参加

まず、①裁判官でない裁判員が刑事裁判に関与したことは、下級裁判所の裁判官の任命方法を定めた憲法 80 条 1 項に違反するという主張についてである。80 条には「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。」と定められており、裁判員はこれに当てはまらず、そもそも国民の司法参加が憲法上禁じられているという主張である。

最高裁判所は、憲法に国民の司法参加を認める旨の規定が置かれていないことを認め、しかしながら、明文の規定が置かれていないことが、直ちに国民の司法参加の禁止を意味するものではないとした。憲法上、刑事裁判に国民の司法参加が許容されているか否かという刑事司法の基本にかかわる問題は、憲法が採用する統治の基本原理や刑事裁判の諸原則、憲法制定当時の歴史的状況を含めた憲法制定の経緯及び憲法の関連規定の文理を総合的に検討して判断されるべき事柄でもあると加えた。

3−1 でも述べた明治憲法 24 条の「裁判官による裁判を受ける権利」から憲法 32 条の「裁判所における裁判」へと表現が改められたことや、下級裁判所には、裁判官のみで構成される旨を明示した規定を置いていないことにより、憲法制定当時の政府部内では、陪審制や参審制を採用することも可能であると解されたことが認められるとした。憲法と同時に施行された裁判所法 3 条 3 項についても触れ、この規定は陪審制や参審制を採用することも可能であるとした。国民の司法参加が許容されているとしたものの、刑事裁判は人の命すら奪うことのある巨大な国権の行使であり、裁判を行うにあたっては、憲法の諸原則(適正手続の保障、裁判を受ける権利等)が厳格に遵守されなければならず、それには高度な法的専門性が必要なため、憲法は、刑事裁判の基本的な担い手として裁判官を想定していると考えられるとも述べている。

基本的人権の保障を重視した憲法を理解しつつ、国民による民主的基盤の強化を図ることは、他国の陪審制や参審制から分かるように、実現することが不可能ではないと私は考える。むしろ、民主的

基盤強化により、基本的人権をより保障できるのではないか。それが憲法 37 条の定める公平な裁判であり、裁判員裁判によって実現できるため、やはり憲法違反とは言えない。

4－3　特別裁判所

②裁判員法は特定の事件に限って裁判員制度の対象としており、特別裁判所の設置を禁じた憲法 76 条 2 項に違反するという主張に対しては、最高裁判所は、裁判員制度による裁判体は、地方裁判所に属するものであり、その第一審判決に対しては、高等裁判所への控訴及び最高裁判所への上告が認められているため、裁判官と裁判員によって構成された裁判体が特別裁判所に当たらないことは明らかであるとした。

しかし、被告人は裁判員法が特定の事件に限って裁判員制度の対象としていることを指摘している。裁判員裁判が特定の事件に限っている理由としては、全事件を対象にすると裁判員の負担がかかりすぎる点や重大事件の方が国民の関心が高く、裁判員制度の目的である司法理解増進につながる点が挙げられる。確かに、全事件を対象にするのは費用や国民の負担がかかりすぎるため不可能である。しかし、重大事件の方が国民の関心が高いという理由は、国民を中心に考えられていて、被告人や被害者への配慮が足りないのではないか。裁判官と裁判員によって実現可能な公正な裁判は、重大事件の方がより必要とされると考える。裁判員制度導入の目的についても見直しが必要である(４－５で詳述)。

4－4　裁判官と裁判員の立場

③憲法 76 条 3 項違反という見解からは、最高裁判所は、裁判官の 2 倍の数の国民が加わって裁判体を構成し、多数決で結論を出す制度の下では、裁判が国民の感覚的な判断に支配され、裁判官のみで判断する場合と結論が異なってしまう場合があり、裁判所が果たすべき被告人の人権保障の役割を全うできないことになりかねないから、そのような構成は憲法上許容されないとした。しかし、国民が参加した場合であっても裁判官の多数意見と同じ結論が常に確保されなければならないということがあれば、国民の司法参加を認める意義の重要な部分が没却されることにもなりかねず、憲法が国民の司法参加を許容している以上、裁判体の構成員である裁判官の多数意見が常に裁判の結論でなければならないとは解されないとした。

評決については、単なる多数決でなく、多数意見の中に少なくとも 1 人の裁判官が加わっていることが必要とされていることなどを考えると、被告人の権利保護という観点からの配慮もされている。裁判官のみによる裁判の場合と結論が異にする恐れがあることをもって、憲法上許容されない公正であるとはいえない。したがって、憲法 76 条 3 項違反をいう所論は理由がないとした。

被告人は裁判官が裁判員の判断に拘束、影響されると主張しているが、私は裁判員の方が裁判官や弁護士等の法律家の判断に拘束、影響されるのではないかと考える。公判前整理手続に裁判の論点が法律家により話し合われ、裁判員に提示され、論点毎の結論の組み合わせが裁判員には見えていない。しかも、論点ごとの多数決によって全体の結論が必然的に決まるため、裁判員にとっては「突然」結論が出た感じを受けることが指摘されている [10]。裁判員の負担を考慮すると、公判前整理手続は重要であるが、審理を短期化することだけにとらわれないようにし、裁判員と法律家両方の意見が確保される結論が出るようにすることを優先するべきではないか。

4－5　意に反する苦役

最後に④憲法 18 条後段違反についてである。最高裁判所は、裁判員としての職務に従事し、または裁判員候補者として裁判所に出頭することにより、国民に一定の負担が生ずることは否定できないとした。しかし、裁判員法 1 条は、制度導入の趣旨について、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを挙げており、これは、この制度が国民主権の理念に沿って司法の国民的基盤の強化を図るものであることを示している。このように、裁判員の職務等は、司法権の行使に対する

国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであり、これを「苦役」ということは必ずしも適切ではない。また、裁判員法 16 条は、裁判員となることを辞退できる者を類型的に規定し、さらに同条 8 号及び同号に基づく政令においても、不利益が生ずるに足りる相当な理由がある場合には辞退を認めるなど、辞退に関し、柔軟な制度を設けている。加えて、出頭した裁判員や候補者に対する旅費、日当等の支給の経済的措置が講じられていることを考慮すれば、裁判員の職務等は、憲法 18 条後段が禁ずる「苦役」には当たらず、基本的人権を侵害するところも見当たらないとした。

裁判員制度の目的「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」は、国民主権のもとで司法制度が適切に機能するために重要であるが、それが国民に対する義務付けによって実現されるものであるのだろうか。司法に対する国民の信頼は、国民の監視の中で自ら得ていかなければならないのに、「信頼」を目的に法的強制をすることで信頼を得られるのかが疑問の余地が残る。「裁判官と裁判員とが相互のコミュニケーションを通じて、専門性と一般性の両方が反映された裁判の実現」が裁判員制度の第 1 の目的であると考えられるし、そのような裁判が被告人にとってもより公正な裁判である。専門性と一般性の両方が反映された裁判の実現のために、国民へ裁判員制度の義務付けをするべきである。司法の信頼は、よりよい裁判の実現によって得られるものではないだろうか。

5．現行制度の評価と改善策

裁判員制度は、裁判員が個別の事件ごとに国民の中から無作為に選任され、裁判官のような身分を有しない点では陪審制に似ているが、一方、裁判官と共に事実認定、法令の適用及び量刑判断を行う点においては、参審制とも共通するところがあり、日本独特の国民の司法参加の制度である。国民の視点や感覚と法曹の専門性とが交流することによって、相互の理解を深め、それぞれの長所が生かされるような刑事裁判の実現を目指すことができると言える。

司法の国民的基盤の強化を第 1 の目的としているが、裁判はまず公正・公平でなくてはならないため、国民の司法理解の増進を主張するのをやめるべきである。裁判員がお飾り的な存在だと指摘されても仕方がない。国民の司法理解の増進の前に、「専門性と一般良識の反映された公正・公平な裁判の実現」を目的の第一に明記すべきである。裁判員裁判対象事件は特定の重大事件であるが、それは重大事件の方が、専門性と一般良識が反映されたより公正な裁判が要求されるためである。もし、現在の国民の司法理解を目的にするのであれば、裁判員制度の対象事件を特定の重大な事件にする必要はないと考える。国民からの関心は高いだろうが、精神的な負担は大きいだろう。軽微な事件から制度を適用させるべきだったのではないだろうか。

裁判員辞退のやむを得ない理由について平成 20 年に政令が公布されたが、個々人の事情を政令で定めることは難しい。誰でも安易に辞退できる状況にするのは良くないが、裁判員候補者が辞退の相談、申し出をしやすい環境を作るよう配慮することや定期的に辞退事由について見直しをしていく必要もある。また、裁判員には日当が支払われるものの、評議による精神的負担はかなり大きいものだと考える。守秘義務も課せられ、評議内容等は一生口外できない。病院等で受けた心理カウンセリング代は、国家公務員災害補償法の適用により国家に保障してもらえるが、病院に行く程悪化してからだと遅い。金銭的な支援以外の支援が必要である。

裁判員に対して現在行っているサポートとして、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」がある。これは精神面でのアフターケアが必要となった人に対して、電話相談のほか、臨床心理士らによる面談のカウンセリングのサポートを実施している。24 時間体制のフリーダイヤルで、回数制限なしで電話相談が受けられる。電話相談の他に、臨床心理士らによる面談のカウンセリングが 5 回まで無料で受けられる。裁判員のほか、任務を終えた元裁判員経験者も利用できる。しかし、この窓口で十分サポートできているとは言えない。裁判員経験者ネットワーク [11]が行った裁判員経験者交流会では、「書類

は一式配られたが、詳しい説明はなかった。」「5回までの面談カウンセリングの有効期限が1年間と知らされた。」と裁判員経験者は語っている。現在のサポートでは不十分で、実際には使えないという意見が次々出された[12)]。

裁判員制度を義務化している以上、裁判員の負担へのサポートは惜しまずに行わなければならない。電話相談だけではなく、面接カウンセリングを一生受けることができるようにするべきであるし、裁判員経験者同士での話し合いの場を国や地方自体でも設けるべきである。裁判員経験者ネットワークなど自主的に交流や体験の共有を行っている団体の紹介をして、裁判員経験者たちが情報を集めやすくすることも必要である。裁判員経験者一人ひとりをサポートするのは大変なことであるが、サポート体制を強化することで、裁判員制度目的で1番に掲げられている「国民の司法理解と信頼の増進」につながるのである。

6．終わりに

裁判員法が施行されて2年半以上が経ち、見直しが行われる3年までもうすぐである。裁判員制度の憲法上の問題点として、裁判員として国民が司法参加すること、裁判員制度義務化による国民の負担、守秘義務を中心に、最高裁判所の合憲判決を踏まえて検討した。

今後の改善点として、裁判員制度の目的を「専門性と一般良識の反映された公正な裁判の実現」にすること、裁判員辞退事由についての定期的な見直し、裁判員経験者に対する精神的なアフターフォローを充実すべきであると主張した。陪審制でも参審制でもない日本特有の裁判員制度がよりよい制度になるように、今回指摘した改善点を踏まえて、見直されることを期待したい。

本論文を執筆するに当たりご指導を頂いた館田晶子先生に感謝申し上げます。 また、有益な議論をして頂いた館田ゼミの皆様に感謝いたします。

注

1) 裁判員法第16条の「辞退事由」は以下の通りである。
- 70歳以上の人
- 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限る）
- 学生、生徒
- 5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人、3年以内に選任予定裁判員に選ばれた人及び1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出席した人（辞退が認められた人を除く）
- 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人
- 前各号に掲げるもののほか、裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として法第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することにより、自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること。

2) 平成20年政令第3号「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令」のやむを得ない事由は以下の通りである。
- 重い病気又はケガ
- 親族・同居人の介護・養育
- 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
- 父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務がある
- 妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない
- 重い病気又はケガの治療を受ける親族・同居人の通院・入退院に付き添う必要がある

・ 妻・娘の出産に立ち会い、又はこれに伴う入退院に付き添う必要がある
・ 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である

3) 2012年1月10日に初判決が下された首都圏連続不審死事件では、裁判員の選任から判決言渡しまで過去最長の100日かかった。この裁判は、殺人3件、詐欺3件、詐欺未遂3件、窃盗1件の計10事件が一括審理された難事件であるため、異例である。

4) 新受人員とは、検察庁で新たに受理した被疑者の人員で、検察庁間の移送、家庭裁判所からの送致、および事件の再起によるものを除外した者である。

5) 青野篤「裁判員制度の憲法学的一考察」(大分大学経済学会、2011)206頁。

6) 裁判員法29条1項「呼出しを受けた裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出頭しなければならない。」と52条「裁判員及び補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日並びに公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問及び検証の日時及び場所に出頭しなければならない。」と63条1項「刑事訴訟法第三百三十三条の規定による刑の言渡しの判決、同法第三百三十四条の規定による刑の免除の判決及び同法第三百三十六条の規定による無罪の判決並びに少年法第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定の宣告をする場合には、裁判員は公判期日に出頭しなければならない。」の3つにより、裁判員と補充裁判員には出頭義務が課せられている。

7) 裁判員法112条では、以下のいずれかに当たる場合は、裁判所の決定により、10万円以下の過料に処することができると定めている。

・ 呼出しを受けた裁判員候補者が、第29条第1項の規定(裁判員候補者の出頭義務)に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。
・ 呼出しを受けた選任予定裁判員が、第97条第5項の規定により読み替えて適用する第29条第1項の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。
・ 裁判員又は補充裁判員が、正当な理由がなく第39条第2項(公平誠実な職務の遂行)の宣誓を拒んだとき。
・ 裁判員又は補充裁判員が、第52条の規定(裁判員・補充裁判員の出頭義務)に違反して、正当な理由がなく、公判期日又は公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問若しくは検証の日時及び場所に出頭しないとき。
・ 裁判員が、第63条第1項の規定(判決の宣告等の出頭義務)に違反して、正当な理由がなく、公判期日に出頭しないとき。

8) 裁判員および補充裁判員ならびにそれらの職にあったものは、裁判員法9条2項「裁判員は、第七十条第一項に規定する評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」と裁判員法70条1項「構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数については、これを漏らしてはならない。」の 2 つにより、評議の秘密、その他の職務上知りえた秘密を漏らしてはならないことを義務付けられている。

9) 被告人の裁判を受ける権利は、憲法32条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と37条1項「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」の2つによって保障されている。

10) 緑大輔「刑事訴訟法入門18　裁判員制度がもたらすもの―市民参加の影響」(日本評論社、2011)125頁。

11) 裁判員経験者ネットワークとは、裁判員の貴重な体験を市民全体で共有すること、裁判員経験者の交流の場の設定をして、心理的負担の軽減にも役立てることを目的とした裁判員経験者や補充裁判員等を中心とした市民の立場からの自主的なネットワークである。裁判員経験者有志・裁判員制度を市民の立場から改善・推進をしようとしている市民団体や心理的負担軽減をめざす臨床心理士を含む団体そして、これらを支援し、評議のあり方やその価値を評価し改善して、裁判員制度をより良くしたいと考えている弁護士グループこの3者で構成されている。

12) 裁判員経験者ネットワーク第3回裁判員経験者交流会（2011/2/20実施）の報告・感想より。

参考文献・資料

日本弁護士連合会HP「陪審制度」
http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/about/column2.html

木俣由美「アメリカ法スケッチブック陪審制」LexisNexisビジネスロー・ジャーナル19号・2009

佐藤武彦「裁判員制度の抱える課題」香川法学会 30 巻 1 - 2 号 43～56 頁・2010

青野篤「裁判員制度の憲法学的一考察—裁判員制度合憲判決(東京高等裁判所 2010 年 4 月 22 日)を踏まえて—」大分大学経済論集 62 巻 203～233 頁・2011

小坂井敏晶『人が人を裁くということ』岩波書店・2011

柳瀬昇「裁判員制度の運用と司法権の正統性の危機」ジュリスト 1400 号 36～42 頁・2010

笹田栄司「憲法から見た裁判員制度」世界 779 号 106～115 頁・2008

笹田栄司、ダニエル・フット、長谷部恭男、大沢秀介、川岸令和、宍戸常寿「日本国憲法研究　裁判員制度」ジュリスト 1363 号 88～111 頁・2008

名古屋法曹三者小委員会「裁判員制度の円滑な運用に向けて」判例タイムズ 1353 号 4～6 頁・2011

朝日新聞 2011 年 11 月 19 日朝刊 14 頁　東京本社

YOMIURI ON-LINE「100 日裁判、3 段階の冒頭陳述など進行工夫」2012 年 1 月 11 日
http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20120111-OYT1T00232.htm

緑大輔「刑事訴訟法入門 18　裁判員制度がもたらすもの—市民参加の影響」法学セミナー681 号 122～126 頁・2011

最高裁判所「裁判員制度ナビゲーション改訂版」2011

裁判員経験者ネットワーク HP「交流会報告」http://saibanin-keiken.net/web_011.htm

日本司法支援センター法テラス HP「裁判員制度 20 の F&Q」
http://www.houterasu.or.jp/service/hottopic/faq20110224_2.html

【優秀論文賞】

株主の権利行使に関する利益供与の禁止

マネジメント学部　マネジメント学科
岡部　寛子

1．はじめに

会社法 120 条に「会社は、何人に対しても、株主の権利行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない」という株主の権利の行使に関する利益の供与についての規定がある。これは、株式会社が、株主の権利の行使について財産上の利益を供与することを禁止する規定であり、いわゆる総会屋対策として設けられたものである。

総会屋は、株主総会の議事進行の協力をしたり、逆に株主総会を荒らしたりして会社に金銭等を要求してきた。この総会屋の存在が、株主総会の形骸化など株主総会の健全な運営の妨げ、また会社財産の浪費でもあった。さらに総会屋への財産的供与が暴力団の資金源にもなっていて、社会問題化した。しかし近年、総会屋は衰退の一途をたどっており、これには企業のコンプライアンスの意識が高まり、反社会的勢力との関係遮断や株主重視の姿勢が強まっていることが背景にあるようである。

一方、近年は小額で購入できる株が増えたことで個人投資家が増加してきている。そのような個人投資家は配当だけでなく株主優待や株主総会でもらえるお土産などのおまけが関心事の一つとなっている。それと同時に、個人投資家を増やしたい企業の多くは株主優待等を行っている。そこで、株主優待や株主総会でもらえるお土産等は利益供与に当たらないのかという疑問が生じた。2007 年には議決権行使に Quo カードを使用したことが利益供与とみなされた判決が出された。この論文では、そうした議決権行使や株主優待、株主総会のお土産の利益供与について考察していく。

2．利益供与禁止規定の意義

本条は、総会屋対策を直接の目的として制定されたものではあるが、総会屋という明確な職業があるわけではなく、そのため明文上明らかなように、その対象が総会屋に限定されるわけではない。本条の趣旨については、会社の資産の浪費を防止することであるとする見解[1)]や、より広く会社運営の公正さ・健全性の確保であるとする見解[2)]が存在する。

2−1　株主の権利の行使について

株主の権利の種類は問われず、株主総会における議決権や質問権、各種監督是正権のような共益権であるが、株式買取請求権のような自益権であってもよい。「株主の権利の行使に関し」というのは、「株主の権利の行使に影響を与える趣旨で」という意味である[3)]。この「行使」には、積極的行使と消極的行使の双方が含まれるので、株主が権利を行使するように利益を供与する場合はもちろん、株主が権利を行使しないように利益を供与する場合も本条の対象となる[4)]。

2−2　財産上の利益について

財産上の利益とは、金銭に見積もり得る経済上の利益のことであって、その種類は問われない。現金、商品券、その他の財産的に価値のある物および信用の供与、役務の提供、酒食の供応、不当に利益を得る内容の契約の締結などのすべてが財産上の利益に該当する[5)]。報酬を伴わない単なる地位の供与については、本条の趣旨を会社資産の浪費防止と考えて財産上の利益の供与に当たらないと解する見解[6)]と、会社運営の公正と考えてこれも財産上の利益供与になると解する見解[7)]が存在している。

対価の有無は問題とならない。無償の場合、対価が不相当な場合はもちろんのこと、対価が相当であっても財産上の利益供与を認める説が多数説となっている。ただし、その内容には多少の差異があり、競争者の中からそのものを選んで取引をするという場合に財産上の利益の供与を認める見解[8)]、相当な対価がある場合にも相応な利潤が含まれているのが普通であるとしてこれを認める見解[9)]、このような限定を特に設けずにこれを認める見解[10)]がある。以上に対し、対価が相当であり、かつ取引が必要である場合は本条の対象外であるという説[11)]の少数説がある。

3．株主総会と利益供与

3−1　総会出席株主へのお土産

株主総会白書によると、総会に出席する株主に対してお土産を出している割合が約 8 割、出していない割合が約 2 割となっており、圧倒的にお土産を提供している会社が多いことがわかる。

株主に対するお土産の金額は、下記のグラフの通り 1000 円以下が 43.7%と最も多く、次いで 1500 円以下が 26.4%、2000 円以下が 13.1%、500 円以下が 5.5%などとなっている。

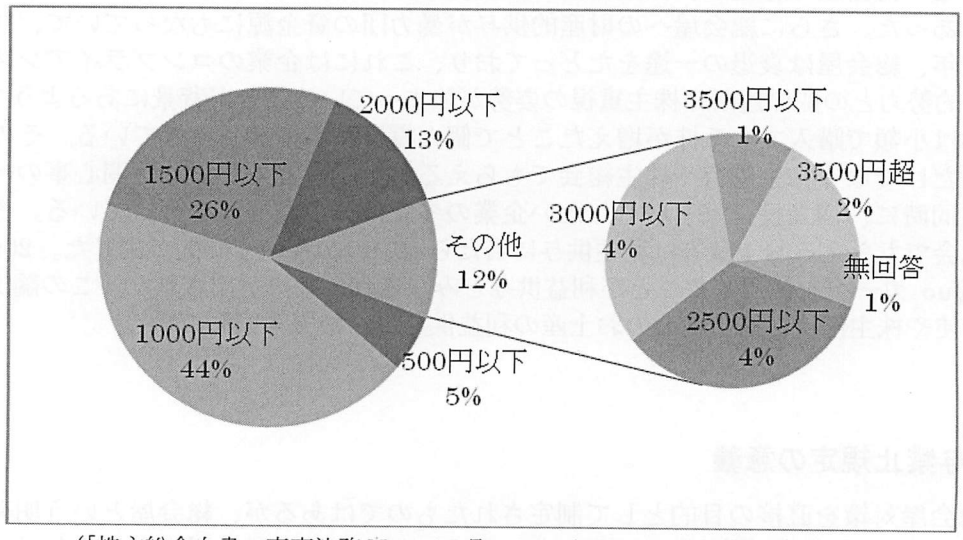

（「株主総会白書」商事法務 No.1949 号・2011 年 11 月 30 日発行 より作成）

東京弁護士会会社法部が出している利益供与ガイドラインによれば、結論を言うと、株主総会に出席した株主に対し、会社から手土産、飲食等を提供することも、それが一般社会通念上の社交的礼儀の範囲内にとどまっていれば問題ないことになっている。

株主が株主総会に出席することは、株主の有する議決権、すなわち「株主の権利の行使」のためであることは明らかであり、これに対し、会社の負担において手土産、飲食等を無償で供与することは、

まさに会社法 120 条、会社法 970 条に形式的に該当する行為と言える。ただし、株主総会に出席した株主であればだれでもこの利益を受けることから、会社法 120 条 2 項の「特定の株主」には該当しない。

しかし、立法過程の審議を通じ明らかにされたところによれば、供与を受けた者がその「財産上の利益」を返還しなければならず、また取締役等が処罰される（会社法 970 条）とするためには、法の予定する程度の実質的な違法性を有することを必要とし、社会の一般常識より見て礼儀、慣行、株主サービスとして一般に承認される程度の利益の供与は社会的に相当な行為であるとして実質的な違法性がない行為と評価され、この場合には形式的に利益供与に当たっても、利益を受けた株主および取締役は民事上、刑事上の責任を問われないことになる。

飲食の提供程度については、年に一回（または二回）株主が総会出席のために会社（または総会会場）に来場するについて、株主は他に職業、仕事を有しているにかかわらず株主としての自覚から総会に出席してきたのであるから、会社としても一応これに対し通常の礼をもって接するのが相当である。それゆえ、出席した株主に日本茶、コーヒー、紅茶の類、または総会開催時期によっては冷ジュース等の提供は当然社会常識上問題ない。また、菓子（和菓子、洋菓子等）も、一人当たり 500 円程度の提供なら問題はない。

手土産については、総会の手土産の中には自社製品を会社のＰＲをかねて提供することも多いが、自社製品、他社製品を問わず市場価格で 500～2000 円程度のものであれば社会的に相当な範囲と言える。[12)]

４．株主優待制度

近年の個人株主の増加または自社事業への理解の促進を狙いとして、株主優待制度を実施する会社が増えている。特定の株主であっても、全株主に平等の機会が与えられているなかで一定の条件で決められること [13)]、あるいは会社側の裁量の余地がないなど [14)]の理由から、株主優待制度は株主の権利行使に関するものとはいえないとしている見解 [15)]がある。しかし、株主優待制度は通常、株主たる地位そのものに対して与えられる利益なのだから、原則として株主の権利の行使に関するものとはいえないが、社会通念上許容された相応の範囲を逸脱すれば、利益供与の禁止に触れるとする見解 [16)]がある。

4－1　土佐電気鉄道事件 [17)]

株主優待として交付した株主優待乗車券が利益供与にあたらないとされた判例を紹介する。

土佐電気鉄道会社は、株主優待制度として、株主に対し、株式の数に応じて交付基準で決められた数の優待乗車券を交付している。土佐電気鉄道会社の株主であるＸ（原告・被控訴人）は、土佐電気鉄道会社が交付基準に反し、正規の交付数を超過して株主のＢら及びその株式の一部譲渡を受け株主となったＣらに優待乗車券を交付したと主張し、超過交付は、商法 294 条の 2 が禁止する特定の株主に対する無償の利益供与に当たるとして、商法 266 条 1 項 2 号に基づき、代表取締役のＹ（被告・控訴人）に対し、供与した利益相当額を土佐電気鉄道会社に返還するよう求めた事件である。

原審 [18)]では、本件超過交付が株主に対する無償の利益供与に当たるとして、Ｘの請求を認容した。

これに対し、控訴審判決では、本件超過交付が無償の財産上の利益供与に当たることは明らかとしながらも、土佐電気鉄道会社には、優待乗車券を交付したことについて、Ｂらの権利の行使に関してこれを行う意図はなかったので、本件超過交付は、商法 294 条の 2 第 1 項の規定に違反しないとして、この点に関するＸの主張を退けた。

この判決について、商法 294 条の 2 第 1 項は、会社が株主の権利の行使に関し財産上の利益を供与することを禁止し、同法 266 条 1 項 2 号は、その禁止に反して財産上の利益を供与した取締役の会社に対する損害賠償責任を規定している。本件のような株主優遇制度は、多数の会社で行われているが、社会通念上相当の範囲を逸脱すれば、利益供与になるというのが通説であり、本判決もこの立場に立つものと思われる。問題となるのは、会社側が「株主の権利の行使に関し」ということを全く意図せ

ずに財産上の利益を供与した場合も商法 294 条の 2 に触れるか否かであるが、これを否定する説が通説といえよう。本判決は、否定説に従い、同条に触れるというためには、株主の権利の行使に関して利益供与を行うという意図が必要と解したものである。ただ、本判決は本件の利益供与が株主の権利の行使に関してなされたものか否か必ずしも明確にしていないし、Yに株主の権利行使に関してこれを行う意図がなかったことについての説示もわかりやすいとはいえないようである[19]。

4−2 「隠れ優待」

株主優待制度として公表せずに商品などを提供する「隠れ優待」というものがある。今やアンケートに回答した株主に商品券や金券を送る企業は珍しくないという。

大東紡織において株主総会で議決権を行使した株主にクオカードを贈呈するといったケースもある（下記表参照）。持ち合い解消を進めた結果、個人株主が増え、議決権行使比率が下がってしまったため、議決権の行使を促すために謝礼贈呈を決めたという。主な「隠れ優待」の例は以下のようになっている。

条　件	企　業　名	内　容
議決権を行使	大東紡織	株主総会で議決権を行使した株主に 500 円分のクオカードを送付
アンケートに回答	NTT データ	回答者のうち 1000 人に 1000 円分の図書カードを送付
	クラレ	回答者全員に自社関連製品を送付
	住生活グループ	回答者のうち 1000 人にカレンダーを送付
	フジ住宅	単元株を持つ回答者全員にすだち 1 ㌔を送付
	フランスベッド	回答者のうち 500 人にカレンダーを送付
無条件	東京テアトル	単元株以上の保有者に自社サービスの割引券を送付

（日本経済新聞 2010 年 11 月 26 日朝刊より引用作成）

しかし、会社法では、金銭以外を株主に配分する「現物配当」を規定しており、隠れ優待とされるもので自社のサービスと関係ない金券の贈呈などは実質的な現物配当に該当する場合もあり得、配当可能な利益のない企業が隠れ優待を実施すれば配当財源規制に触れる可能性も出てくる。

そこで、2007 年の株主総会での議決権行使に Quo カードを贈呈し利益供与とみなされたモリテックス事件についてみていく。

5．モリテックス株主総会決議取消請求事件[20]

本件は株式会社モリテックス（被告）の株主である IDEC 株式会社（原告）が、定時株主総会において、取締役及び監査役選任の議案について、原告に被告の株主から提出された委任状に係る議決権の個数を出席議決権数に含めなかったこと、違法な利益供与の申出を手段として議決権行使の勧誘を行ったことはいずれも違法であり、株主総会決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なときに当たるなどと主張し、上記の各議案に係る取締役及び監査役の各選任決議（本件各決議）の取消しを求めた事案である。

被告であるモリテックスは、議決権を有する全株主に対して、議決権行使書面及び「『議決権行使』のお願い」と題する書面等を発送した。被告が送付した議決権行使書面には、有効に議決権行使をした株主 1 名につき Quo カード 1 枚（500 円分）を贈呈する旨が記載されると共に、「※各議案につき賛成された方も反対された方も、また委任状により議決権を行使された株主様にも同様に贈呈いたします。なお、議決権行使に賛否のご記入がない場合は、議決権行使書の注意書きにございますように、会社提案に賛成があったものとしてお取扱います。」との記載がなされていた。

また被告は被告の議決権を有する全株主に対し、「『議決権行使書』ご返送のお願い」と題するはがきを送付した。このはがきには、「今次株主総会は、当社の将来に係わる重要な総会でございますので、当日ご出席願えない方で、まだ議決権行使書をご返送頂いていない場合には、誠にお手数ですが招集ご通知同封の議決権行使書に賛否をご表示頂き、お早めにご返送頂きたく重ねてお願い申し上げます。議決権を行使（委任状による行使を含む）して頂いた株主様には、Quo カードを進呈致します。」との記載がされるとともに、その下部に「【重要】」とした上で、「本年６月開催の株主総会は、当社の将来に係わる重要な株主総会となります。是非とも、会社提案にご賛同のうえ、議決権を行使して頂きたくお願い申し上げます。」との記載がされていた。

上記のこうした事案の概要のもと、本稿では「議決権行使株主に対する Quo カード送付の違法性」という利益供与に関係する部分のみ取り上げる。また、事件の流れは下記の表の通りである。

— 事件の流れ —

2006 年	
4 月	モリテックス、創業者の森戸祐幸会長(当時)を解職
10 月	IDEC がモリテックスの株の取得を始めたことが判明
12 月	モリテックス、買収防衛策を発表
2007 年	
3 月 26 日	IDEC とモリテックス、資本業務提携を発表
4 月 19 日	IDEC、森戸氏と共同でモリテックス取締役選任の株主提案を発表
23 日	モリテックス、IDEC との業務提携解消を通告
5 月 29 日	IDEC、株主提案を修正。森戸氏を取締役候補から除外
6 月 14 日	モリテックスが議決権行使と引き換えに株主に Quo カードを配布すると通知
27 日	モリテックス株主総会、モリテックス側の取締役選任案を賛成多数で可決 IDEC が取り消しを求め提訴
12 月 6 日	東京地裁が IDEC の訴えを認める判決

（日本経済新聞 2007 年 12 月 7 日朝刊より引用作成）

5−1　争点について

原告（IDEC）側の主張は、以下のようなものである。株主に対して一人当たり Quo カード１枚（500 円分）を贈呈する旨を表明して議決権行使を促し、この贈呈は議決権という株主の権利行使に関し行われたことは明らかであり、また本件贈呈が被告の計算において行われ、Quo カードが財産上の利益に該当することも明らかであるので、会社法 120 条１項の利益供与の禁止の構成要件に該当する。

被告が本件贈呈を行った目的は、本件会社提案の可決を図るために、賛成する議決権を促すことにあることは明らかである。

また従来は会社経営に無関心であるために議決権を行使してこなかった株主が、議決権を行使する可能性が飛躍的に高まり、またこのような株主が最も取り得る行動は、本件株主総会に出席したり、本件委任状を原告に返送することではなく、被告が送付した議決権行使書面をそのまま送り返すことであるから、本件贈呈は株主の議決権行使の判断に対して中立ではなく、本件会社提案の可決に極めて有利に作用する。

さらに、本件株主総会で可決された剰余金配当額が１単位当たり 500 円であることからすると、本件贈呈に係る財産上の利益の程度は小さいとは言えない、とし本件贈呈は違法な利益供与に該当し、法令に違反すると主張した。

一方、被告（モリテックス）側の主張は、以下のようなものである。本件贈呈は、株主に対する議決権行使の勧誘の一環として行われたものであり、本件贈呈の申出は、議決権行使の前段階の事実行為であり、株主総会の決議の方法ということはできない。

被告役員のほぼ全員を入れ替えるか否かという被告の将来の事業方針に大きく影響し、さらには被告の企業価値にも影響を及ぼすべき議題が審議される本件株主総会に、できるだけ広く株主の意思を反映させるために行われたものであり、違法な利益供与には該当しない。

株主一人当たり 500 円分の Quo カードであり、一人の株主が受ける本件贈呈の価値は極めてわずかであるからこれにより株主の意思が不当に歪められるおそれは乏しく、社会通念上相当な範囲のものである、とし株主の権利行使に関する利益供与には該当しないと主張した。

5−2 判　決

本件贈呈の利益供与の該当性につて

裁判所は、「被告が有効な議決権を条件として株主１名につき Quo カード１枚（500 円分）を交付したことは、議決権という株主の権利行使に関し、被告の計算において財産上の利益を供与するものとして、株主の権利の行使に関する利益供与の禁止規定に該当するものである。

そこで、本件において株主に対して供与された利益の額について検討すると、個々の株主に対して供与された Quo カードの金額は 500 円であり、一応、社会通念上許容される範囲のものとみることができる。また、株主全体に供与された Quo カードの総額は 452 万 1990 円であり、平成 19 年 3 月期（第 35 期）における経常利益が 3 億 5848 万 8000 円、総資産が 150 億 7296 万 5000 円、純資産が 76 億 8043 万 6000 円であるところ、第 35 期の中間配当及び期末配当の総額はそれぞれ 6912 万 3500 円であることと比較すれば、上記の総額は会社の財産的基礎に影響を及ぼすとまではいえない。

そして被告は、本件贈呈は、モリテックス役員のほぼ全員を入れ替えるか否かという被告の将来の事業方針に大きく影響を及ぼす議題が審議される本件株主総会に、できるだけ広く株主の意思を反映させるために行ったものと主張する。たしかに、本件において、株主は、本件会社提案または株主提案のいずれに賛成しても、また、議決権行使書面及び株主総会の出席のいずれの形で議決権を行使しても、Quo カード１枚（500 円分）の交付を受け取る仕組みとなっていることが認められる…。

また、昨年の定時株主総会までは Quo カードの提供等、議決権の行使を条件とした利益の提供は行っておらず、原告と対立関係が生じた本件株主総会において初めて行ったものであることが認められる…。

以上によれば、本件贈呈は、その額においては社会通念上相当な範囲に止まり、また、会社の財産的基礎に影響を及ぼすとまではいえないということができるものの、本件会社提案に賛成する議決権行使の獲得を目的としたものであり、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的によるものということはできないから、例外的に違法性を有しないものとして許容される場合に該当するとは解し得ず、結論として、本件贈呈は会社法 120 条 1 項の禁止する利益供与に該当するというべきである。」と判決した。

6．おわりに

株主優待の判例では、原審では利益供与に該当すると判決が下されていたが、控訴審では土佐電気鉄道会社には「権利の行使に関して利益供与を行う意図がなかった」とし、利益供与に該当しないとされた。このように利益供与に該当するには、「利益供与を行うという意図」が必要と解されているようだが、モリテックス事件でもその意図がなかったように初めは思えた。なぜなら、議決権行使をした株主に特典をあげることは普通に行われていることだと思うからである。しかしモリテックスは IDEC と委任状争奪戦中だったということもあり、会社の財産を使って株主の囲い込みのために Quo カードを配布するというのはやはり利益供与にあたると裁判所は判断した。もし、会社の財産ではなく、取締役個人のポケットマネーでこのような贈呈が行われていたとしたら利益供与とはみなされないのではないか。しかし、そのようなことをすれば贈収賄などの規制に該当してしまうのかもしれない。いずれにしても、株主の権利行使に影響を及ぼす恐れのない正当な目的だったのかということを立証することは難しいと考える。

株主優待や株主総会でもらえるお土産は社会通念上許容範囲であれば問題ないということだったが、近年は株主優待がネットオークションや街中の金券ショップで売られている。そうした株主以外の人間が株主優待券を利用し、ある企業には売り上げによからぬ影響を出してしまっているという。だか

らといって、この株主優待を今すぐ止めるというわけにはいかないようだ。個人投資家は優待に関心が高く、廃止してしまうと株主が離れてしまい、株価にも影響が出てしまうという。このように企業が個人株主の確保に力を入れていることは分かるが、特典等が利益供与にあたらないように注意をしていく必要があると思う。そのためには、販売促進という目的のもと行うのがよいのではないかと考える。

謝辞

本論文を作成するにあたり、高橋聖子先生から丁寧なご指導を賜りました。ここに感謝の意を表します。

注

1) 竹内昭夫『会社法の理論(2)』有斐閣、2002年、55頁
2) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(9)』有斐閣、2000年、238頁[関俊彦]
3) 稲葉威雄『改正会社法』金融財政事情研究会、1982年、183頁
4) 元木伸『改正商法逐条解説』商事法務研究会、1983年221頁
5) 柴田和史『会社法詳解』商事法務 、2009年、123頁
6) 竹内昭夫『会社法の理論(2)』有斐閣、2002年、58頁
7) 関俊彦『利益供与の禁止（上)』商事法務952号8頁
8) 竹内昭夫『会社法の理論(2)』有斐閣、2002年、58頁
9) 稲葉威雄『改正会社法』金融財政事情研究会、1982年、185頁
10) 元木伸『改正商法逐条解説』商事法務研究会、1983年、222頁・津田賛平『株主の権利行使に関する利益供与の禁止をめぐる諸問題』623頁
11) 森本滋『違法な利益供与の範囲』監査役167号、1982年、7頁
12) 相澤幸雄『利益供与ガイドライン[改訂版]』商事法務研究会、2001年、68・69頁
13) 崎田直次『株主権利行使に関する利益供与』金融・商事判例651号84頁
14) 河本一郎『株主の権利行使に関する利益供与の禁止（その２)』法学セミナー351号、1984年、108頁
15) 稲葉威雄『改正会社法』金融財政事情研究会、1982年、184頁・河本一郎『株主の権利行使に関する利益供与の禁止（その２)』法学セミナー351号、1984年、108頁
16) 森本滋『違法な利益供与の範囲』監査役167号、1982年、9頁
17) 高松高裁 平成2・4・11判決
18) 高知地判 昭和62・9・30 / 判時1263号43頁
19) 金融・商事判例859号3頁
20) 東京地裁 平成19・12・6判決

参考文献・資料

1) 別冊法学セミナー no.204『新基本法コンメンタール会社法1』日本評論社、2010年
2) 相澤幸雄『利益供与ガイドライン[改訂版]』商事法務研究会、2001年
3) 伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『会社法』有斐閣、2010年
4) 宮島司『新会社法エッセンス[第3版補正版]』弘文堂、2010年
5) 『商法の歴史と理論』新青出版、2005年
6) 『株主総会白書』商事法務 No.1949号、2011年11月30日発行
7) 『有斐閣判例六法(平成20年版)』有斐閣、2008年
8) Lexis Nexis JP
9) 日経テレコン21

【優秀論文賞】

商店街の活性化におけるTwitterの在り方

―高円寺ルック商店街のつぶやきの役割から商店街の展望を考える―

マネジメント学部　マネジメント学科
樋田　小百合

1．はじめに

全国商店街振興組合連合会の平成18年度『商店街実態調査』[1]によると、商店街の最近の景況を問うと「繁栄している」「停滞しているが上向きの兆しがある」と答えた商店街が6.4%で、「停滞しているが衰退する恐れがある」「衰退している」と答えた商店街は70.3%だった。このように、近年、商店街の運営は厳しさを増してきている。

そうした厳しい状況から脱却するための手段の1つとして、商店街の活性化のためにTwitterを使用する商店街が増えてきた。商店街に限らず今後もTwitterを使うビジネスは増加していくと予想される。しかしそのことは同時に、今後ネットワーク化が進むことによって、高齢者はどんどん情報弱者になってしまう恐れも生じさせている。

この論文では、活性化のためにTwitterを実際に使用している「高円寺ルック商店街」を例に取り上る。そして、Twitter利用に際してどのような課題があるのかを明らかにし、衰退していく商店街が活気を取り戻すために、Twitterがどのような役割を果たすことができるか、有効活用の手段を考察していく。

2．商店街の抱える問題

まずは、商店街の抱える問題を見ていく。

『商店街実態調査』によると、商店街は近隣型商店街・地域型商店街・広域型商店街・超広域型商店街・4つのタイプに分類されている。

近隣型商店街とは、最寄品中心で地元主婦が日用品などを徒歩または自転車などにより日常性の買い物をする商店街を指す。地域型商店街とは、最寄品店及び洋服屋などの買回り品店が混在し、近隣型商店街よりもやや広い範囲から、徒歩、自転車、バス等で来街する商店街のことだ。広域型商店街は百貨店、量販店などを含む大型店があり、最寄品店より買回り品店が多い商店街で、超広域型商店街とは百貨店、量販店などを含む大型店があり、有名専門店、高級専門店を中心に構成され、遠距離からの来街者が買い物をする商店街のことである。

これらの商店街のタイプ別の全国の平均店舗数は、『商店街実態調査』によると平成18年度の段階

で「近隣型商店街」が 53.7 店、「地域型商店街」が 62.8 店、「広域型商店街」が 76.3 店、「超広域型商店街」が 84.4 店である。全体の平均は、59.2 店である。

商店街の空き店舗数の全体平均は 5.3 店(空き店舗率 8.98%)で、過去 4 回の調査の中で最も高い数字となっている(図表 1 参照)。

図表 1　空き店舗率と空き店舗の過年度比較

調査年度	空き店舗率	空き店舗の 5 年(または 3 年)前との比較			
		増えている	変化なし	減っている	無回答
平成 7 年度	6.87%	46.0%	38.6%	8.4%	7.0%
平成 12 年度	8.53%	43.7%	38.8%	8.1%	9.4%
平成 15 年度	7.31%	36.8%	44.6%	11.2%	7.4%
平成 18 年度	8.98%	37.1%	46.5%	11.3%	5.1%

(平成 18 年度『商店街実態調査』より)

また、平成 18 年度『商店街実態調査』の商店街における大きな問題の主な回答に「魅力ある店舗が少ない」「商店街活動への商業者の参加意識が薄い」「経営者の高齢化等による後継者難」が挙がった。こうしたことから、近年、空き店舗が増えていることが、商店街の魅力を下げていることが推測できる。

では次に、本稿で取り上げる高円寺ルック商店街の事例について詳しく述べていく。

3．高円寺ルック商店街について

高円寺ルック商店街は、東京都杉並区、高円寺駅南口のパル商店街を抜けた先に位置する商店街である。約 500 メートル続く道の両側に 173 店舗が並んでいる。『新高円寺通商店街振興組合診断報告書』によると、ルック商店街の 32%を占めているのが洋服屋である。

ルック商店街は先にみた商店街の 4 つのタイプのうち、地域型商店街に分類される。しかし、高円寺には小規模スーパーが 8 つあり、古着屋などの買回り品店舗が多くあるため、広域型商店街の傾向もある。

振興組合の組合員に商店街の景況感を問うと、「繁盛している」と「まあまあ繁盛している」と答えた組合員の割合は併せて 43%にのぼった(『新高円寺通商店街振興組合診断報告書』による)。これは、前項で示した全国商店街実態調査の結果とは大きくかけ離れている。つまり、ルック商店街は、衰退が著しい全国の商店街の中で、比較的上手く運営されている希有な存在であると言えるだろう。

しかし、商店街を取り巻く環境は、全国的に見ても非常に厳しい状況である。少子高齢化に伴う消費の減退、長期の不況による購買力の低下、大型店、専門店への顧客の流出などにより、多くの商店街において来街者、売上額は減少している。また、『新高円寺通商店街振興組合診断報告書』にはルック商店街の組合の中でも、経営環境の二極化が始まっていることが書かれている。ルック商店街の今後の活性化のためには、商店街が持つ強みや課題を明確化して組合員で共有し、再認識することが重要である。そしてその強みや課題を強化改善することでルック商店街の一層の発展が期待できると思われる。

では、強みや課題を明確化していくために、ルック商店街の SWOT 分析結果から考察したい。SWOT 分析とは、目標を達成するために意思決定を必要としている組織や個人のプロジェクトやベンチャービジネスなどにおける、強み、課題、機会、脅威を評価するのに用いられる戦略計画ツールのうちの一つである。ルック商店街を SWOT 分析にあてはめると、次の図表 2 のようになる。

図表 2　ルック商店街の SWOT 分析

【強み】 古着を中心としたファッション集積エリア 駅間に挟まれた立地で通行量も比較的多い →他地域からの来街者が多い商店街 30歳以下の若者が多い 来街者の9割以上が好印象を持つ商店街	【機会】 ITの活用による商店街情報の発信強化 フリーマーケット・ファッション・イベントの開催頻度アップ 消費者のエコ意識・節約志向の高まり 外国人観光客の積極的な誘致
【課題】 経営面で組合員の二極化が進んでいる 組合としての一体感の醸成 →若手経営者の活動への参画 来街者への販売機会の拡大 高円寺の他の商店街との差別化	【脅威】 他の商店街との競合激化 生鮮品などの消費の流出 ネット通販などの消費者の購買行動の変化

（平成 22 年 8 月 22 日『新高円寺振興組合診断報告書』より）

前項で述べた商店街の抱える問題点の一つに「商店街活動への商業者の参加意識が薄い」とあった。図表 2 をみるとルック商店街にもそのことがいえると分かる。そうした状況を改善することが必要である。では、そのための手段として何が考えられるだろうか。

ルック商店街は、「日本初の商店街の公式 Twitter アカウント」と呼ばれ、注目を集めている。そのため、IT の活用による商店街情報の発信強化の機会は大いにあると考えられる。そのことをこの論文では議論したいが、その前に、まずは、Twitter とは一体どのようなものであるのか、他のソーシャルネットワークサービスとの違いに注目しながらその特徴について述べる。

4．ソーシャルネットワークサービスについて

4−1　ソーシャルネットワークサービスとは

ソーシャルネットワークサービス(以下 SNS)とは、人と人とのつながりをサポートするコミュニティ型の Web サイトのことである。代表的な SNS に、mixi や Facebook、この論文で取り上げる Twitter などがある。コミュニケーションの深化が SNS の利点である。

mixi は、日本最大級の規模の SNS である。Facebook は、平成 16 年にアメリカで開始された SNS で、平成 20 年に日本版が公開された。Twitter とは、140 字以内の短い文章を入力し、世界中の人と情報を共有するネットワークサービスである。

『mixi, Twitter, Facebook 2011 年 4 月最新ニールセン調査』によると、平成 23 年 4 月現在での利用者数は、日本国内で mixi は 1251 万人、Facebook は 694 万人、 Twitter は 1549 万人であるという。

図表 3　mixi・Twitter・Facebook 利用者年齢分布

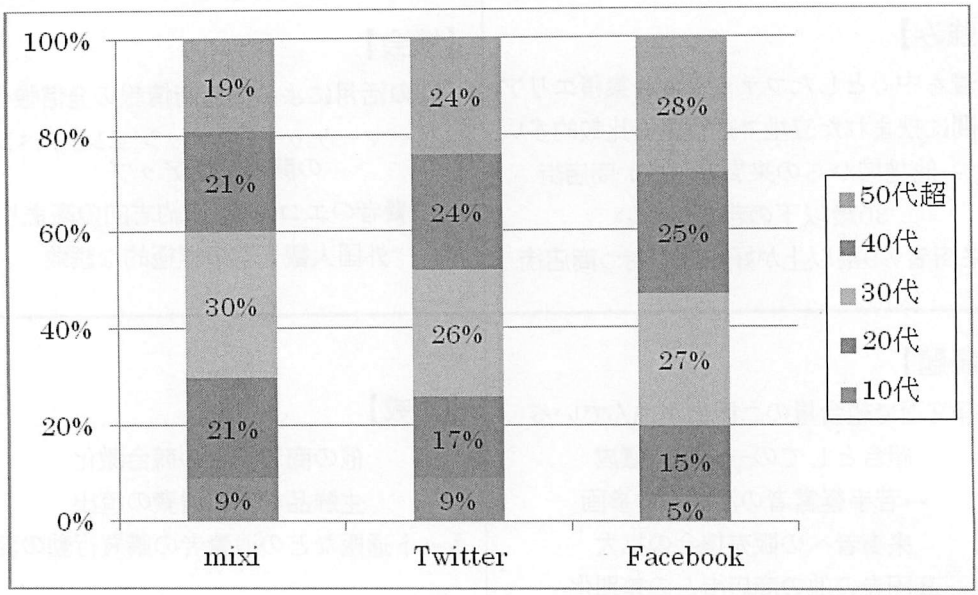

(『mixi, Twitter, Facebook ,Google+ 2011 年 7 月最新ニールセン調査』より)

図表 3 は、SNS 利用者の年齢分布を示したものである。これによると、30 歳未満は 26%の人が Twitter を利用していることが分かる。前項で述べたとおり、ルック商店街の顧客の年齢層は、30 歳未満の層が多い。つまり、ルック商店街の利用年齢層と、Twitter の年齢層が合致している。そのため、Twitter は効果的なツールとなっていると考えられる。

また、これをみると、SNS の利用年齢層は一般に思われているように低いわけではないことが分かる。つまり、これらの SNS の使い方によっては、高齢者が情報弱者になる可能性は必ずしもいえないと考えられる。次節では SNS の特徴を詳しく見たい。これは後に見る商店街での活用方法を考える上で重要な情報となる。

4−2　Twitter について

Twitter は短文で、リアルタイムでやり取りできる SNS である。140 字をツイート(つぶやき)することで、人とコミュニケーションの簡略化をはかることができる。そこが mixi や Facebook との一番の違いであり、大きな特徴だろう。

Twitter では、フォローによってユーザー間につながりが生まれる。フォローとは、mixi などの SNS サイトにおけるフレンド機能のことだ。フレンド機能とは、自分と他のユーザーのどちらかが相手に申請をし、その相手が申請に許可をするとインターネット上でつながりができるというものである。つまり、双方向の関係をつくることができる。mixi や Facebook は、自分と他のユーザーの双方向の関係をつくることができる。しかし、Twitter は自分がユーザーをフォローするだけで、自分のページに相手のツイートが表示されるようになる。相手の承認がいらない分、フレンド機能の手続きが簡略化されている。そのため、mixi や Facebook のフレンド機能と違い、Twitter は一方通行の関係ということもありうる。ここは、Twitter の長所であり、短所でもあるといえるのではないか。

Twitter のその他の特徴として挙げられることは、リツイート(引用)機能やハッシュタグ機能だ。

リツイートとは他のユーザーのツイートを紹介する場合に使われる。また、リツイートには公式リツイートと非公式リツイートがある。二つの違いは、自分のコメントを追加することができるかどうかだ。公式リツイートは、他のユーザーのツイートを紹介するためだけのもので、自分のコメントは追加できない。一方、非公式リツイートは他のユーザーのツイートに自分のコメントを追加することができる。

ハッシュタグとは「#」のあとに英数字が続く文字列で、ツイートをグループ化するための機能である。ハッシュタグの利点は、同じ話題のツイートを発見しやすい点にある。様々なツイートの中から

特定のトピックについてのツイートを抽出したいと思うときに活用できる。例えば、東京に関する話題は「#Tokyo」、天気に関する話題は「#tenki」などをツイートの文末につけてつぶやくと、同じ話題を検索しやすくなる。

以上のことから、Twitter は、情報の拡散と共有を気軽に行うことができるといえる。リツイートは、情報の発信源をフォローしていなくても、他のユーザーから紹介が回ってくることでその情報を目にすることができる。ハッシュタグは、それをつけてツイートすることで、情報を共有できたり、同じ趣味の仲間と出会ったりできる。しかし、140 字以内でツイートしなければならないため、長文になる場合は文章を小分けにしたり、情報発信のソースを貼りつけたりして簡素にする必要がある。その点は、他の SNS を利用する方がいい場合もあるかもしれない。

4−3　他の SNS との比較

以上のように様々な便利な機能があるものの、他方で Twitter にはできないこともある。

例えば、情報公開の範囲の制限である。Twitter は公開範囲の制限の選択肢が二つしかない。自分をフォローしてくれている人(フォロワー)に公開するか、全体に公開するか、この二つである。しかし、mixi や Facebook は、友人・一部の友人・友人の友人・全体に公開・非公開など様々な公開範囲を選択できる。

他には、140 字以上書くことができるという点もある。長文を書くときに Twitter は有効活用しにくいが、mixi や Facebook は日記やノートという機能があるため、長文のログを残すことができる。しかし、Twitter と違い、mixi や Facebook は、相手の更新情報を見に行くという手間がある。Twitter は、相手をフォローしているだけで、相手の情報が自分のページに表示される。mixi や Facebook は、日記のタイトルは表示される。しかし、そのコンテンツを見るには、タイトルをクリックして、見に行かなくてはいけない。

また、mixi にも Facebook にも Twitter のように短文で書く機能があるが、リツイート機能がないため、情報を拡散させることが難しい。また、多くの人が情報を知るためには、文字をコピー&ペーストをしたり、情報発信源のページを見に行ったりと、手間がかかる。

Twitter は情報を発信する側と受信する側、どちらにとっても手間がかからないツールであると考える。mixi や Facebook は、送受信をするどちらかに必ず手間がかかる。そう考えると、Twitter は誰にでも気軽に使いやすいツールであるといえるのではないだろうか。

次は、このようなツールを使っている大型店と商店街、ある地域の例を挙げ、それぞれのつぶやく意味の違いを明らかにする。

5．つぶやきの意味

5−1　大型店舗の場合

まずは、大型店の場合を見ていきたい。

大手スーパー西友は、平成 23 年の 9 月 1 日から 11 月 9 日まで「サゲリク」という活動を行っていた。サゲリクとは、Twitter を通じて商品の値下げを消費者がリクエストするという企画だ。「100 票に達した商品は値下げを検討」という呼びかけに、3 週間で 1 万件以上の声が集まった。西友の富永朋信・マーケティング本部長は「Twitter がなければ、膨大な声を直接聞くことは不可能だった。一緒に値下げをしたこと感じて、愛着を持ってもらえたのではないか」と話す。

つまり、消費者から寄せられる膨大なニーズをとらえるツールとして、非常に有効ということがいえるのではないだろうか。また、Twitter で販売促進することで、店舗の宣伝にもなっていると考える。

5−2　商店街の場合

次に商店街の場合を見ていく。

これは、平成 23 年 12 月 8 日に筆者が実施した中澤一也氏（高円寺ルック商店街）へのインタビューの結果から考察したものである。

中澤氏によると、現在の日本人は、高度経済成長の時代と違い、生きるためにモノを買っていないということである。現在の日本人が買っているモノは「満足」である。「満足」とは、価格やおいしい

もの、信頼など多岐にわたるモノである。
商店街が衰退していく理由の一つは、小売店は大型店に勝てるわけがないのに同じ土俵に上がってしまったからということがある。近年は、スーパーのように、一か所で買う物すべてが揃う店舗が増えてきた。スーパーや大型店は、「価格」という満足を提供するのが得意である。
他方で、小売店は、大型店に負けないために、「価格」以外の多くの満足を用意できるにもかかわらず、それに気付いていない店が多く、価格競争に参戦してしまった。そのため、大型店と張り合う形になってしまい、競争に敗れ、衰退していったと中澤氏はいう。
このことから、大型店と同じ位置で競っても小売店は衰退していく一方だということがわかる。つまり、同じツールを使うとしても、使い方を誤ると大型店に敗れてしまうのではないだろうか。
中澤氏は、「Twitter は売上アップや集客アップを目的として使ったツールではない。あくまでコミュニケーションを主体としたツールだ」という。また、Twitter 上であまりに宣伝ツイートをすると、フォロワーは読んでくれないという。「Twitter で宣伝じゃなく、さりげない会話をすることで、商店街に来てもらうきっかけづくりができる」とのことだ。Twitter を通じてルック商店街を認識してもらい、お客様の中でルック商店街の存在が大きくなる。それによりお客様に今後何年も付き合っていただけるような良好な関係が築けていることが、ツールの導入によって得られたものだそうだ。
販売促進は、ソーシャルメディアを活用しなくても、広告などの他の手段がある。しかし、コミュニケーションは広告などではできない。ルック商店街は、コミュニケーションをとることを Twitter の活用の一番の目的としているのだ。現代人はコミュニケーションに飢えているが、対面していきなり深い話はできない。そこで Twitter は非常に有効だと中澤氏は考えている。また、文字でやり取りするところからコミュニケーションが始まり、そこからルック商店街に来てもらうきっかけを作ることができるようになるだろうと考えている。つまり、ソーシャルメディアは人と人とをつなぐ接着剤としての役割も担っている。
このことから、同じツールでも、大型店と商店街で担う役割は大きく異なるということがいえる。

5−3　まちの場合

では、まちの場合はどうだろうか。
ここで、秋田県横手市と福岡県福岡市の事例を紹介する。
横手市は、Twitter を使って Yokotter(ヨコッター)と名付けた町おこしをしている。横手市のホテル支配人の高橋淳氏が、平成 21 年 12 月 22 日午前 9 時 35 分 52 秒に「秋田県横手市を Twitter の町にしたいです」と Twitter で呼びかけた。高橋氏の幼馴染で友人の細谷拓真氏と 2 人で仕掛け、ここから横手市の町おこしが始まった。平成 22 年 2 月の雪まつりには Yokotter かまくらを設け、Twitter の無料講習会を始めた。
横手市に関するつぶやきは「#yokote」というハッシュタグをつけることで集約して読むことができる。#yokote のハッシュタグを見ると、スタッフブログの更新情報や、「○○のお店の料理がおいしい」などの口コミ、イベントの感想など、色々な人が様々な話題についてツイートしている。また、横手市は公式アカウントを設け、市としてのつぶやきを発信し、町おこしに協力した。Yokotter 代表の細谷氏は、今後の目標に「観光客を増やすこと」を掲げている。
福岡市には、「大名なう」というプロジェクトがある。大名なうとは、繁華街天神に隣接する大名地区を愛する人たちが、Twitter などのソーシャルメディアを利用してこの地域の情報を発信していくプロジェクトである。大名なうの初の催しは平成 22 年 2 月 12 日から 3 日間、実験的に開かれた。54 店が参加して Twitter で店の特長や商品などを発信し、市民がコミュニケーションをとりながら買い物に訪れるという試みだ。この実験は成功した。アンケートに答えた 51 店のうち 16%が「来店客数が増えた」と回答している。つまり、大名なうは、集客に大いに効果を発揮しているといえるだろう。
2 つのまちの事例からつぶやきの意味を読み取ると、2 点ある。1 つは Twitter を集客アップのための宣伝ツールとして使っているという点だ。そしてもう 1 つはコミュニケーションツールとして活用しているという点だ。つまり、つぶやきの規模が大きくなると、大型店舗と商店街の 2 つを兼ね備えた意味を持つことになると考えられる。

6．おわりに―商店街の活性化における Twitter の在り方―

前項で、Twitter の使い方を誤ると、大型店との競争に敗れてしまう可能性があることを述べた。それを踏まえ、ここではまとめとして、商店街が Twitter をどのように使えば活性化できるか考えていきたい。

ルック商店街のある東京都杉並区は、単身世帯が多く、3 年で 3 割の人が入れ替わるという。現在は杉並区に越してくる人と出て行く人のバランスがとれているが、出て行く人の方が多くなると過疎化につながる。そのような状態にしないために、住む人にとって居心地のいい理由作りが必要となってくる。

そこで、Twitter の活用が有効ではないかと考えられる。「商店街の活性化に大切なことは Twitter で想いを伝えることだ。想いを伝えるときに多くの人、とりわけその街に住んでいる人を巻き込むと活性化につながる」と中澤氏はいう。街の人と想いを伝え合えば、その地域でつながり増える。そこに住んでいる人にとって、地域に知り合いが増えれば、居心地がよくなるだろう。その中心に商店街の存在(Twitter のアカウント)があれば、いい理由作りが出来るかもしれない。

多くの人を活性化のために巻き込む具体的なやり方は次のようなものである。Twitter を通じて、商店街と街の人が情報発信をしたりコミュニケーションをとったりする。それにより街の人が商店街に足を運びやすい環境を作ることができる。そして、街の人が商店街に足を運ぶ。そこから、商店街に足を運んだ街の人同士で会話が生まれる可能性がある。会話が生まれる場面とは、例えば、同じ店舗で会計を待っているとき、飲食店のカウンター席で隣の人に話しかける、などという場面である。このようにつながりを持ち、それを広げていくことが Twitter を通じた商店街と人の理想の関係ではないだろうか。そのことを表したものが図表 4 だ。商店街を中心に、たくさんの人を巻き込めば巻き込むほど、情報発信の影響力は高まるのではないかと考えられる。

図表 4　商店街と人の理想の関係

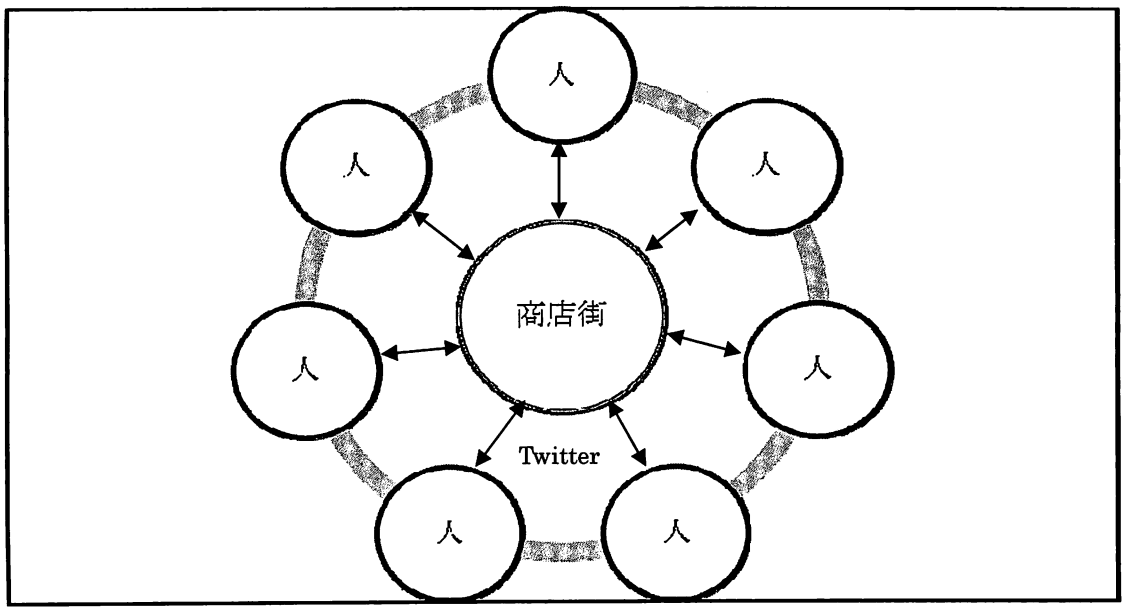

（中澤氏のインタビューをもとに筆者が作成）

ただ、ここで問題なのは、既に衰退してしまっている商店街では Twitter を使って活性化することは難しいという点だ。衰退してしまっている商店街の問題点は、客が少ないところにある。商店街は店舗があるだけでは成立しない。店舗を利用する客がいないと衰退していく。そうすると、たとえ Twitter で商店街が情報発信をしたとしても、その街の人に及ぼす影響力が少ないと考えられる。つまり、衰退してしまっている商店街では Twitter を活用した活性化は難しいのではないだろうか。

このように、商店街自体の影響力が少なければ町や市、それでも少なければ県、というように少しずつ範囲を広げて見ていけば、必ずどこかに活用できる部分があるはずである。それを見極めれば、衰退した商店街の活性化も不可能ではないと考えられる。そのことを表しているものが図表 5 である。

先に述べた横手市や福岡市のように、Twitter を使って活性化を試みているまちもある。この 2 つの地域は、活性化の規模を見極め、市単位にしていることで、上手く Twitter を活用できているのではないかと考える。

図表 5　活性化の規模

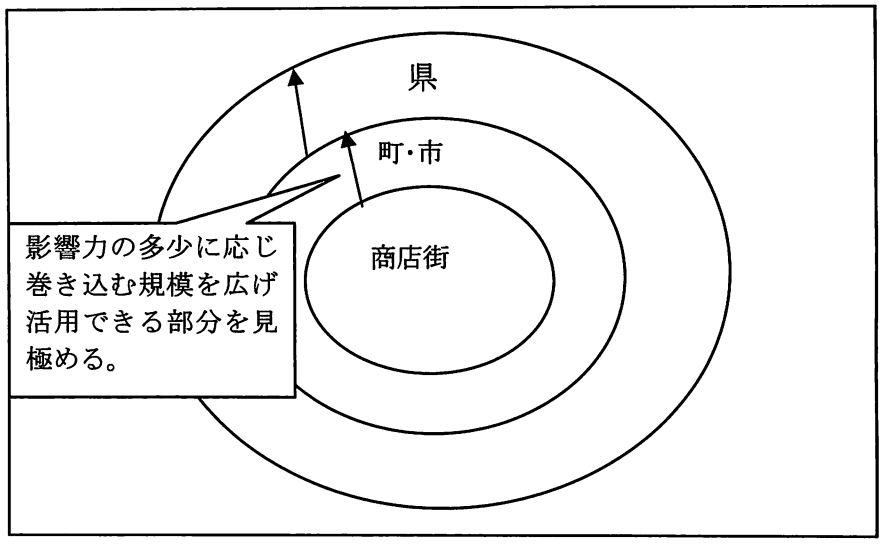

(中澤氏のインタビューをもとに筆者が作成)

最後に、Twitter の活用は、後継者を育てる意味でも非常に有効であると考える。前にも述べたとおり、商店街の抱える問題に「商店街活動への商業者の参加意識が薄い」「経営者の高齢化等による後継者難」が挙げられた。店舗経営をしている人(コンテンツの保持者)は高齢者かもしれないが、Twitter を使って若い人(後継者)が情報を発信することは可能ではないだろうか。情報を発信することによって、コンテンツの保持者と後継者の間にもコミュニケーションが生まれると考える。Twitter により、若手経営者が商店街の活動に参画しやすくなるとも考えられるのである。

参考文献

中小企業庁委託調査事業　平成 18 年度商店街実態調査
http://www.syoutengai.or.jp/dataroom/data/h18jittaihoukoku.pdf
宮崎市の中心街に Twitter 商店街誕生？ソーシャルメディアで商店街も変わる！
http://greenz.jp/2010/02/02/twitter_mall/
NPO 法人杉並中小企業診断士会　平成 22 年 8 月 22 日　新高円寺通商店街振興組合診断報告書
http://www.sugisin.com/pdf/look20101019.pdf
高円寺ルック商店街
http://koenjilook.com/
http://twitter.com/#!/koenjilook
商店街がなぜつぶやくのか
http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1002/19/news066.html
Twitter ガイド
http://twitguide.net/

Twitter とは
http://twinavi.jp/guide/section/twitter/step1
mixi, Twitter, Facebook 2011 年 4 月最新ニールセン調査
http://blogs.itmedia.co.jp/saito/2011/05/mixi-twitter-fa-2673.html
mixi, Twitter, Facebook ,Google+ 2011 年 7 月最新ニールセン調査
http://blogs.itmedia.co.jp/saito/2011/08/mixi-twitter-fa-8f02.html
大名なう～福岡大名の街を twitter で盛り上げよう～
http://daimyonow.jp/
『朝日新聞』　平成 23 年 10 月 10 日　朝刊「『つぶやき』販促 続々」
『朝日新聞』　平成 23 年 1 月 8 日　朝刊「つぶやきが広げる輪」

1) 商店街実態調査…商店街実態調査は、全国の商店街を取り巻く環境やその実態を、アンケート調査により把握し、今後の商店街振興施策の基礎資料とすることを目的として実施している調査。昭和 45 年に開始され、平成 18 年度が最新の調査である。

【入賞】

原発事故後のわが国における電力の確保

―新エネルギーの現状と課題―

マネジメント学部　生活環境マネジメント学科
小山　　渚

１．はじめに

我が国日本のエネルギー自給率は４％と先進国の中でも極めて低く、国内でとれる資源も少ないため、エネルギー確保のリスクの観点から様々な電源をうまく組み合わせてきた。

電源構成において、石油危機後の１９７５年には６０％超も石油に依存していたが、その後石油代替エネルギーとして、原子力、LNG 火力、石油火力をバランスよく導入に努め、電力のベストミックスを完成させた。

しかし、今年３月１１日に起こった東日本大震災に関連して福島第一原子力発電所で事故が起こったことにより、電力不足に陥った。わが国は今後エネルギーをどのような方法でつくるのが良いのか考え直す必要がある。

そこで注目したいのが原子力発電と同様に CO_2 を排出しない環境にやさしいエネルギーと言われている新エネルギーである。

２００９年の電源構成では、原子力２９.２％、石炭火力２４.７％、LNG 火力２９.４％、石油等火力７.６％、水力８.１％新エネルギー１.１％（資源エネルギー庁「電源開発の概要」より）となっている。新エネルギーはなぜ何年も前から認識されていたにも関わらず１.１％と普及が進んでいないのか。日本の新エネルギー政策に問題があるのか。新エネルギー自体に限界があるのか。このような問題意識を持ち、本研究では、その原因を明らかにし、新エネルギーの現状と課題を探る。

２．新エネルギーの定義

2−1　新エネルギーとは何か

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギー

を新エネルギーと呼ぶ。日本の法律では「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」とされ、１０種類が指定されている。（図表１参照）

図表１　再生可能エネルギーの種類

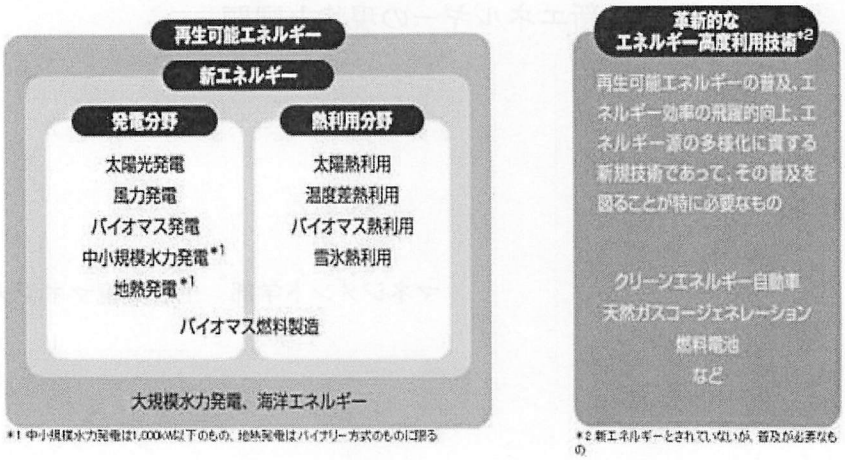

（出典）資源エネルギー庁

＜http://www.enecho.meti.go.jp/energy/newenergy/new/p1.html＞

次に、新エネルギーの種類をいくつか取り挙げる。

太陽光発電

太陽の光を受けて太陽電池モジュールが直流の電気エネルギーに変換するのが、太陽光発電の仕組み。

太陽光発電のメリットは、資源（太陽光）が枯渇する心配がない点である。また、タービンを回して発電するほかの方式と違い、エネルギーをそのまま変換するので騒音はなく、もちろん温暖化で問題になっている CO_2 も排出しない。言うまでもなく太陽が出てさえいれば良いので、世界中のどこでも発電できることが大きな強みだ。

一方で、天候に左右されやすく夜間の発電が不可能なのは大きな欠点で、またエネルギー密度が低いため大規模な発電には広い面積が必要となる。太陽光発電による発電コストも問題で、さらなる変換効率の向上や電力網の安定制御など、経済面の課題は多い。

風力発電

風の力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こすのが、風力発電の仕組み。風のエネルギーの約４０％を電気に変換できる、効率の良い発電方法である。

CO_2 排出量は、火力発電の３０分の１といわれ、地球にやさしい新エネルギーである。しかし、普及が進むにつれて電磁波障害や航空障害、低周波による騒音などの問題がでてきている。環境団体から反対運動が起こるケースもでてきている。

風力発電は風任せのため、設置する場所をよく見定めなくてはならない。現時点では風に恵まれた北海道、東北、九州が大半を占めているが、風力発電に適した地域は少なくなっているという問題がある。

バイオマス発電

木屑や燃えるゴミなどを、熱を利用して電気を起こす発電方法である。発電した後の排熱は、周辺地域の暖房や温水として有効活用ができる。

バイオマス発電のメリットは「持続可能な管理を行えば再生可能で枯渇しない」「太陽光発電や風力発電より発電コストが低い」「チップ化、ガス化、液体かすることで備蓄や運搬が簡単で年間稼働率が高い」ことがあげられる。

デメリットは「化石燃料に比べエネルギー密度が低い」「広く薄く資源が散在しているために収集コストがかかる」「食糧と競合する」「持続的な利用をしないと生態系を壊す可能性もある」という点が指摘されている。

中小水力発電

小さな川や農業用水路、水道用水路を利用しごく小規模な水車などを用いて発電をおこなう。

中小水力発電は大規模水力発電に比べて建設時の環境負担がはるかに少なく短期間で設置が可能であることが強みだ。また、CO_2排出量が極端に少ないクリーンなエネルギーであり、繰り返し利用できるエネルギーである。中小水力発電は、これまでの大規模な水力発電と違い、落差と流量が小さな小川や水路でも利用できるため、未開発の包蔵量がまだまだたくさんある。設置面積が小さく自然景観を損なう可能性が少ない点もメリットだ。ただし小規模とはいえ水力発電は、水の使用について利害関係が発生する。河川法をはじめとする法律によって、大規模水力発電と同じ手続きが必要なため、法の手続きが煩雑で面倒なのだ。まだまだ太陽光、風力と比べると法律的に優遇されているとは言えない。

地熱発電（バイナリー方式）

熱水で沸点の低い液体を加熱し蒸気をつくることで、タービンを回して発電をおこなう。

年中昼夜を通して一定量を安定して発電し続けられるのが強み。太陽光発電や風力発電と比べて設備容量は少ないものの、発電量が多く、利用率が高い安定電源といえる。

2−2　新エネルギー導入の意義

新エネルギーが重要視されるのは、エネルギー自給率の改善と地球温暖化の原因となる温室効果ガスの量が少ないからだ。はじめで述べたように、国土が狭く資源の少ない日本は消費するエネルギーの大半を輸入エネルギーに頼っており、エネルギー自給率はわずか４％（原子力は含まない）と先進国の中でもかなり低い。

東日本大震災後の電力不足による計画停電やガソリン不足が引き起こした混乱を見るまでもなく、エネルギー不足は社会全体の混乱につながるため、エネルギー安全保障の観点から輸入に頼っている現状は危険だと言える。

この現状を改善するための切り札が、日本の国土にある資源を用いる「純国産」の新エネルギーである。

以下に新エネルギー導入の意義を述べる。

1）エネルギーの安定供給の確保に貢献するエネルギー

資源制約の少なく安定供給が可能な石油代替エネルギーで石油依存度の低減に寄与する。

2）環境に与える負担が少ないクリーンエネルギー

石油や天然ガスといった従来エネルギーに比べCO_2排出量が低い。日本は「京都議定書」に署名しており、CO_2排出量の削減が急務となっているが、削減目標に達するには新エネルギーの導入が不可欠である。

3）関連産業・雇用創出への寄与

世界的に新エネルギーの市場は拡大しており、日本の誇る技術を武器に国際市場へ展開することで、

関連産業の成長と新規雇用の創出につながる。

4） 分散型エネルギーシステムとしての利点

新エネルギーによる電源は既存の系統電力に依存しない分散型電源システムであり、防災対応時には自立型システムとしての活用が可能である。

5） 電力の負担平準化（ピークカット）への寄与

太陽光発電システムによって発電された電力のうち設置された施設等で消費しない余剰分は系統連系することで電力会社に売電することができる。したがってエネルギー使用の無駄がなく、冷房負担の大きい夏期昼間の電力ピークの低減に寄与する。

３．RPS 法から固定価格買取制度へ

3−1　RPS 法の概要と問題点

日本では新エネルギー等の利用を促進するために２００３年４月から「電気事業者による新エネルギー利用に関する特別措置法（RPS 法）」が施行された。この RPS 法は、電力事業者の販売電力量に応じて年度ごとに新エネルギー導入の目標量・義務量を課し、義務量を達成させることで新エネルギーの一層の普及を図ろうとしている。

対象となる新エネルギーは太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、バイナリー方式の地熱発電。新エネルギーでの電力の利用が義務付けられているのは、北海道電力から沖縄電力に至る１０の一般事業者と特定電気事業者、特定規模電気事業者（PPS＝２０００キロワット以上のユーザー電気を供給している事業者）である。

各年度の目標量を超過達成した場合は超過分を翌年に繰り越せること（バンキング）ができ、不足の場合は翌年度に不足分を補わなければならない。発電コストが高い太陽光発電については、その重要性と他電源の発電コストとの比較等から、平成１９年３月の新エネルギー部会 RPS 法委員会において、１１～１４年度分の RPS 相当量を他の RPS 相当量の実質２倍として扱う特例措置が設けられた。
平成１９年には平成２４年から平成２７年の利用目標量が定められ、平成２７年までに１６０億 kWh（総電力比１.６３％）とすることになった。（図表２参照）これらの目標量はあまりに低く、同様に RPS 法を採用している国と比較してみると１桁も違う。RPS 法施行前の新エネルギー普及実績からみても年度ごとの目標量・義務量を上回る量が導入され、翌年度の繰り越し分が増え続けている。２００７年度は前年度からのバンキング量で義務量の９割をカバーでき、わずかに増やすだけで良いという状況であった。それに加え、電力会社主導の政策であるため、市民や自治体などの主体が風力発電などを導入しようとしてもごく一部しか認められない状況が生まれている。つまり、日本の新エネルギー電力政策は実質的に普及を抑制する政策になっていたのである。

一方、再生可能エネルギー政導入策として、固定価格買い取り制度を採用している国もあり、全世界で導入されている新エネルギー政策は大きく分けて、「RPS 法」と「固定価格買取制度」の２つにわかれる。

これまで RPS 法に則り新エネルギーの普及を目指してきた日本であったが、平成２３年８月２６日に再生可能エネルギー特別措置法が成立した。この法案成立に際し、平成２４年７月１日から固定価格買取制度が導入され、RPS 制度は廃止されることとなる。また、買取条件などの詳細はまだ決まって

おらず、地域経済振興や産業活性化への期待が集まる一方、電力料金の増加への不満、電力会社による受け入れ拒否の可能性に対する不安の声等も聞かれる。一方で制度の導入をにらみ、これまで対象から漏れていた再生可能エネルギー源の事業化や、新たな市場参入、関連投資の拡大等の動きも見られる。

次の節では、これから採用となる固定価格買取制度の概要について触れる。

図表２　新エネルギー利用義務量と履行状況

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
利用目標量（億kWh）	73.2	76.6	80.0	83.4	86.7	92.7	103.3	122.0	131.5	141.0	150.5	160.0
義務量（億kWh）	32.8	36.0	38.3	41.5	44.4	64.2	88.9	122.0	—	—	—	—
履行状況（億kWh）	40.6	49.1	55.8	65.1	74.3							

(注)＊「利用目標率（当該年度）」＝「全国の利用目標量」（当該年度）」÷「全国の電気供給量（前年度）」
（出典）総合資源調査会新エネルギー部会 RPS 法小委員会第一回資料　平成１８年度１１月６日
<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g61108d06j.pdf>
「RPS 法小委員会報告書 平成１９年３月１３日」総合資源調査会新エネルギー部会 RPS 法小委員会
<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70320a03j.pdf>

3−2　固定価格買取制度の概要と課題

固定価格買取制度はフィードインタリフ（FIT : Feed-in Tariff）とも呼ばれる。この制度は、対象となる発電設備を導入した個人や企業から「一定期間」「固定価格」で電力を買取るもので、導入時に決めた金額での長期間の買い取りが法律で保証される。導入直後は買取価格（タリフ）を高く設定し、以降は普及状況や製造コストなどを勘案しながら段階的に買取価格を下げていくのが特徴で、すでに導入済みの設備の価格は改訂されないため「固定価格」と呼ばれる。買い取りに要した費用は、原則として使用電力に比例した賦課金（サーチャージ）によって回収することになり、具体的には電気料金の一部として国民負担となる。（図表３参照）

この制度を利用すれば売電収入によって設備導入費を回収できることはもちろん、買取価格や発電量によっては利益を出すことも可能だ。そのため、投資リスクが低く積極的な導入意欲を喚起することができる。さらに、導入時期が早いほど高い金額で固定されたまま長期間の買い取りが保証されるため、設備価格の低下を待つ買い控えを防ぐ効果も期待できるのだ。

現在、再生可能エネルギーを普及させる目的の制度の中で固定価格買取制度は最も成功している方式といわれている。この制度を最初に導入したドイツは固定価格買取制度によって再生可能エネルギーを大量に普及させると同時に生産コストを下げ、電力総需要に対するシェアを２０００年の６.３%から２００７年末には１４%に倍増させるなど、他の方式より大幅に勝る成果を挙げている。この結果を踏まえ、現在では国際エネルギー機関（IEA : International Energy Agency）などの多くの学術的報告や公的機関がその優位性を認めている。IEAは２００７年までは再生可能エネルギーそのものや固定価格買取制度に対して否定的であった。しかし２００８年６月に発行した報告書に於いて、再生可能エネルギーを大量に普及させなければならないと表明し、普及促進策に関しては、固定価格買取制度はRPS制度などのグリーン電力証書ベースの制度よりも優れるとした。また、普及促進策に求められる特徴に

ついて以下のように述べている。

- 時と共に助成水準を下げること。
- 将来発展する可能性がありながら価格競争力で劣っている技術を排除しないこと
- 技術の発展に追従できる柔軟性をもつこと

図表３　固定価格買取制度の仕組み

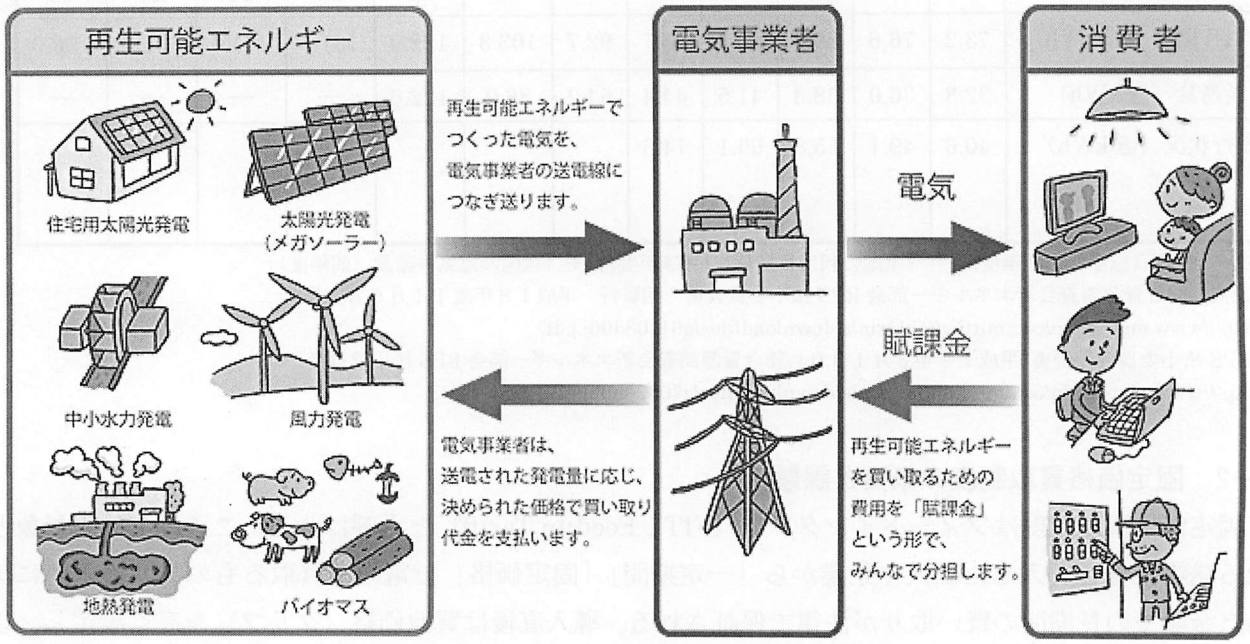

（出典）政府広報オンライン
＜http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201110/4.html＞

こうした点においても固定価格買取制度が優れることを指摘している。

しかし今後、日本がこの固定価格買取制度の真の効果を発揮するためには検討・解決していかなくてはならない運用上の課題がいくつかあると認められる。

たとえばWWFは以下の項目のようなことを懸念している。

１．賦課金上限の設定によって効果を限定しないこと

再生可能エネルギー買取法案の議論において当初懸念をされたのは、賦課金の上限を kWh 当たり０．５円にするという案の存在であった。賦課金とは、再生可能エネルギー電気を電力会社が買い取るために必要なお金を電力料金に追加して回収する際の上乗せ金額のことである。これに上限を設けて家庭・企業の負担を小さくすべきということで、当初、一部の議員から上限を法案の中に書き込むべきだという意見が出ていた。経産省試算によると、この０．５円という上限が課された場合、２０２０年時の電力全体に占める割合が現状から４％しか増えず、１３％程度にしかならない。これでは、菅首相が仏Ｇ８サミットで宣言した再生可能エネルギーの割合を「２０２０年代のできるだけ早い時期に、少なくとも２０％を超える」という目標の達成は不可能になる。すでに現在の電気料金の仕組みには「燃料費調整制度」があり、自動的に化石燃料価格の変動に応じて加算・減算されている。私たちが意識しないうちに電気料金は大幅に上下動しており、０．５円程度の上昇幅は過去に何度も経験済みの範囲内で

ある。しかも今後化石燃料価格が上がっていくと予想されている現状を考えれば、これからもさらに上昇が予測される。その化石燃料への依存度を下げるための再生可能エネルギー投資に、上限をかけるべきではない。

国会審議の過程で上限を書き込むことは避けられたが、引き続き、制度の運用の中で使われる可能性がある。再生可能エネルギーの普及を目的としながら上限を課すのは、最初から制度の手足を縛って走らせるようなものである。

2．買取義務や優先接続義務に関する例外規定の乱用を防ぐこと

再生エネ買取法の下では、再生可能エネルギー発電事業者からの電力を電力会社が「買い取る」義務と「電力系統への接続を受け入れる」義務がある。しかし、買取りに関しては電力会社の利益を不当に害する場合、電力系統への接続に関しては電力の安定供給に支障が生じる場合などにおいて、これらを拒否することができる例外規定が設けられている。加えて、「経済産業省が定める正当な理由」がある場合にも、これらを拒否できるようになっている。こうした例外規定が乱用され、買取や接続の拒否が続出すれば、再生可能エネルギーの普及を社会的に妨げることになる。今のままの電力系統でも一定程度までは再生可能エネルギーからの電力を受け入れる余地は十分にあると指摘する研究者もおり、不当な理由で買取拒否や接続拒否を行えるようにするべきではない。

3．電力系統強化・スマートグリッド確立を同時並行で進める

各地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを十分に活かすためには、全国の電力系統がきちんと連携していることが必要である。地域毎に分断されている電力系統の連携強化やそれぞれの地域での電力系統の整備、そして、IT を活用して電力需給を調整するスマートグリッドの確立は、再生エネ買取法の固定価格買取制度と同時並行で進めていかねばならない。

4．適切な買取価格（調達価格）を決める

再生可能エネルギーからの電力を電力会社が買い取る際の「調達価格」を決める「調達価格等算定委員会」が設定されることになった。調達価格は、経済的な後押しの力を決める重要項目である。同委員会は５人の委員からなり、その選定には国会の同意が必要である。当初の案では、経済産業省の審議会での議論で決定される形式になっていたが、これが変更され、委員選定に絡むことや算定根拠を提出させることで、国会からのコントロールが効く形になったことは評価できる。しかし、経済産業省資源エネルギー庁の下に設置されており、議論の透明性がどれくらい確保できるかは今後の課題である。また、真に普及を促すためには、再生可能エネルギーの種類別に適切に価格を設定するべきである。

5．再生可能エネルギーを推進するための周辺の制度・規制の整備

再生可能エネルギーの推進のためには、固定価格買取制度による経済的な面での後押しに加え、導入がしやすいような制度・規制環境があることが必要である。太陽光発電設備を建築物に設置したり、有効に活用されていない土地で活用したり、風力発電設備を設置する際の手続きの流れを周辺環境への十分な配慮を担保しつつ明確かつ無駄のないようにすることが重要である。そのために「必要な施策を講ずるものとする」ことが再生可能エネルギー買取法では国の責務と条文で位置づけられており、今後、再生可能エネルギー源毎に早急に慎重かつ迅速に整えていく必要がある。

6．産業向けの負担軽減措置の悪用を防ぐ

電力を多く使用する産業向けの負担軽減措置が設けられた。製造業に関しては、電力使用量が平均の８倍を超える企業に対して、また、非製造業については別途政令で定める基準以上の企業について、電力料金への追加負担の８割以上を軽減する対応策が導入された。産業に過重な負担を強いることは避け

ねばならないが、他方で、こうした規定が悪用され、そもそもの制度効果を限定してしまう結果を防ぐ必要がある。以上の課題にも係ることであるが、再生可能エネルギーの導入目標を明確に定めることが不可欠である。導入目標をもとに普及ペースをあらかじめ定めておき、実績をそれと照らしつつペースを維持するよう、買取価格の調整や電力系統の整備などを実施していくべきである。

一言で「固定価格買取制度」と言っても、この制度は設計の自由度が高く、買い取り価格や期間は導入している国によって様々である。固定価格買取制度の枠組みを決定づけるいくつかの要因について、海外の事例を見てみることにする。

3−3　海外の事例

ドイツ

1　買い取り価格

再生可能エネルギーで発電された電力を通常の電力単価を上回る価格で電力会社（ドイツの場合は送電会社）が買い取ることを法律で義務付けている。エネルギーの種類によって異なる買い取り価格が決められており、太陽光発電の場合は通常電力価格の３倍〜倍程度で買い取ることが保障されている。

2　買い取り期間

最初に決められた買い取り価格で、その後２０年間買い取ることを保証している。最初に決めた価格が２０年間も続くので、設置事業者は収益の見込みが立ち、投資家は安心して投資ができる。つまり、資金を非常に集めやすくなる。

3　買い取り電力の範囲

ドイツの場合は発電事業者と送電事業者が独立していて、送電事業者は発電された電力の全量を買い取ることを法律で義務付けられている。

4　買い取り価格の推移

制度が導入された初期は、買い取り価格は高めに設定される。まだ設備費が高額な初期段階で導入した人ほど、高い買い取り価格を得られるようにするためだ。普及が進んで量産効果により設備費用が安くなれば、それに応じて買い取り価格が低くなるように設計される。また、次年度以降いくらで買い取られることになるかを予告している。来年の導入では買い取り価格が下がると分かれば、「できるだけ今年中に導入しよう」という動機付けになるからだ。

４．新エネルギーの現状と課題

4−1　日本における現状と課題

<u>太陽光発電</u>

現状

日本は２００４年まで累積導入量世界第一位であったが、２００５年にドイツにトップの座を明け渡した。２００５年には国による「住宅用太陽光発電導入促進事業」が終了したことを受けて市場の伸びは鈍化し、ドイツ、スペインに大幅に差をつけられ、２００８年には累積導入量世界第三位に後退している。しかしながら２００９年１１月に、日本版 FIT 制度となる「太陽光発電による電気の新たな買取制度」が開始され、２００９年度の単年度導入量は前年比約２倍となった。引き続き、導入量拡大が期

待されている。

堅調に太陽光発電の導入が進むにつれてコストも下がった。コスト削減が図られたのは、企業による技術開発の成果と政府の支援策並びに電力会社の余剰電力購入等により、太陽光発電の国内市場が自立しつつあることによると考えられる。

次に、日本の年間最適傾斜角の斜面日射量を図表４に示す。

日本では比較的太平洋海岸の日射環境が良く、とくに山梨県や長野県、静岡県南西部、和歌山県南部、高知県、宮崎県などの日射量が豊富である。太陽光発電は日射が得られれば一定量の発電は可能であることから、資源量の大小が発電量および事業採算性に大きく影響する風力発電と比較すると、資源量による導入障壁は低いと考えられる。

図表４　日本の年間最適傾斜角の斜面日射量（kWh/m²·d）

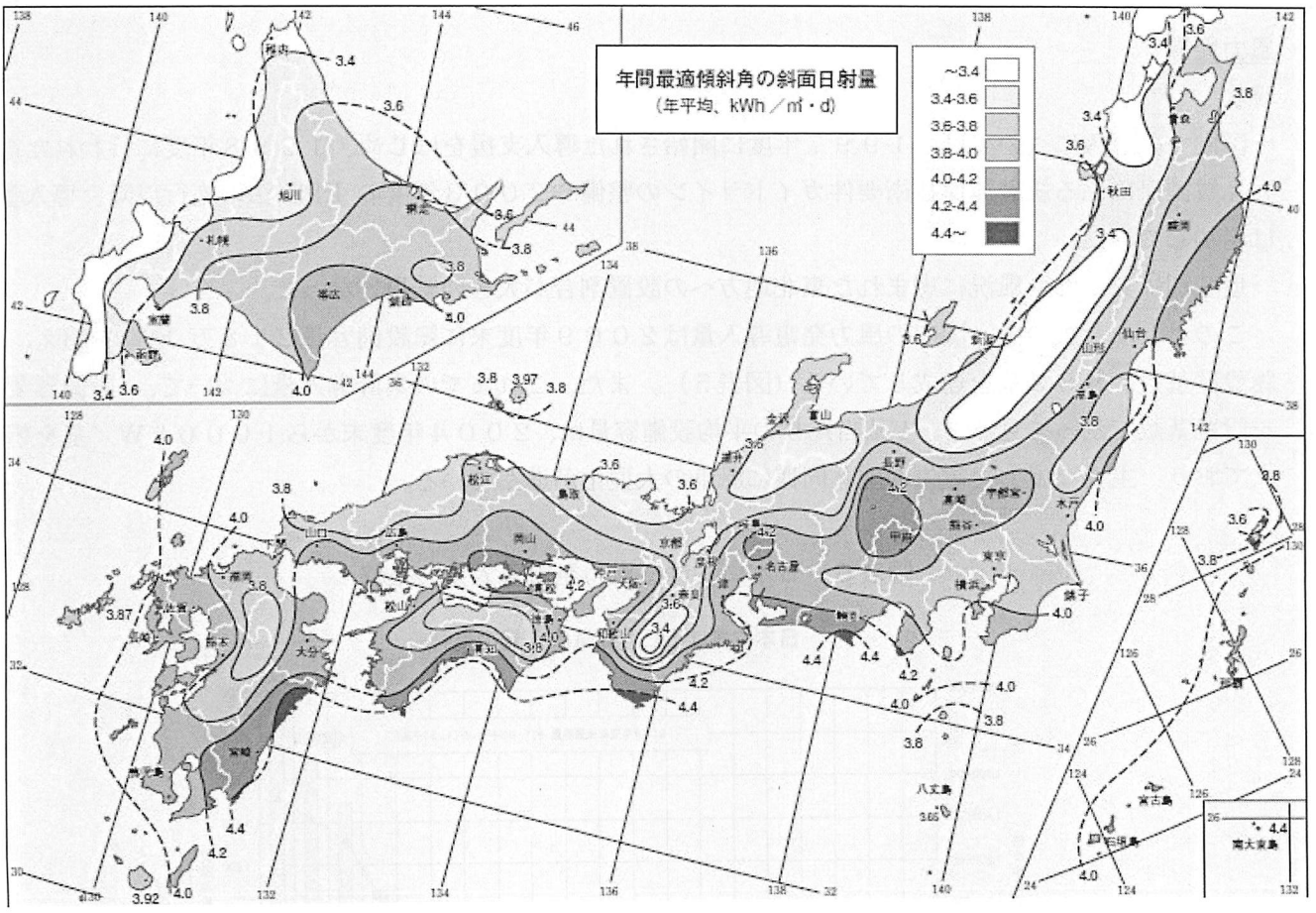

出典　太陽光フィールドテスト事業に関するガイドライン（設計施工・システム編）（２０１０．NEDO）

課題

１）経済性の問題

発電において気になる発電コストは、太陽光発電においてまだまだ改善の必要がある。原子力や火力をはじめ風力や水力などの発電方法による発電コストが１kW あたり２０円以下なのに比べ、太陽光発電の場合は４６～６６円と割高である。発電設備の設置などにかかるコストまで含めると、コストはさらに高くなってしまう。

一般家庭用の太陽光発電システムでも、数年使い続けてようやく収支がプラスになるといわれる。日本の場合、一般住宅で太陽光発電が普及している地域は、補助金の力が大きいという現状だ。

各電力会社による大規模な目がソーラーシステム設計の計画もあるが、現在建設中の施設はまだまだ少ない。政府は太陽光発電のさらなる普及を目指しているが、それにはまず設置する機器自体のコストを下げる必要がある。

２）エネルギー効率の低さ

太陽光発電はエネルギー効率が他の発電方式に比べて低い。エネルギー効率とは一定のエネルギー源をどれだけ効率よく利用できるかという割合だが、太陽光については現在２０％であまり良くない。太陽光の恩恵を８０％は無駄にしている計算になるのだ。

理論上では６０％が利用可能だといわれているが、この効率をいかに上げるかが太陽光発電の可能性を考える上で重要となってくる。

風力発電

現状

国内での導入については、１９９７年度に開始された導入支援をはじめ、１９９８年度に行われた電力品質確保に係る統計連係技術要件ガイドラインの整備や２００３年度の RPS 法の施行以降、導入量は増加してきた。

地域別に見ると、風況に恵まれた東北地方への設置割合が大きい結果となった。

このような背景の中、国内の風力発電導入量は２００９年度末に総設備容量２１８万 kW を超え、総設置基数１６８３基を達成している（図表５）。また、これまでの累計導入量について、 設備容量を設置基数で割って見ると、１基当たりの平均設備容量は、２００４年度末から１０００ｋＷ／基を超えており、主要な風力発電先進国と同様に風車の大型化が進んでいる。

図表５　日本における風力発電導入量の推移

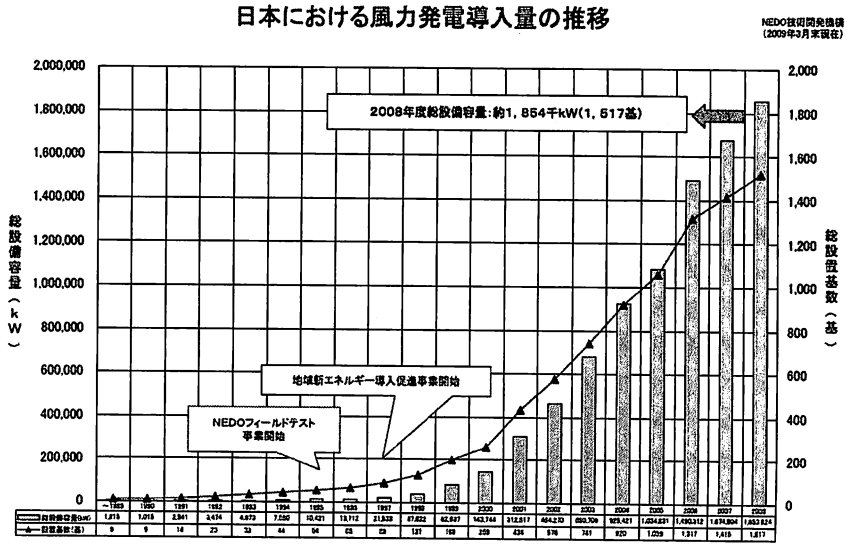

課題

1）系統連係問題とコスト削減

系統連系問題がある。風力発電は風の吹き方により発電量が大きく変動するため、電力会社の送電系統に接続する風力発電が増えると系統内の電力需給バランスを制御することが困難となり、電力の品質が保てなくなる。このため電力会社は風力発電からの買取量を制限しており、普及の足かせとなっている。蓄電池を併設して風力発電の発電量を制御する方法もあるが、コストが高く、蓄電池の技術開発とコストダウンが課題である。

2）発電機の安全対策

発電機の安全対策が挙げられる。我が国は欧米諸国に比べて風の乱れが大きく、台風や雷が頻発するなど気候条件が厳しいため、風力発電機の故障が多発している。倒壊事故も発生し、安全性に対する懸念も出ている。これまでは、主に欧州製の風力発電機が利用されてきたが、我が国の環境に適合した風力発電システムの開発が課題である。

3）景観上の問題

風力発電施設が景観や生態系に及ぼす影響も懸念されている。景観上の問題としては、大規模なウインドファームの建設が持ち上がっている出雲市で、歴史的景観が破壊されるという危惧が高まり、論争に発展した。生態系への影響としては、希少な野鳥（猛禽類）が風力発電施設のブレード（羽根）に衝突する事故が問題となっている。

中小水力発電

現状

日本国内の水力発電設備は、そのほとんどが１９９０年以前に導入されたものである。２００８年度末の出力１万 kW 以下の小水力発電の設備容量は３２２．５万 kW（１１９８基）であり、これは、国内すべての水力発電の設備容量の約６６％にあたる。一方、１９９０年以降に導入された設備は１２７基で、１６６kWをなっている。そのほとんどがRPS法の対象となる設備容量１０００kW以下である。

課題

1）コスト削減

中小水力発電は、小規模であるがゆえに、水車、発電機等の電気設備にかかる費用の工事全体に占める割合が高くなる。つまり、一般的な水力発電に比べて割高とならざるを得ない。徹底した低コスト化の追求が求められる。

2）発電量の確保

安定した水量・発電量を確保するために、取水口への土砂体積、ゴミの目詰り等への対応が必要となる。運用時において、発電装置の上流側で土砂体積、あるいはゴミの付着があり、計画した水量まで及ばず、発電電力が低下する懸念がある。通常、定期巡回したり、取水口に金網等を設置することにより対応するが、小さなゴミが水車にからまると、発電の停止や機器の故障につながることもあり、注意が必要である。

3）法的な手続きの煩雑さ

中小水力の導入の障害となるのは、その初期費用と手続きにある。水力発電は、初期費用として土木工事費や発電関連の機器の導入など、初期費用がかさむ。ランニングコストは低いが、発電量が小さいと、売電による回収が長期間におよぶ。また、河川の水を使用する場合は水利権の設定が必要になり、

また、取水により影響を受ける関係者の同意も必要となる。また、補助金等の制度も官庁によって管轄が異なるので、複数の官庁と長期間にわたりやり取りをしなければならない場合もある。このような障害があるため、現在でも太陽光発電のような急速な普及が望めないのが現状である。

地熱発電

現状

日本でこれまでに自開発されている地熱発電所は１８箇所、出力合計は約５３５MW である（図表６を参照）。最初の松川発電所は１９６６年に運転を開始して以来、４０年以上の間安定して運転されている。バイナリー方式の地熱発電所は、九州電力の八丁原バイナリー発電設備（２０００kW）と、霧島国際ホテルの地熱バイナリー発電施設（２２０kW）のみである。

石油危機以降の原油価格高騰期には、火力発電によるコスト競争をある程度有していたため本格的調査が行われ、東北・吸収地域を中心に地熱開発が進められた。１９９０年代には９基（約３１７MW）が導入されたが、１９９９年の八ヶ岳地熱発電所の運転開始以来、新規立地がない状態が続いている。

図表６　日本の地熱発電所（平成１９年３月現在）

発電所名		発電部門	蒸気供給部門	認可出力［kW］	運転開始
電力事業用	松川	東北水力地熱㈱	東北水力地熱㈱	23,500	1966.10.8
	大岳	九州電力㈱	九州電力㈱	12,500	1967.8.12
	鬼首	電源開発㈱	電源開発㈱	12,500	1975.3.19
	八丁原１号、２号（バイナリー含む）	九州電力㈱	九州電力㈱	55,000（１号） 55,000（２号） 2,000（バイナリー）	1977.6.24 1990.6.22 2006.4.1
	葛根田１号、２号	東北電力㈱	東北電力地熱㈱	50,000（１号） 30,000（２号）	1978.5.26 1996.3.1
	森	北海道電力㈱	北海道電力㈱	50,000	1982.11.26
	上の岱	東北電力㈱	秋田地熱エネルギー㈱	28,800	1994.3.4
	山川	九州電力㈱	九州電力㈱	30,000	1995.3.1
	澄川	東北電力㈱	三菱マテリアル㈱	50,000	1995.3.2
	柳津西山	東北電力㈱	奥会津地熱㈱	65,000	1995.5.25
	大霧	九州電㈱	日鉄鹿児島地熱㈱	30,000	1996.3.1
	滝上	九州電力㈱	出光大分地熱㈱	25,000	1996.11.1
	八丈島	東京電力㈱	東京電力㈱	3,300	1999.3.25
自家用	大沼	三菱マテリアル㈱	三菱マテリアル㈱	9,500	1974.6.17
	杉乃井	㈱杉乃井ホテル	㈱杉乃井ホテル	1,900	2006.4.1
	霧島地熱バイナリー	富士電機システムズ㈱	大和紡観光㈱	220	2006.8.9
	岳の湯地熱	廣瀬商事㈱	廣瀬商事㈱	50	1991.10.19
	九重観光ホテル	九重観光ホテル	九重観光ホテル	990	2000.12.1
合計				535,260	

出典：「地熱開発の現状」（２００８．NEDO）より筆者作成

しかし、環境省は２０１０年、３６年ぶりに国立公園での地熱開発に譲歩した。日本地熱開発企業協議会によると規制区域外から公園敷地の地下に向かって斜めに地熱井を掘り進める開発２件が許可され、２０１１年夏にも着工予定だ。

２０１０年６月には経済産業省「地熱に関する研究会」が、バイナリー発電に有望な５３～１２０度の地熱資源が合計８３３万kW分あるとの推計を発表した。これは中型の原子力発電所約８基分にあたるなど、新エネルギーとしての可能性の大きさが改めて注目されている。２０１１年４月に通常国会で提出された「再生エネルギーの全量買い取り制度」は地熱発電も対象となった。

課題

１）経済性・開発リスクの問題

地熱発電所の事業化には、地下資源の探査や発電所の建設などの初期コストが数百億円かかる。しかも、地下資源の探査には時間がかかるため、運転開始までの開発期間は約１０年を要する。

地下資源が相手の事業は、大きな資源リスクがある。石油の探査にも巨額の費用がかかるが、掘り当てれば“ドル箱”だ。ところが、地熱発電は１kWh 当たりわずか数円の売電収入しかない。しかも、地下資源が豊富な火山の付近は、国立公園に指定されているケースが多く、法的に開発できない。ハイリスク・ローリターンの発電方法なのである。

２）環境への影響

地熱発電所をつくったことによる、温泉の湯量の減少や、質の低下が問題となっている。温泉の枯渇を懸念する自治体や事業者からの反発があり、頓挫した開発事業もある。

また、設置場所によっては、地熱井から噴出する非凝縮性ガスの中に少量の硫化水素が含まれているケースがある。硫化水素の濃度は低く環境基準以下であれば問題はないが、大量に噴出する場合は脱硫装置が必要となる。

バイオマス発電

現状

バイオマス発電の燃料となるバイオマス資源の種類は多岐にわたる。森林を期限とする木質バイオマス、食料や畜産系のバイオマス、建築廃材などの産業廃棄物系バイオマス、生ごみなどの一般廃棄物系バイオマスなどがある。これらのバイオマス資源を直接燃焼、あるいはガス化やメタン発酵させ、その熱エネルギーにより発電がおこなわれている。

２００８年度の末の国内の累積設備容量は３１３．８万kWとなっており、１９９０年比で７．５倍増加している。比率では一般廃棄物発電が５５％、産業廃棄物発電が４０％と全体の９０％を占めており、大多数がRPS認定設備となっている。森林の木質バイオマスを利用した発電は４％にとどまっており、林業の活性化や国産材の積極的な利用による森林バイオマス資源のカスケード利用が強く望まれている。利用するバイオマス資源の種類に応じてCO_2削減効果やその持続可能性についての評価が難しく、排出量取引制度などの関連でもより公正な評価が求められている。

図表７に日本のバイオマスエネルギー導入量の推移を示す。

課題

バイオマスは地球規模での膨大な賦存量があり、再生可能であり、カーボンニュートラルであり、石油代替性があるといった多くの特性を持つエネルギーであるが、エネルギー利用の面では一部を除き効率の高い変換技術が不十分であることに加え、収集・輸送のためのコストが高く、設備投資に対する経

済性が低いという課題が普及に向けた制約になっている。バイオマス発電の分野での対応としては、他の新エネルギー分野と同様に経済性確保を第一に、高効率技術開発、出力安定性向上、環境負担低減などの課題を解決していく必要がある。

図表７　日本のバイオマスエネルギー導入量の推移

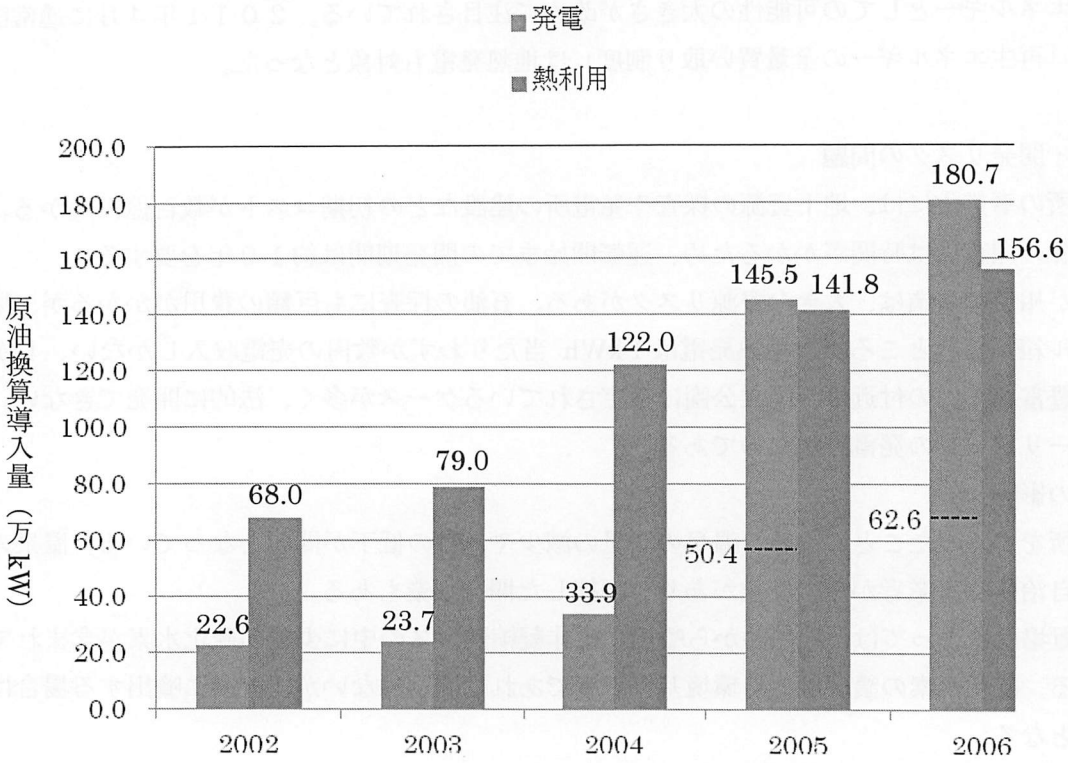

※発電量について：２００５年度からは、売電分だけでなく自家消費分（買電節約分）についても調査対象を拡大して計上。
　２００５、２００６年度の破線は売電分だけを計上した場合の推定値。
出典：「総合資源エネルギー調査会エネルギー部会（第３０回）資料」平成２１年２月１３日」より筆者作成

4−2　海外での取り組み事例

ドイツの風力発電

ドイツはデンマークとともにこれまでの世界の風力発電普及をリードしてきた。風力発電設備容量は１９９７年以降、ずっと世界一の地位を維持し、２００６年末には２０６２万kWと、２０００万kW以上の風力発電を保有する最初の国となった。これは、原子力発電（２１３７万kW）とほぼ肩を並べる水準なのである。

世界全体の風力発電７４３２．６万kWの実に２７．７％をドイツが占め、２位を争うアメリカとスペインの２倍近い設備容量を誇る。風力発電密度に相当する国土面積当たりの設備容量はデンマークに次ぐ２位、人口当たりの設備容量はデンマーク、スペインに次いで３位である。日本と比較すると、ドイツは、設備容量では約１５倍、人口当たりでは２３倍、面積当たりでは約１６倍にもなる。日本は、設備容量で世界第１２位、世界の平均と比較すると、面積当たりでは７倍程度であるが、人口当たりではほぼ同じである。

このように風力発電で世界をリードしてきたドイツであるが、１９９０年頃まではそれほど普及が進

んでいたわけではない。１９９０年時点でアメリカ、デンマークに次いで世界第３位ではあったが、設備容量ではアメリカの２９分の１、デンマークの６分の１に過ぎなかった。ところが、１９９１年の電力供給法の施行で再生可能エネルギー電力買取制度が始まり、風車の所有者が売電収入で必要経費を賄えるようになったのを機に急速に増加し始め、１９９７年にアメリカを追い抜いて世界一位になった。その後は大差をつけてトップの座を維持し続けている。

再生可能エネルギー法が施行され、電力買取補償制度が導入された２０００年からはさらに普及速度が加速し、年間導入量は２００２年に３２５万kWを記録するなど、毎年、２００万kW前後の年間導入量を維持し続けている。最近２００１年、２００２年頃に比べてドイツの年間導入量が落ち込んでいるのは、建設が認められている陸上の立地可能地域にすでに多数の風車が建設され、適地が減少したためである。そこで、後述するように、最近は古くなった中型風車を新しい大型風車に建て替える「リパワリング」や海洋風力発電所設置の取り組みが始まっている。

ドイツの風力発電が進んだ要因

ドイツの風力発電が進んだ要因は何であろうか。その契機はデンマークを抜きにしては語れない。世界で風力発電を最初に開発したのがデンマークである。導入の契機は１９７３、１９７４年の第一次オイルショックであった。エネルギー自給の重要性を認識した市民、農民たちが風車を建て始め、彼らが１９７９年に設立した「風力発電機所有者協会」が中心になって設置補助制度や風力発電電力買取制度を要求、これらを実現することによって設置者の負担が軽減され、次第に広まっていった。また、風力発電機産業も育ち、技術も急伸していった。

しかし、もっとも注目すべきことは、取り組みの中心が地域住民や農民たちなど、市民であったことである。デンマークでは、風車の所有を設置地域の住民など関係者に限定したことで、市民所有を中心に普及が進んだ。これまでに、導入されたデンマークの風車の約８割が市民による所有である。もともと、再生可能エネルギーは地域資源であり、中世いこう、デンマークではオランダと同様に、農民たちが風車を製粉や水汲みなどの農業用動力源として利用していたので、地域住民が取り組むのは自然のことであったのである。風力発電導入でも、一部の市民が率先して取り組み、彼らが適正な制度を要求、実現することで、さらに多くの市民が取り組めるようになったのである。

農民・市民による風力発電導入の取り組み

ドイツ１６州の風力発電の導入量を見ると、北部各州が上位を占めている。２００６年の設備容量が１００万kW以上である６州は、多い順に、ニーダーザクセン州、ブランデンブルク州、ザクセン・アンハルト州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州であるが、これらはすべて北部の州でその合計はドイツ全体の８２％にも達する。また、２００６年末で総発電量に占める風力発電比率の上位５州もすべてこれらの州で占められ、ザクセン・アンハルト州２７．５％、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州３４．９％メクレンブルク・フォアポンメルン州３３．４％ブランデンブルク州２８．１％、ニーダーザクセン州１９．０％で、いずれもデンマークの１８％を上回る非常に高い水準にある。

次に、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州での事例を紹介する。それらから、風力発電導入の取り組みが地域住民を中心に進められ、それが地域社会に様々な好影響を与えていることがわかるだろう。

貧しかったフリードリッヒ・ヴィルヘルム・リュプケ・コーク村民の取り組み

フリードリッヒ・ヴィルヘルム・リュプケ・コーク村は、ドイツの北西端に位置し、北はデンマーク国境、にしは北海に面した広さ１３４９ha の１９５７年に完成した干拓地にある。戸数７１戸、人口１８５人（２００１年時点）の小さな村である。旧東ドイツやポーランドから難民として移住してきた人も多く、小麦や菜種の栽培、羊牧などの農業を営んできたが、干拓地なので強風が吹き、冬の寒さも厳しいので、以前は生活も厳しく、離農する人もいた貧しい村であった。

この村では、埋め立て地の広大な平原にたくさんの風車が回っていて、７４基、総容量５万２９００kW もの風力発電機が設置されている（２００５年８月末時点）。このうち２４基は、村人たちが設立した「市民ウィンド・パーク・リュプケ・コーク有限会社」（以下、「市民会社」）と「新市民ウィンド・パーク・リュプケ・コーク有限会社」（以下、「新会社」）の所有で、残りの２５０kW の風車５０基、計１万２５００kW はバイエルン州にある BVT 社がミュンヘン市民などから出資を募って建設したものである。風が強いので、風車の利用率は３２％と高く、全庭の年間電力消費量は推定１．５億 kWh にもなる。これを平均家庭の年間電力消費量３５００kWh で割ると４万３０００家庭の電力を供給していることになる。エネルギー自給村というより、村内消費電力の６００倍以上を生み出すエネルギー大量供給村である。

取り組みの中心的役割を果たした人々は、大変な努力をしている。苦労する点は、風車の大型化や維持管理などに関する出資者間の意見の調節や、風車の騒音や影などの苦情についての話し合いや気配りが必要なことである。ただ、こういう話し合いの積み重ねによって、村民は相互理解を深め、人間関係をよりよいものにし、村を住みよくしていく上で大きな役割を果たしてきた。

さらに、地球の今後の発展に向けて、新会社では地域の再生可能エネルギー普及を推進する業務も実施することになっている。市民会社は、風力発電、太陽光発電、太陽熱利用、バイオガス発電、バイオコジェネレーション発電などの取り組みを希望する者からの相談に応じ、EU、連邦政府、州政府への補助金申請などの手続きを代行したりするコンサルタント的役割も務めているのである。そのために同じ群に属する６村（人口は合計約１０００人）から各２５００ユーロ、村民有志から地域の発展にプラスになるバイオガス発電プラントの建設でも、市民会社は重要な役割を果たしてきた。

こうして、市民風力発電所の取り組みは、以前は貧しく将来への展望も持ちにくかった村を大きく変えた。村人は以前より収入が増え、村の財政状態も非常に改善された。また、農業を継ぐ若者が増加している。問題は風力発電所の運営についての意見調整が常に必要で、中心メンバーにはかなりの負担があるが、話し合いの積み重ねは村民の相互理解を深め、協力・協同が強まるなど、人間関係をより良いものにするという好影響をもたらしている。さらに、新たな再生可能エネルギー普及への取り組みなど、今後の地域発展の可能性も広がっているのである。

５．考　　察

地球温暖化がもたらす影響の危機感はさることながら、東日本大震災による電力供給不足によって日本国民の新エネルギーの普及への期待・関心は高まっている。しかし、ただ普及を促進すれば良いというわけではなく、経済的にも環境的にも負担がかかりすぎない、日本の風土にあった新エネルギーを効率よく普及させていくことが最善だと思う。

新エネルギーさまざまな種類があるが、それぞれ長所と短所があり、立地条件にも違いがある。そこで、日本に建設・設置することを前提に、気候風土の観点から新エネルギーを比較する。まずは、太陽光発電だが、日本の日射量は良好で問題ないのだが、「日照時間が短く中緯度に位置するため、太陽光が大気散乱しエネルギーを損失する割合が大きい」という欠点がある。しかし、太陽光発電は設置場所を選ばないため、戸建て住宅の屋根に設置できる唯一の発電方法である。つまり、日本の住環境には適した発電方法である。

風力発電は、風に恵まれた北海道、東北、九州に設置されているが、立地条件に適合する土地は減りつつある。また、落雷や台風による発電機の故障問題を抱えており、日本の気候風土にあっているとは言いがたい。これらを解決する手段として洋上風力発電があるが、技術的な課題や着床式のものについては建設できる面積がほとんどないなどの問題がある。

私は、日本の風土にあった発電方法として「地熱発電」「中小水力発電」「バイオマス発電」の普及に力を入れるべきだと考える。次に、その理由について述べる。

日本は山がちで、傾斜が急で険しい地形が多く、年間降水量１７００ミリを誇る世界でも恵まれた水量を誇る国である。そのため、中小の河川が多く中小水力発電に適した土地が多い。また、世界有数の火山国である日本は地熱資源にも恵まれている。地熱発電は、潜在的には原子力発電所７０基分に相当するエネルギーがあるとの試算もあり、環境学者のレスター・ブラウンは日本の電力需要は地熱でまかなえると発言しているほどである。もうひとつは、バイオマス発電だ。日本のバイオマスエネルギーはエネルギー総需要の７％であると言われているが現在の利用率は２％にとどまっている。つまり、総需要の５％分のエネルギーが使われていないのだ。

世界で注目されている再生可能エネルギーは、「太陽光発電」と「風力発電」の２点に集中しているように思えるが、必ずしも世界の潮流が日本に当てはまるわけではない。

新エネルギーの普及を促す制度については、RPS 法に替り、固定価格買取制度が採用されることとなり、わが国の新エネルギー導入に弾みがつくのではないかと期待する。ドイツやスペインでも固定価格買取制度が導入され、飛躍的に太陽光エネルギーや風力発電が急伸したが、消費者に膨大な長期負債を残したという記事もあり、買取価格の決定など固定価格買取制度の枠組みの決定が重要なものであると感じた。

フリードリッヒ・ヴィルヘルム・リュプケ・コーク村の事例に学んだことは、市民参加が普及促進のために重要な役割を果たしていて、地域社会に好影響を与えるということだ。新エネルギーの導入には市民の参加・理解がなくてはならない。実際に、日本の地熱発電は地域市民・事業者の理解を得ることが難しかったために、１９９９年から新規建設がされてない状態が続いたわけである。新エネルギーは様々な問題を抱えている面もあるが、地域活性化のための取り組みとして活用することができる。

これからの温暖化対策や新エネルギー普及の鍵を握っているのは、国民の意識の問題である。新技術の導入に伴う不都合を、国民ひとりひとりが受け入れるかどうかにかかっている。そのためには、コストがかかっても未来の地球環境のために投資するという意識を育てる必要がある。たとえば、初等中等教育において新エネルギー施設の見学を実施し、新エネルギーの教育の充実を図ることなどが挙げられる。

私はこれまで自分の使っている電力の電源構成など興味を持ったことがなかったのだが、それは日本では電力会社の地域独占制のため、地元の電源構成を受け入れるしかないというのが理由のひとつではないだろうか。政府や電力会社の決めた方針にただ従っていれさえいれば問題なく電力の供給が受けら

れると思っている人が他にも大勢いると思う。しかし、これからは３月１１日の原子力発電事故を契機にエネルギーや電力について知り、自分で考え、選択していきたいと思う国民が増えるのではないかと考えている。

参考文献

- 『「新エネルギー」がよくわかる本』　早稲田聡　株式会社PHP研究所　２０１１年８月１９日
- 『環境にやさしい新エネルギーの基礎』　中塚　勉・土本　伸孝・毛利　邦彦　森北出版株式会社　２００７年２月１０日
- 『飛躍するドイツの再生可能エネルギー』　和田　武　世界思想社　２００８年７月２０日
- 『ほんとうのエネルギー問題』　池田　清彦　KKベストセラーズ　２００８年１２月２５日
- 『新エネルギー・創造から普及へ』　駒橋　徐　日韓工業新聞社　２００４年３月
- 『だから日本の新エネルギーはうまくいかない！』井熊均　２００７年５月
- 「独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構」＜http://www.nedo.go.jp/＞
- 「経済産業省　資源エネルギー庁」＜http://www.enecho.meti.go.jp/＞

【入賞】

女性がよりよく働ける社会

―現状と将来の課題―

マネジメント学部　マネジメント学科
清水 美紀

1．はじめに

日本では 1985 年の『男女雇用機会均等法』が制定され、徐々に女性の社会進出は進み、女性の就業率は増加してきた。女性の社会進出により、正規雇用、パート、アルバイト、派遣社員のように日本での雇用形態は多様化してきた。

非正規雇用は正規雇用に比べ賃金が安いため、男女間だけではなく女性の正規、非正規で賃金格差が生じている。また現在の非正規雇用者は下記の表でみると 2010 年で、1755 万人といわれている。

表１　正規労働者と非正規労働者の推移

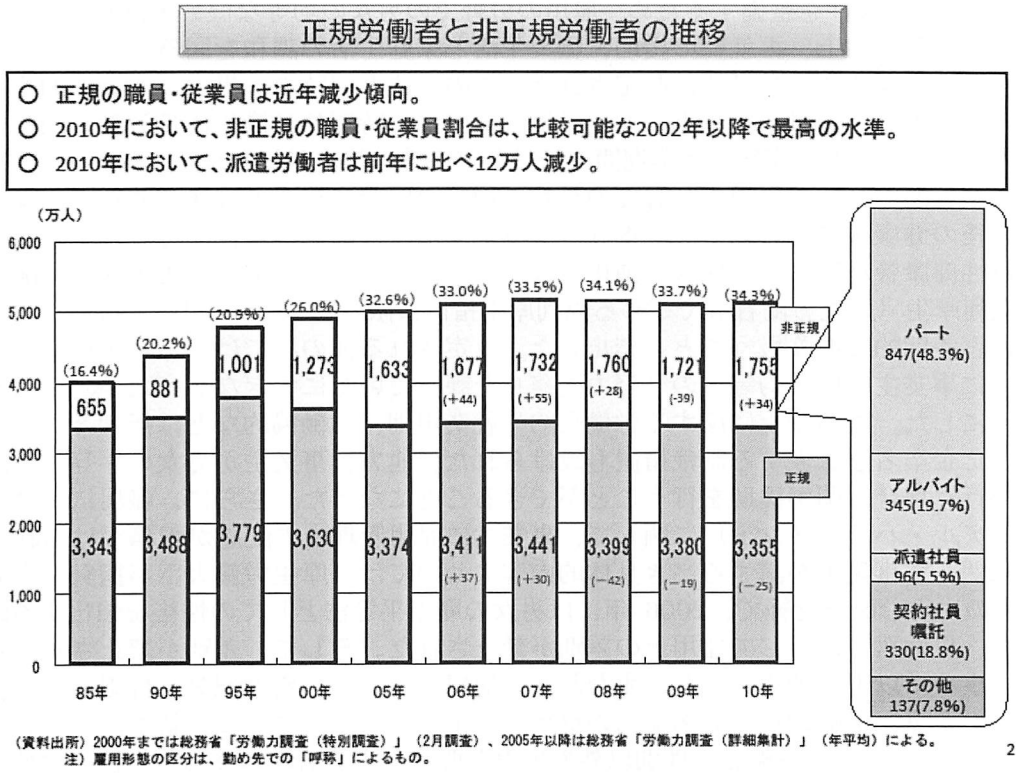

（資料出所）2000年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）による。
注）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

2

また、育児休業に関しては、数回の改正により育児休業の取得率は上昇している。しかし、男性の育児休業取得率は現在も低水準である。女性の労働率が高い国では男性が育児休業を取りやすい政策を行っている。日本でも家庭と仕事のバランスがとりやすい環境が普及してきたが、まだ認知度は低いままである。日本国民は、様々な政策をあることをもっと知り、利用しながら女性の労働力率を上昇させていかなければならない。女性は出産・結婚で仕事を辞めるのではなく、どんどん制度を利用し家庭と仕事のバランスを取りながら働き続ける社会をつくっていくべきだといえる。

このように女性の社会進出に関する制度が整ってきたが、問題点も多く存在する。そこで女性の社会進出に関する制度と問題点について考察していきたいと思う。

2．女性が働く雇用環境の変化

2−1　男女平等への時代の流れ

総務省統計局「労働調査」によると、2007 年の女性の労働力人口は 2763 万人と 4 年連続で増加し、労働力率は 48.5%となっている。2007 年の女性の就業者数は 2659 万人と 5 年連続で増加している。この就業者数のうち、雇用者は 2297 万人（女性の就業者数に占める割合は 86.4%）であり、家族従業者は 194 万人（7.3%）、自営業主は 155 万人（5.8%）であった[1]。女性の割合を見てみると、1955 年には労働人口の 41.5%を占めており、その後 1973 年に 37.3%まで減少したが、2005 年で再び上昇し、41.4%と 1950 年代半ばと同水準に回復した。この数値だけを見てみると、1950 年代でも女性の就業機会が多様であるように考えられる。しかし、1950 年代は農業や小売業などの自営業主、家族従業者としても働き方が多かったのに対し、近年は自営業主、家族従業者が減少し、雇用労働者としての働き方が多くなったという点で大きく異なる[2]。

1985 年には、雇用分野における男女の機会均等および母性保護を目的とする「男女雇用機会均等法」が制定された。これは、同年に日本政府が女性差別撤廃条約を締結したことを契機としたものであった。男女雇用機会均等法とは「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」である。「勤労婦人福祉法」を前提とし、1985 年（昭和 60 年）の改正法成立とともに「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」と改名され、その後 1997 年（平成 9 年）の改正の際、現在の名称になった。

1885 年に制定された法は、1979 年に国際連合で採択された「女性差別撤廃条約」を批准（日本の批准は 1985 年）する条件を整備するため、雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させることを目的に制定された。この立法と同時に、男女が平等に働く条件を確立するためという理由で、労働基準法上の女性労働者に関する時間外労働や休日労働、深夜労働についての制限が縮小される一方、産後の休業期間の延長など保護の強化が行われた。その後、1997 年に法は改定し、立法目的として、雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保と並んで、女性労働者の妊娠中と出産後の健康確保を目的として掲げ、労働基準法上の前記の女性保護規定が全面的に廃止される一方、母性健康管理について保護が強化された。改定後は、雇用上の募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生（厚生労働省令で定める福利厚生措置に限る）、定年・退職・解雇について、女性労働者を男性と差別的に取り扱うことを禁止した。改定される前の法では、募集・採用、配置・昇進について、単に事業主に機会均等への「努力義務」を課していたにすぎなかったが、これを改定後は「禁止規定」にした。この禁止に反する労働契約や就業規則、労働協約などは無効となる。また、これらに違反した企業名を公表する制裁措置も設けられた。他方、事業主が男女の平等化を図るための積極的措置を行う場合、国が援助を行うことができることになった。さらに、職場における性的な問題（セクシュアル・ハラスメント）に関して、事業主に雇用管理上の配慮が義務づけられた。そして、法定の事項に関して事業主が講ずるべき具体的内容については、厚生労働大臣が指針を定めるものとされた。以上のような改正を経て、2006 年には男女の雇用平等法としての性格を強化する改正が加えられた。まず、男女双方に対して雇用上の差別が禁止された。そして、差別が禁止される対象も拡大され、従来の事項に以下が加えられた。すなわち、配置における業務の配分・権限の付与、降格、職種・雇用形態の変更、退職勧奨、労働契約の更新の各事項である。さらに、新たに、いわゆる間接差別が禁止された。つまり、「労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男

性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置」のうち、厚生労働省令で定める以下の 3 つが禁止された。①募集・採用における身長・体重・体力要件、②募集・採用における転勤要件、③昇進における転勤経験要件である。同時に、母性保護も強化された。妊娠・出産・産休取得その他省令で定める理由（母性保護措置など）による解雇その他不利益取扱いの禁止、妊娠中・産後1 年以内の解雇の無効などである。セクシュアル・ハラスメントについても、従来、保護対象は女性に限られていたが、男性も対象になるとともに、使用者は「措置義務」が課せられることになり、従来の「配慮義務」より強化された。このような保護の実効性を確保するため、セクシュアル・ハラスメントおよび母性保護措置も紛争調整委員会による調停および企業名公表の対象とされた。なお、このような男女雇用機会均等法の改正の一方、労働基準法については、女性の坑内労働の禁止が妊産婦・作業員を除き解禁されるなど、規制が緩和された。

しかし、男女雇用均等法がただちに男女差別の解消に結びついたわけではなく、企業は新しく「コース別人事管理制度」を導入した。これにより企業は「総合職」と「一般職」に分けて雇用・昇進管理を行い、多くの女性は「一般職」の選択を余儀なくされることになり、「男性は総合職・女性は一般職」というかたちで性別分業構造が維持された。

男女雇用機会均等法制定と同時に、労働基準法における女性労働者の時間外・休日労働、深夜業の規制、危険有害業務の就業制限、産前産後休業、生理休暇など女性に対する保護規定である「女性保護規定」が緩和され、女性の深夜勤務や残業・休日出勤に関する規制が一部の職種で撤廃となり、1997 年には全面撤廃となった。「女性保護規定」の廃止は、雇用の男女平等に限れば一定の合理性をもつが、男女のそれぞれの働き方を見直すものではなく、女性が男性並みに働くという条件を作り出したことがいえる。男女雇用機会均等法の施行以降、男性と同様、またはそれ以上の業績をあげることで管理職へと昇進する女性も徐々に増加した。1990 年代には、男女間の賃金格差は縮小した。しかし、そうした女性たちも、家事・育児との両立のために過大な負担を強制させられたり、仕事か家庭かのどちらかを選択しなければならないことを迫られたりした。

職場における男女平等は、主に女性が家庭内の無償労働を担っているという問題を抜きにすることはできない。1980 年代には「内助の功」に報いるとして、年金の第 3 号被保険者や配偶者特別控除が導入された。これは、女性に家庭責任を担わせることで国の社会保障負担を減らすための政策だったが、女性をパートタイマーなどのかたちで部分的に労働市場に取り込むことで、性別分業構造を強化するように機能した。さらに、少子高齢化の進展により、育児・介護と両立させつつ女性の労働力率を引き上げることが課題となった。これに対し、1991 年の「育児休業法」（1995 年「育児・介護休業法」に改定）、1995 年の「エンゼルプラン」（1999 年「新エンゼルプラン」）など、仕事と育児・介護の両立を支援する政策が整備されていった[3]。

1996 年 12 月には国連の第 4 回世界女性会議で採択された「行動綱領」をうけて「男女共同参画2000 年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年度までの国内行動計画」が策定された。この計画において、はじめて男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自分の意思によって社会の様々な分野における活動に参画する機会が確保され、もっと男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると明確に定義された。このような社会を実現するために 2000 年までに実施すべき具体的施策として 4 つの基本目標と 11 の重点目標が掲げられている[4]。

2－2　日本的雇用慣行から成果主義へ

日本的雇用慣行は一般には終身雇用制、年功賃金制、企業別労働組合である。さらに、集団主義、企業内教育訓練、新卒一括採用、定期採用が主な特徴とである。このような日本的雇用慣行の下では、女性は結婚・出産・子育て・介護等のために就業を中断し、たとえ再就職したとしても生涯所得の損失は非常に大きい。企業からいえば、長期雇用を前提として企業内で OJT (On the Job Training) によって当該企業に役立つ教育訓練をしていく組織に、あとから参入した女性は枠外におかれる。そのために女性は補助的な業務を割り当てられ、短期雇用として位置づけられてきたといえる。

日本的経営、日本的雇用慣行によって日本は経済発展を成し遂げたが、日本の労働を取り巻く経済社会環境は、大きく変化している。これは、第 1 に、経済活動の国際的な相互依存関係の高まりである。貿易や資本移動が活発に行われれば、たとえ国際間の労働移動が規制されていても製品輸入を通じた賃金競争圧力の強まりから逃れることはできない。第 2 に、労働者の中高年化は、特に年齢を大

きく依存した昇進・賃金観光の保持に対し、大きな圧力をかける要因になる。第 3 に、情報化の進展であり、これまでの個々の企業内部で形成されてきた「企業特殊的技能」に代替する「企業一般的技能」が、ホワイトカラーの労働分野に急速に普及している[5]。さらに社会意識の変化、特に若年労働者の意識の変化によって年功賃金の精神的基盤であった長幼の序などの意識が薄れ、「同一労働同一賃金」の要求、やりがいのある仕事や余暇に対する要求が出されるようになった。 このような年功賃金制、終身雇用制の基盤が変化したことと、バブル崩壊後の長引く不況と低成長経済への変換によって、賃金は年功賃金制から成果主義・能力主義賃金へと変わりつつある。終身雇用制に関しても変化しつつあり、企業にとって核となる少数の有能な人材に対して企業は長期雇用を維持しようとするため、それ以外の者は流動的労働力とみなしている。また、終身雇用制は 1995 年後半から 1996 年にかけて、日本的システムの膿のような問題が次々と表面化してきた。

雇用管理がこれまでの一括管理から個別管理へと変化し、個々の従業員の成果に応じた処遇をするようになってきているが、このような変化は女性従業員に対していかなる影響を及ぼすのだろうか。公正賃金の観点からいえば、賃金は労働の対価として支払われるのであるから、労働力の提供を公正に評価し、それに対して支払われる賃金は公正な賃金である。能力主義的賃金は能力のある人材を企業外部から中途採用するのを容易にすると同時に、企業の従業員の転職も容易となる。このように労働の流動化が高まれば、勤続年数の重要性は低下することになるから、女性が短期勤務のために差別的扱いを受けることもなくなるであろう。このことは女性にとっては能力があれば、中途採用の場合に現在よりも有利に扱われ処遇されることになる[6]。これは能力があり意欲があることを前提とされているため、全ての女性に対する処遇の改善の一つとはいえないだろう。日本の雇用慣行と比較するためにアメリカの雇用慣行について少し述べたいと思う。アメリカは「人種のサラダボウル」と言われるように、広大な大地に多数の民族が暮らしている。異文化・異言語が混在している多民族国家では価値観や行動様式が異なるために、日本の終身雇用制度のように暗黙の合意というものが通用しない。そのため、アメリカでは強い契約観念が存在する。

またアメリカでは移民が多く、ヨーロッパから渡ってきた個人主義が、開拓農民によってさらに強い個人主義へと変化を遂げ、それが定着した。したがって、職業に関しても個人個人が自分自身のキャリアを決定しなければならない。 アメリカの採用方法は職位別である。職位とは経済辞典によると「組織において、1 人の組織構成員が、割り当てられた一定の職務を果たすための地位」とあり、あくまで自分自身のキャリアが重視される。企業からリクルーターが大学に赴き、企業の提示した職位を希望する学生と面接を行う。面接では、企業側は学生のキャリア目標や仕事経験、社会的貢献度等を、また学生側は入社後、自分自身のキャリア目標が達成できるか、昇進状況や初任給の交渉をも行う。リクルーターによる一次選考を通過した学生は求人されている事業所へ行き、部門長と面接を行い部門長が最終決定をくだす。入社後は採用された職位に就く。もし、就職した企業で自分自身のキャリア目標が達成されない場合、転職を繰り返してキャリアを高めていくのである。アメリカでは外部労働市場が発達しており、日本よりも転職することは容易である。「企業の人事管理も、個人のキャリア形成も人材の流動性を前提にしているといえる[7]。

2−3　雇用形態の多様化と雇用区分

雇用形態の多様化が急速に進展している。1985 年に労働者派遣事業の適切な運営の確保および派遣労働者の保護を目的とした「労働者派遣法」が成立した。その後も労働者派遣法は改定され続け、1996 年には 16 業種に制限されていた対象事業が 26 業種へと拡大し、1999 年には一部の除外業種を除くすべての職種で派遣が可能となった[8]。この労働者派遣法の制定・改正により、派遣社員の増加につながった。この現象は、企業の雇用形態や労働力活用方法に従来以上のバリエーションを認めることで、組織と労働市場に柔軟性を与えるものである。企業にとっては経済環境の変化と業務内容の特性に対応した、より適合的な労働力構成を可能とし、また、労働者にとっては自らの技能や生活環境に応じた自由度の高い就業機会が得られるという、双方にとって有益なものになりうると考えられている。もちろんそういったメリットがあることは確かなのだが、多くのケースにおいて企業は、非典型雇用労働者を「雇用を打ち切るのが正社員より遥かに容易である」という雇用の柔軟性ゆえに、あるいは「人件費コストの節約に効果的である」がゆえに雇用しているといえる。こうして、非典型雇用労働者は一般的に、雇用が不安定で、賃金・労働条件が正社員より劣っている、つまり恵まれない労働者であり特別な保護を必要とする労働者と見られるようになる。しかしながら他方では、諸種の

調査において、非典型雇用労働者の多くの者が現在の雇用形態を望んで選択しており、現在の就業形態を続けたいと考えているという結果が出ている[9]。つまり、労働市場での競争のなかでやむなく非典型雇用労働者になっている者だけなく、任意に非典型雇用を選択している者も相当数いるということである。そのような労働者側の需要が、企業側の供給にマッチしているために、現在の多様な雇用形態が成り立っているのである。日本における雇用多様化の現状を見る限りでは、「労使双方にメリットのある多様な労働スタイル」というよりも、低い労働条件を受容する労働者が増加している、と捉えるのが妥当である。さらに総務省統計局「就業構造基本調査」で雇用労働者の内訳を雇用形態別にみると、いわゆる正社員の比率が 83.1%から 68.0%に低下し、特に女性では正社員の比率が半分を切るまでになっている。非正社員の中ではパート、アルバイトの比率が高いが、派遣社員や契約社員も増えてきている。このことから派遣社員だけではなく、パート、アルバイト、契約社員などの非正社員の雇用形態が増加してきていることがわかる。

労働者には、フルタイムで仕事をしたい人、長期勤続を志向する人、これらの労働形態を好まない人、適応しない人と多様なタイプの者がいる。これらのタイプに対応した雇用形態が、派遣社員や契約社員、パートといった形で存在するようになってきたといえる。このように労働時間・勤務日、勤務地、職務内容、労働契約・報酬方式等が多様化することは、多様な就業ニーズを持つ労働者にとっても、そうした労働力の活用の余地が広がる企業にとっても望ましいことである。

しかし 2002 年の総務省統計局「就業構造基本調査」によると、中高年女性の職場進出にはめざましいものがあるが、女性の場合、35 歳以降の全ての年齢階級で非正規雇用者の数が正規雇用者の数を上回っている。さらに、2005 年の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、女性労働者に占める管理職(部長・課長)の割合は、男性労働者の 10 分の 1 程度に留まっている[10]。

パートタイム労働者に関する最大の問題は、パートタイム労働者は賃金が時間給であり、正規従業員と比べて時間当たり賃金が低く設定され、勤続による上昇が少なく、退職金も全然または殆どないという待遇面格差である。近年ではパート賃金の「家計における基幹化」が生じており、パートタイム労働者総合実態調査(1995-2001)によると、過去 6 年間において、女性パートタイマーの働く理由では、「家計の足しにするため」とする回答が微減しているのに対し、「生活を維持するため」とする回答は、パートで 30.2%から 42.6%と大きく増加している[11]。パート賃金が家計において重要な収入源となっていることに加えて、パートタイム労働者が正社員とほぼ同じ勤務時間に服し、正社員とほとんど変わらない仕事をしている「擬似パート」のケースが多数見られ、特に不公平感が強く映るようになっている。厚生労働省 2001 年調査によれば、職務・責任が正社員と同じパートがいる事業所の割合は 40.7%となっている。また、AIDEM 人の仕事研究所の調査によれば、パート・アルバイトの働き方が「正社員と同じ仕事で責任の程度も同じ」とするのが 17.5%、「同じ仕事だが責任の程度は異なる」が 35.7%となっており、あわせて半数以上のパートが正社員と同じ仕事をしているという。パート労働の具体的なあり方は急速に変化しており、もはや一概に「パートタイム労働者が低技能の業務に従事している」とはいえなくなっている[12]。つまり、女性が正社員でも働き続けることのできる環境をつくっていかなくてはならない。しかし、主に女性が家庭内の無償労働を担っている状況で、雇用形態の多様化により労働が可能となった女性が多いことがいえる。

2−4　正規雇用者の長時間労働

1988 年に、長時間就業是正のために、労働基準法が改正され、週法定労働時間が 40 時間に短縮する方針が決定され、併せて、労働者が柔軟に労働時間を決定できるよう支援する「弾力的労働時間制度」が導入された。しかし、こうした制度導入以後、労働者全体の労働時間は減少した一方で、正規雇用者の労働時間は、依然として長い状態にある。それでは、「弾力的労働時間制度」は、労働者の自発的労働時間決定に貢献しなかったのであろうか。今回は「弾力的労働時間制度」と労働時間の関係を、「日本家計パネル調査」を用いて統計的に分析した。分析の結果、「弾力的労働時間制度」の内、一部の制度適用者は、一日の内で労働時間を柔軟に決定できる別の制度を利用する確率が高く、労働時間の決定を比較的柔軟に行える環境にあることがわかった。一方で、そうした労働者の労働時間が、通常の勤務時間制度の下で働く労働者よりも長いことが示唆された[13]。

先行研究で指摘されたように、労働時間の裁量が与えられたとしても、「仕事量」に関する裁量を使用者がもっている場合、労働者は自発的な労働時間選択を行えないことが、改めて示唆された。

また、女性の社会進出が難しい要因の 1 つとして男性労働者の働きすぎが考えられる。もっとも育児の負担が重くなる 20 歳代後半から 30 歳代の男性は長時間労働者の割合が最も高い。この年代の男性が家庭責任を担えなければ、女性のパートナーの家庭内の負担を減らせず、家庭外の有償労働との両立が困難となる。1999 年制定の「男女共同参画社会基本法」では、制度・慣行が人々の選択に与える影響を中立にするよう配慮するとしているが、最も配慮されるべき制度・慣行の 1 つは長時間労働であろう[14]。

2005 年の総務省統計局「国勢調査」による 15 歳以上の就業者の平均週間就業時間を見ると、男性は 45.7 時間、女性は 34.9 時間であり、単純に年換算すると男性では依然として 2000 時間を大きく超えている。図 1 からもわかるように週間就業時間 40 時間未満では女性の割合が高く、40 時間以上になると男性の割合が高くなっている。さらに男性従業者のうち、週 60 時間以上働いている者の割合は全体の 16.3%にものぼっている。女性従業者に関しても、週 50 時間以上働いている者の割合は 12.7%であり、その中でも週 60 時間以上働いている者の割合は 4.6%となっている。

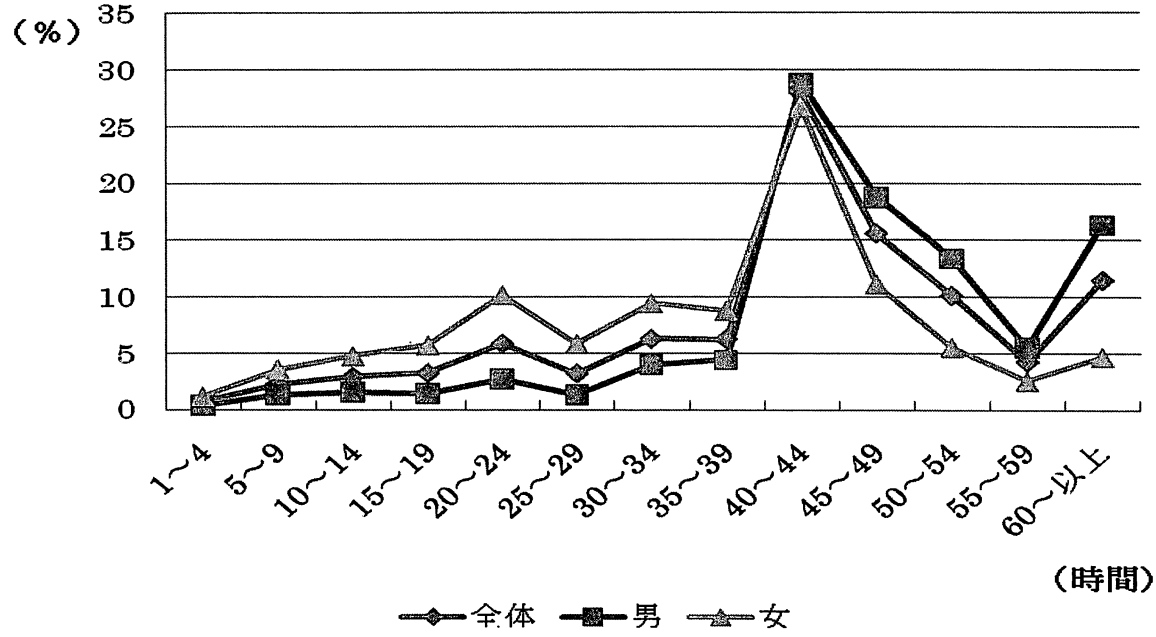

(出所) 総務省統計局『平成 17 年 国勢調査結果』報告書掲載表
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001005214&cycode=0
図 1 就業者(15 歳以上)の週間就業時間

これらの数値を見ると、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの福利厚生制度が整っていく中、男性を中心とした正社員の過酷な長時間労働の見直しがあまりなされていないことがわかる。そのため、このような男性の雇用パターンに合わせた賃金労働の仕組みへ女性も参加する構造となってしまっている[15]。現在の状況では、女性が出産や育児の時に離職や非正規雇用者へ転換するのもおかしくないだろう。

3. 子育て支援と問題

3−1 高まる育児休業制度

女性が働き続ける上で出産・育児が障害の一つとなっている。以前は労働基準法に産前 6 週間、産後 8 週間の休業に関する規定があるのみだった。育児休業制度が最初に法制化されたのは 1985 年に成立した男女雇用機会均等法であり、事業主に対して育児休業制度を設ける努力義務が定められた。しかし、その実効性が必ずしも上がらなかったため、1991 年に育児休業法が制定された。政府が少子化対策として、まず始めたことが『エンジェルプラン』の実施であった。エンジェルプランは 1994 年に

政府が今後の子育て支援のための施策の基本的方向についてまとめたものである。その中では少子化への対策の必要性が述べられ、少子化を国全体の問題とし、その解消のために、子育ての支援をしていくといったことが述べられている。具体的には①仕事と育児の両立のための雇用環境の整備、②多様な保育サービスの充実、③安心して子供を生み育てることができる母子保健医療体制の充実、④住宅及び生活環境の整備、⑤ ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実、⑥子育てに伴う経済的負担の軽減、⑦子育て支援のための基盤整備をあげていた[16]。このエンジェルプランを受けて、政府は当面の保育等対策等として緊急に整備すべき目標を立てた。これは多様な保育サービスを1999 年までに充実させるという目標であり、具体的には保育施設などを増加させることが求められたのである。このエンジェルプランが実施されたが、出生率は上がることはなかった。そのため、政府は 1999 年に新たな計画として、新エンジェルプランを掲げた[17]。この新エンジェルプランもエンジェルプランと同様に、子育て支援をしていくということを掲示したものであり、数度の改正を経て今日に至っている。

育児・介護休業法では、1 歳未満の子供を養育する労働者(男女を問わない)は、その子供が 1 歳になるまでの期間、1 人の子供について 1 回、連続した 1 つの期間の育児休業を事業主に申し出ることができる。ただし、子供が保育所に入所できないなど一定の場合には、1 歳 6 ヶ月までの延長も可能である。事業主は、こうした要件を満たした労働者の休業申し出を拒むことはできない。育児休業中の賃金については、特段の合意がなければ働かなければ賃金を支払わないという「ノーワーク・ノーペイの原則」により無給となる。ただし、雇用保険制度から育児休業給付として休業開始前の賃金の 40%[18] が支給される。このほか小学校就学始期に達するまでの子供を養育している労働者に対して時間外労働の制限、深夜業の免除を定めている。さらに就業しながら、3 歳までの子供を養育する労働者が希望する場合、事業主は短時間勤務、フレックスタイムや時差出勤制度、所定外労働の免除、託児施設等の措置を講じなければならない。子供が小学校就学始期に達するまでの期間についても、これらに準じた措置をとる努力義務がある[19]。

さらに、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定する 1 歳に満たない子または 1 歳から 1 歳 6 ヶ月に達するまでの子を養育するための育児休業、1 歳から 3 歳に達するまでの子を養育するための育児休業制度に準ずる措置による休業(以下、育児休業等と表記)をしている被保険者を使用する事業主が、社会保険事務所に申し出ることにより、その育児休業等を取得している被保険者負担分及びその事業主負担の社会保険料が免除となる[20]。

労働省婦人局[21] によると育児休業法が施行される以前の 1991 年 2 月時点では、30 人以上の規模をもつ事業所のうち育児休業制度を有する事業所は 21.9%、育児休業制度の利用率は 50.8%だった。これに対し 2005 年 10 月には、育児休業制度を有する事業所は 86.1%、女性の育児休業取得率は 80.2%と増加している。このように育児・介護休業法の制定により育児休業制度の普及率や利用率は大きく高まったが、女性の育児と継続就業の問題が解決したわけではない。労働者にとっては育児休業による就業中断のキャリアへの影響や復帰後の仕事と育児負担の両立問題が、また企業にとっては休業中および復帰後の職場の人員配置と職務分担の問題が依然として大きな課題である[22]。

3−2　地域のサポート

政府は、保育所への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」を解消するため、2002（平成 14）年度からの「待機児童ゼロ作戦」等に基づき、保育所の受入れ人数を引上げる等の取組みを進めてきた。しかし、都市部を中心として、依然として待機児童が多く生じており、その数は 2010（平成 22）年 4 月現在、約 2 万 6 千人となるなど、保育所の定員増にもかかわらず、3 年連続で増加している。さらに、保育所入所の大部分は年度替わりの時期であることから、待機児童の多い地域では年度途中(特に年度後半)の入所が困難となっており、特に、大都市圏では、育児休業明けの 1〜2 歳児では希望の時期に入所できないケースが少なくなく、就労希望を十分に反映できる保育サービス等の受け皿の確保ができていない状況となっている[23]。

また地域における子育て支援では、地域子育て支援拠点事業、一時保育、ファミリー・サポート・センター、生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業といった子育て支援事業が実施されている。

しかし、こうした子育て支援サービスについても全般的に「量」が不十分であるという状況が見られる。たとえば、一時保育については、取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数も限定されている。

生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業については、2007 年度からの新規事業であり、約 6 割の市町村で実施されているものの、全ての市町村で実施されることが望ましい。地域子育て支援拠点についても、普及度合いが低く、すべての子育て家庭が利用できる状況には至っておらず、子育て家庭を支える基盤となる地域の取組みの強化、すべての子育て家庭を対象としたアプローチなどが求められている。

出産前後から 3 歳未満の子育て支援では、育児休業明けの保育所への円滑な入所や、子育てする時間を持ちながら就労できる短時間勤務制度の利用、それに対応した保育の提供などが必要となっている。このことから、就業希望者を育児休業と保育でカバーできる体制・仕組みを構築するとともに、短時間勤務も含めた育児期の働き方の弾力化や男性が育児休業を取得しやすい制度上の工夫が必要である。さらに、保育所の提供する保育サービスに加え、認定こども園制度の普及促進、家庭的保育事業の制度化、事業所内保育の活用といった必要量の確保や病児・病後児の対応の充実などに取り組んでいくことが必要である。

3 歳から小学校就学前の時期の子育て支援では、親の就労率が上昇し、教育と保育のニーズが変化することから、認定こども園の活用、短時間勤務の普及・促進の両面からの対応が必要となってくる。

このようなことを通じて、質の確保と量の拡充を図ることが必要であり、こうしたサービスについては利用者の視点に立ったきめ細やかな運用改善を促すことが重要となってくる[24]。

3−3　企業からの育児支援の敬遠

育児休業は国が法律として育児休業について定めた「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定され、育児休業制度関連については労働基準法に定められている内容は就業規則に記載しなければならない。しかし、それ以外に事業主が講ずるべき措置である「育児休業及び介護休業に関連してあらかじめ定めるべき事項」については「努力義務」であるため、実際の職場においては制度があるかないかでばらつきがある。

企業による育児支援が限定的であることは、特に直接的育児支援である企業内保育所の選択への躊躇に表れている。日本において企業内保育所が普及しにくい理由はいくつかある。育児休業法の「育児のための勤務時間の短縮等の措置等」の規定は託児施設の設置運営等の措置を 1 歳未満で他の勤務時間の短縮等の措置と並列して選択式にしている。そのため、導入のしやすさから考えれば、企業内保育所よりも他の措置である短時間勤務の制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げや所定外労働をさせない等の制度が講じられる率が高くなりやすい。法律上はこれらの措置と託児施設の設置運営、その他これに準ずる便宜の供与のうち最低 1 措置を講ずるよう規定しているため、他の導入しやすい措置との比較で企業内保育所の設立運営が着手されない側面がある。

企業内保育所導入を躊躇する理由としてしばしば挙げられるものが設置・運営コストおよび勤務問題である。企業は保育所を設置・運営することが「高コスト」であると考えている。設置費、運営費、地価により、企業内保育所を設立するにはかなりのコストがかかると考えられ、敬遠される傾向がある。企業内保育所の場合、利用上での不公平性もしばしば挙げられる。その要因として、①利用するのが子供を持つ社員のみであること、②複数の事業所がある企業においては、企業内保育所を均等に設置することが難しいこと、③定員があるために定員超過時には利用できない、あるいは定員に満たない場合に運営が厳しくなる、というものが挙げられる。さらに、日本の中心的保育支援は認可保育であり、職業生活と家庭生活を完全分離して考える日本の土壌から、企業が保育支援を行うという発想がまず欠落していることも企業が保育支援に踏み切りにくい要因である[25]。

3−4　子育ての母親責任

日本の女性の働き方における最大の特徴として、図 2 のような出産・子育て期には労働市場から退出し、子育てがひと段落した後で労働市場に戻るという、いわゆる「M 字型就業」が挙げられる。日本や韓国では「M 字型就業」パターンが見られる一方、アメリカやスウェーデンでは台形になっており、出産や子育て期にも労働市場から退出しない女性が多いことがわかる。2004 年では 20 代前半よりも 20 代後半で労働力率が高くなっているものの、30 代前半には労働力率が低下するパターンが引き続き見られている。さらに 30 代後半以降の年齢階層における労働力率にもほとんど変化が見られないことから、依然として出産や子育てによって労働市場からの退出を迫られていることが確認される[26]。

さらに、男女間の賃金格差は広がっており、国税庁の「民間給与実態統計調査 平成 16 年度(2004

年度)」によると、300 万円以下の所得者の割合が男性では 20.0%であるのに対し、女性は 65.5%に達している。さらに、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によると、2004 年の男女間の賃金格差は、男性を 100 とすると、決まって支給する現金給与額で 65.7、所定内給与額 67.6 であったのに対し、2005 年の現金給与額 64.2、所定内給与額 65.9 と、2004 年より格差が広がっている。男性一般労働者の 1 時間あたり平均所定内給与額を 100 とすると女性一般労働者は 67.1、女性パートタイム労働者は 46.3 である。

他の先進国と比べても日本の女性の賃金割合は低くなっている。男性賃金を 100 とした場合の女性の賃金割合は、日本が 58.1 であるのに対し、スウェーデンは 91.3、ノルウェー、スペイン、オーストラリア、イタリア、デンマークは 8 割台、アメリカ、オランダは 8 割台に近くなっている[27]。

総務省による「1999 年 全国消費実態調査」を見ると、世帯収入に占める妻の収入がゼロの者が夫婦の約半数強を占めている。さらに妻の年収が夫なみ、すなわち夫の 8 割以上というカップルはわずか 1 割強にすぎない[28]。

このような日本の夫婦間の賃金格差の主な原因の 1 つとして労働条件に問題がある。その背景には、管理職に占める女性の割合として係長相当職 10.4%、課長相当職 5.1%、部長相当職 2.8%という低い実態がある[29]。正社員は雇用が安定的であり、年齢上昇とともに賃金が上昇する。そのかわりに急な残業や長時間労働、転勤を求められる。このような賃金と働き方の制度のもとでは子供を持ちつつ働くことは難しい。また、「子育ては母親責任」を当然とする風土が日本には今も存在する。幼稚園の送迎、PTA 会議などはほぼ母親によって行われているという状況がこれを表している。こうした雇用制度や働き方を支えたのは男性のみならず女性にもこのような価値観があるからと考えられる。

育児休業制度が施行され、正社員の育児休業は法的に保障された。しかし、多くの女性が結婚する時点で非正規雇用に移っていたり、あるいは結婚後正社員であった者も、妊娠がわかった時点で、あるいは出産の時点で離職している場合が多い。非正社員は実質的に育児休業そのものをとることができず、正社員にいたっても多くの女性は「育児休業」をとることは「同僚に迷惑をかける」と気兼ねをしてなかなかとることができない。このように大多数のものが利用できていないということは、休業をとりながら働き続けることを可能にするような働き方の基本設計ができていないということを意味するだろう[30]。

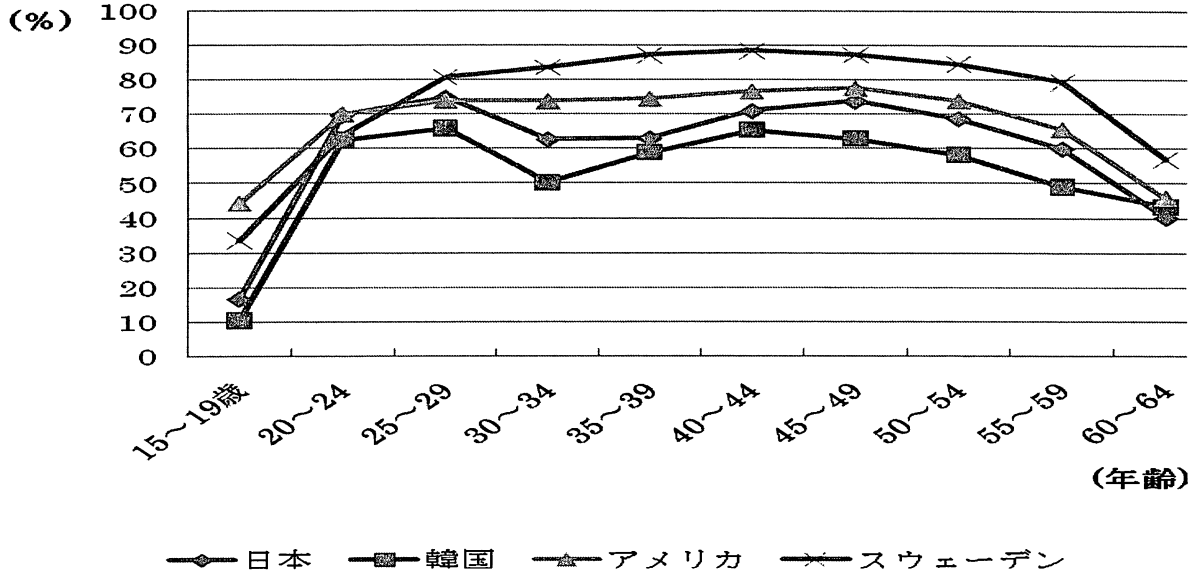

(出所) 厚生労働省『平成 18 年版 働く女性の実情』付属資料
http://wwwhakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpwj200601/appmat.html

図 2 主要国の年齢階級別労働力人口比率

4．海外の子育て支援

4−1　日本男性の短い家事時間

働く母親が増えたことや、地域社会の変容、核家族化の進展などから家事・育児の担い手としての夫の役割が求められるようになっただけではなく、子供の発達、母親の家事・育児負担の軽減、さらには家庭内の男女共同参画の点からも、夫の家事・育児への参加が求められるようになってきている。

1997 年の経済企画庁「国民生活選好度調査」によると、「共働きの夫婦間の理想の仕事・家事分担」という質問に対して、女性の 51.1%が「家事の分担は常に半分ずつで共働き」というのを選択しているが、男性の 51.5%が「(共働きでも)家事を引き受けるつもりはない」と答えている。

2001 年の「社会生活基本調査」をみると、夫婦と子供からなる世帯の場合、1 日の家事関連時間は専業主婦で 7 時間 34 分、有業の主婦で 4 時間 37 分であるが、男性の家事時間は専業主婦の妻を持つ男性で 35 分、共働きの男性で 26 分と、共働きの男性の家事時間は専業主婦の妻を持つ男性より短くなっている。意識の面だけでなく実際の家事時間でも日本の男性の家事分担は非常に少ない。

今後は子供を持つ共働きの家庭が増加していく傾向にある。だが、前述の調査の結果からもわかるように、家庭内での家事や育児の男女共同化が進んでいないのが実情であり、それが家庭内での保育に比べ柔軟性・即応性に欠ける外部保育への需要を増大させ、保育の需要と供給のミスマッチを強めていると考えられる。このことから男性の家事や育児への参加は重要な課題であるとともに、男性が家事・育児を分担できるようにするために必要な対策が課題となってくる[31]。

また日本の男性の育児休業取得は、諸外国に比べてきわめて低い水準にあるものの、他の先進諸国でも、男女が同じように育児休業を取得している国はない。しかし、男性の子育てへの関わりを高めるための取組みへの政策的な関心は高まっており、そのための法的整備を進める国もでてきている[32]。

4−2　イギリスの育児のバランス

イギリスでは、2003 年に父親のための有給休暇が導入された。2003 年 4 月 6 日以降に生まれた子供の父親に対し、出産後 8 週間以内に連続する 1 週間もしくは 2 週間の有給休暇が与えられるというもので、所得保障は平均週給の 90%(100 ポンドを上限とする)で、これは女性の出産休暇の所得保障と同じ水準となっている。

1999 年に「育児休業に関する規則」が制定される以前は、比較的充実した女性だけを対象とする出産休暇の制度があり、実質的にこれが育児休業を代替する形になっていたため、育児の負担が女性に偏っていた。だが、男女を対象とする育児休業制度の導入や父親のための休暇制度などの制度改正が行われ、父親の育児参加を重視する考え方が広がってきていると考えられる。

1997 年にブレア首相の率いる労働党政権になって以降、ファミリー・フレンドリー政策を重視する傾向にあり、「育児休業に関する規則」の制度化もその流れにある。政府は 2000 年 3 月から「ワーク・ライフ・バランス・キャンペーン」を開始しており、仕事と生活のバランスをとる働き方の定着を推進している。イギリスでは、1 週に 60 時間以上という長時間労働者が 1 割程度いるとされており、長時間労働の慣行を見直し、仕事と生活のバランスが企業にとって利益があることを広く啓発することを目的としている。同キャンペーンでは「チャレンジ基金」が設立され、ワーク・ライフ・バランス(WLB)関連施策を実施する事業主への支援も行っている[33]。

イギリスがワーク・ライフ・バランス（以下 WLB という）を導入した背景として、経済のサービス化や教育水準の上昇などの影響から、女性の労働市場への参入が進み、これに伴って育児などの義務を負った労働者が増えたことがある。また、職業生活から家庭生活へと労働者の志向性が変化し、欧州諸国に比して顕著といわれる長時間労働の文化を見直す気運が高まっていたこともその一因だ。さらに企業の側でも、景気が上向くに従って専門職などの人材不足に直面したために、とりわけ人材の獲得とその定着に向けて魅力的な職場環境を整える必要から、労働者に働く時間帯や長さに関する選択肢を与えるような労働時間制度を受容する雰囲気が生まれていたといわれる。

一方、政府も、今後の少子高齢化に伴う労働力不足や福祉コストの増加への対応策として、女性の就業率の向上を重視していた。イギリスは、他の EU 加盟国に比して女性の就業率が高いが、その多くを短時間・低賃金・低熟練の雇用が占めており、その大きな要因は育児・家事負担からくる労働時間の制約だ。このため、家庭責任と仕事とのマッチングによってこの衝突を緩和し、女性により就業しやすい環境と望ましい雇用を生み出すことが、大きな目的となった。保守党政権下のイギリスでは、

WLB は労使間の自主的な決定に委ねられるべき事柄であるとの考え方がとられてきたといわれ[34]、また企業側も、育児休暇などの法制化に強く反対していたが、労働党政権による WLB 政策の導入は、いわばこれまで企業側のニーズから専ら論じられ、定着してきた柔軟性に、労働者側のニーズが明確な形で導入されたものと位置付けることができる。

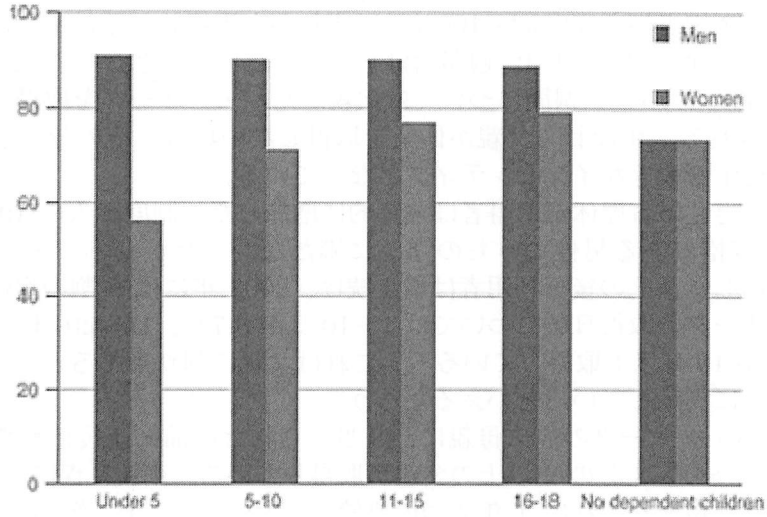

出典：ONS ウェブサイト（Labour Force Survey 2005）

図 3　子供の年齢別親の就業率

4−3　ドイツの「親時間」制度

ドイツでは、日本と同様に、女性の育児に対する役割を重視する意識が強く、出生率も低水準で推移している。男性の育児休業取得率も日本と並んで低水準である。これまでは、仕事と家庭の両立支援は女性のための施策という色彩が濃かったが、近年は、子育ての負担が母親に偏っていることが少子化の重要な要因であると考えられるようになり、両立支援策が男女に中立的な制度として推進されるようになってきた。この背景には、子育ての負担が母親に偏っていることが、少子化の重要な要因であるとの問題意識がある。

ドイツの育児休業制度は 1986 年に導入され、当初の 10 ヶ月から順次期間を延長する法改正が行われてきた。2000 年には、父親の育児休業取得の促進を図ることをひとつの目的として、育児手当・休業制度の改正が行われ、2001 年から「育児休業」が「親時間」に改められた。

「親時間」は、子供が 3 歳に達するまで取得でき、事業主の同意があれば休業期間のうち 1 年間は対象児童が 3 歳から 8 歳までの間に繰り延べることができる。分割取得は 4 回まで可能で、共働きの夫婦は、2 人で親時間をどのように配分するかを決めるが、父親の取得促進をねらい、両親が同時に取得することも可能となった。さらに、親時間中は週に 30 時間までのパートタイム就労も可能である。この親時間制度により、男性の育児休業取得者が若干増加したといわれているが、まだ少数にとどまっており、連邦政府は啓発活動を推進している。

ドイツでは、育児休業制度とは異なる制度であるが、子育て世帯に対して「養育手当」が支給される。これは育児休業取得に限らず、子供が 2 歳に達するまで月 600 マルク、もしくは子供が 1 歳に達するまで月 900 マルクのいずれかの方式で支給される[35]。

4−4　ノルウェーの「パパ・クオータ」制度

社会全体として男女共同参画が進展している北欧社会では、10 年ほど前から男性の育児参加の問題に取り組んできた。

ノルウェーでは、1977 年に男女を対象に産前 12 週間および産後 6 週間の計 18 週間の休業を認める出産・育児休業制度が導入された。その後休業期間の延長等の制度改正が行われたが、制度を利用するのはもっぱら女性であった。そこで、父親の育児休業を拡大するために、1993 年に「パパ・クオー

タ」と呼ばれる制度が導入された。この制度は、国民保険法において規定されている。

ノルウェーでは、産前・産後休暇と育児休業が一体となり、産前 3 週間および産後 6 週間の計 9 週間は母親に割り当てられている。父親には産後 6 週間以降から子供が 1 歳に達するまでの期間のうちで 4 週間が割り当てられている。この時期が父親に割り当てられた期間ということで「パパ・クオータ」と呼ばれている。さらにノルウェーでは女性労働者のみに対して、国民保険から出産手当・育児休暇手当として休暇前賃金相当額の 80%か 100%のいずれかを選択し、給付を受けることができる。80%の場合は 52 週間、100%の場合は 42 週間給付を受けることができる[36]。ただし、国民保険からの手当てが支給される期間のうち 4 週間については父親がパパ・クオータを取得しなければ、その分手当の支給期間が減らされる。すなわち父親が休業を取得しない場合、その分の手当支給がなくなるので、男性が休業を取得する大きなインセンティブとなっている。

この制度導入により、男性の育児休業取得者は飛躍的に増加した。制度導入の 1993 年までは、男性の育児休業取得者は、資格がある男性のうちの 5%に満たなかったが、パパ・クオータ導入直後の 1994 年には 42%に急増した。その後、利用者は増え続け、2003 年には 9 割の男性が取得するまでになっている。パパ・クオータの取得日数については 1～10 日が 8.7%、11～20 日が 75.6%、21 日以上が 15.7%と多くの父親が 10 日以上取得している[37]。これは父親に割り当てるという制度が男性の育児休業取得率の上昇に大いに貢献しているといえるだろう。

ノルウェーには、パパ・クオータの他に母親に割り当てられた産前・産後休暇期間中に父親休暇として 2 週間の無給休暇があり、3 分の 2 以上の父親が取得している。両親に保障されている休業は、1 年間の有給の休業の他に両親それぞれに 1 年ずつの無給の育児休業と、12 歳未満の子供をもつ両親に年間 10 日ずつの看護休暇がある。さらに、育児休業を柔軟に取得できる「部分休業」の仕組みが 1994 年に導入された。これは、フルタイムの休業を短縮して、その分だけ取得期間を延ばすことができる仕組みである。

このように父親の育児休業がかなり普及しているノルウェーでも子育ては母親の役割との意識は残っており、休業取得ベースでは、母親の取得の方が圧倒的に多い[38]。

4−5　スウェーデンの「パパの月」制度

スウェーデンの育児制度は 1995 年に導入された。

スウェーデンの育児休業制度では、休業中の所得保障である両親手当が給付される休暇は子供が 8 歳に達するまで両親にそれぞれ 240 日、合計 480 日分が保障されている。このうち 180 日分は他方に譲渡できるが、60 日間は他方に譲渡できず、権利者が休業を取得しなければ失効する仕組みとなっている。一般に母親はこうした制度がなくても休業を取得することから、父親に休業を取得させるための制度として位置づけられている。

当初は譲渡の制限がある期間が 30 日間であったことから「パパの月・ママの月」と呼ばれている。2002 年に父親のいっそうの利用拡大をねらって 30 日間分を延長して 60 日とし、夫婦合わせた給付期間のトータルをそれまでの 450 日から 480 日としたものである。つまり、母親が最大利用できる 420 日分を減らすことなく、父親のみが利用できる 30 日分を上乗せしたことになる。

こうした一連の制度改正により、男性の育児休業取得者は増加傾向にある。休暇取得日数ベースの男性の割合は、両親保険制度創設時の 1974 年には 3%であったが、2001 年には 13.8%である。取得者ベースでみると、男女比は 4 対 6 となっている。

さらにスウェーデンには、父親の出産休暇として、両親休暇とは別に、子供の出生後 60 日以内に 10 日間取得できる休暇制度がある。これは、妻の出産時の立会いや出産後の家事、生まれてきた子供や上の子供の世話をするという趣旨で設けられている。この休暇は男性の 80%が取得し、取得日数も平均 9 日間と、積極的に活用する男性が多いことがわかる。これらの制度が創設されたのはいうまでもなく、制度導入前の利用者が女性に集中していたためである[39]。

4−6　制度のないアメリカ

アメリカでは、クリントン政権下の 1993 年に「家族および医療休暇法」が制定され、1 歳以下の子供の育児の他、家族看護や本人の療養のために、合計 12 週の無給の休暇が取得できることになった。アメリカの場合は、EU 諸国のような、父親を意識した制度は実施されていない。しかし、育児を理由に休暇制度を利用する男性の割合は 13.9%にのぼる。男性の利用が多い背景として、休暇期間は短い

が時間単位で取得できるなど、柔軟に利用できることがあげられる。

アメリカでは、生産性向上や人材確保の視点から、自主的に子育て支援に取り組む企業が多い。1980 年代には、女性の能力活用策としてファミリー・フレンドリー施策の導入が進められ、なかでも子育て支援はその中心であった。1990 年代に入ると、子供のいない従業員のニーズにも応えていく必要があるのではないかという課題が浮上し、子育て支援、ファミリー・フレンドリー施策から、従業員のプライベートな生活全般に配慮していくという「ワーク・ライフ・バランス」へと、施策の幅が広がるようになった[40]。

5．家庭と仕事のバランス

仕事と家庭をバランスとることは女性にとって重要なことである。そこでこの章では、家庭と仕事のバランスについて考えていきたい。

5−1　家庭と仕事のバランスを考える企業

ファミリーフレンドリー企業とは、日本においては旧労働省が使いだした言葉で、家庭生活と両立しやすい職場条件を整えている企業という意味で使われている。ファミリーフレンドリー企業として次のような 4 つの条件が挙げられている。①法律を上回る基準の育児・介護休業の規定があり、実際に利用されている、②仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方(短縮勤務制度など)が用意されており、実際に利用されている、③仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度(事業所内保育所など)があり、実際に利用されている、④仕事と家庭の両立をしやすい企業文化であること、の 4 つである[41]。

このファミリーフレンドリーという概念は 1980 年代以降、欧米において普及してきた考え方である。企業においてこのような考え方が重要であるとの認識が広がってきた背景には、①共働きの増加や家族形態の多様化により、育児と仕事の両立が働く人々の大きな課題となってきたこと、②結婚後仕事を継続する女性が増える一方で、男性も仕事と生活の調和を求めだしていること、③高齢化の進展によって老親介護と仕事の両立問題に直面する従業員が増えてきたことなどがあげられている。

このように男女関わらず、生活のさまざまな課題を背負った従業員が増えてくると企業にとっても「家庭の諸事情はすべて妻に任せて、仕事に滅私奉公できる男性」のみを標準的な従業員として取り扱うことが難しくなる。そこで、従業員の定着率を上げ職場の生産性を上げるためにも、生活とバランスの取れた働き方の選択肢を用意することが、企業にとっても必要だということが認識されてきたのである。ファミリーフレンドリー施策は、男性と女性両方を対象とするものだが、企業の中には女性（既婚者の女性）に念頭を置いている企業も多い[42]。

アメリカの「家族と仕事の研究所」によると、ファミリーフレンドリー施策は 3 つの発展段階があるとされている。第 1 段階はあくまでも労働者の家庭の問題は個人の問題であり、企業は介入すべきではないとされている段階で、主に育児による労働者の生産性の低下を防ぐため、女性に限定された子育て支援施策が中心となる。これは対処療法的な対応の段階といえる。第 2 段階はどんな労働者にとってもライフサイクルの進行によって、育児や介護の問題などは発生するものであり、人事施策として対応が必要であると認識される。この段階では男女含めて、育児や介護に対するさまざまな措置が講じられている。この段階は統合的なアプローチの展開時期でもある。第 3 段階はすべての労働者は仕事以外の生活を持っており、それと仕事との調和が生産性を左右することや、男女雇用機会均等法の重要性も認識されるようになる。この段階になると、さまざまな働き方をする多様な人々の能力を生かすということで、企業文化そのものの変革をも志向されることとなる。

日本企業のファミリーフレンドリー施策は、制度利用者のほとんどが女性であり、ファミリーフレンドリー施策は女性向けの施策として捉えられており、第 1 段階のあくまでも労働者の家庭の問題は個人の問題であり、企業は介入すべきではないとされている段階にとどまっている。だが、さまざまなファミリーフレンドリー施策の導入により女性の勤続年数がのびれば、それだけ労働者としての質が高まるだけでなく、企業側も安心して女性に教育投資をすることができる。それがさらに女性の労働力としての質を高め、女性の定着率を上げると考えられる[43]。

5−2　家庭と仕事のバランスを考えた生き方

「量より質」「効率よりゆとり」という価値観をもつ人が増えてきている中、働き方に対しても仕事だけの充実ではなく、私生活とのバランスを考える「ワーク・ライフ・バランス」が注目されるようになってきた。イギリスの貿易産業省では、「働き方を調整することによって、すべての人が仕事と仕事以外の生活について充実感をもち、与えられた責任を果たせるようなリズムを見つけること」とされている[44]。

日本では「仕事と生活の調和」とされており、仕事と生活の調和が実現した社会は「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。具体的には、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会、とされている。

だが、現実の社会は「安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない」、「仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない」、「仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む」などといった仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられる[45]。

仕事と生活の調和には、3 つの社会的な意義があり、その実現に向けた取り組みを強化していくことが重要である。

第 1 に「就業率の向上と高い労働生産性の実現」である。仕事と生活の調和は、人口減少社会における労働力供給制約に対し、より多くの就業参加を実現することで就業率の向上と労働力の確保に役立つ。さらに、効率的な仕事の推進を通じて、労働者の意欲を引き出しながら、高い労働生産性を実現するものである。これらの実現に向け、多様で柔軟な就業機会をより広く提供するとともに、そうした働き方の下で公正な処遇が確保され、誰もが安心して働くことができる労働環境を整備することが重要である。働きすぎを是正し、仕事の効率の向上と労働者の意欲の向上を図るとともに、男性の家事・育児の時間を増加させることで、女性の就業参加の可能性をより一層高めることができるだろう。

第 2 に「バランスのとれた経済循環の実現」である。仕事と生活の調和は、生産、分配、支出へとつながる一国の経済循環を、人口減少の下でも円滑に展開させることに役立つ。仕事と生活の調和によって、労働力供給の制約が克服され、労働者への分配がより厚くなり勤労者生活が充実し、消費支出と内需中心の経済成長の実現によって、過度に輸出に依存することのない、安定したバランスのとれた経済循環が達成できる。これらの実現に向け、賃金コストの削減のみを目的とした安易な非正規雇用活用を是正するとともに、若年者に正規雇用の雇用機会を拡大し、長期的な視点に立った職業能力の形成と、それに見合った着実な処遇の改善が求められる。就業形態間の均衡処遇を通じて、労働者の意欲と生産性の向上を図ることが求められる。さらに、労働者が仕事と生活のバランスのとれた働き方を安心し、納得して選択できるような柔軟な働き方の下で、勤労者生活にゆとりを取り戻し、生活の安定と安心の下で消費支出の着実な拡大も期待できるとだろう。

第 3 に「人口減少時代の社会の安定の達成」である。仕事と生活の調和は、経済活動の前提である日本社会の基盤を養い、安定させるものである。男女のバランスのとれた就業参加を通じて、結婚や子供をもつことに対する希望の実現に役立つことが期待できる。さらに、労働者の自由時間の増大によって、地域社会の諸活動における担い手も増え、家族や地域といった社会的な基盤を確固たるものとし、人口減少時代の社会の安定に役立つものである。これらの実現に向け長時間労働を抑制するとともに、育児や介護を支援する地域社会の取り組みを充実させ、安心できる社会的基盤のもとに、労働者が日々健康に仕事に取組み、次世代が健やかに生み育てられることが重要である[46]。

5−3　ワークシェアリングによる雇用機会の増加

ワークシェアリングとは、人々の間で雇用を分かち合うことを意味し、労働時間の短縮によって仕事の機会を増やすのが典型的な方法である。ワークシェアリングは、雇用維持型と雇用創出型との 2 種類に分類できる。雇用維持型は、企業の中から失業者を出さないための緊急避難が目的のものである。一時的な業績悪化を乗り切るため、あるいは中高年等の余剰人員発生に対処するため、一人あたりの労働時間を短縮して、社内でより多くの雇用を維持しようとするものである。一方、雇用創出型は、勤務形態の多様化を通じて労働時間を短縮し、より多くの人々に雇用機会を与えることを目的としている[47]。

2002 年 3 月の「ワークシェリングに関する政労使合意」では、多様な働き方の選択肢を拡大する多様就業型ワークシェアリングの環境整備に早期に取り組むことが適当であるなどの基本的な考え方が示された。これは少子高齢化の進展、経済のグローバル化、産業構造の変化、働き方に対する価値観の多様化等の中で、働き方やライフスタイルを見直し、経営効率の向上を図ることが求められるようになってきたことが背景にある。
さらに、2002 年 12 月の「多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意」では「選択肢の拡大による新たな雇用機会の創出」、「柔軟で多様な人材の活用と生産性の向上」、「働く側のライフスタイルに合わせた自己選択の拡大」などの視点を踏まえて課題を整理し、今後、多様就業型ワークシェアリングの重要性を労使関係者に広く周知するとともに、着実に課題の具体化を進めていくことについて合意がなされた。

多様就業型ワークシェアリングとは、勤務の仕方を多様化し、女性や高齢者をはじめとして、より多くの者に雇用機会を与えることを目的としたワークシェアリングである。そして、このワークシェアリングでは、これまで育児や介護をはじめ様々な制約によって就業の機会を得られなかった者に積極的に就業機会を与え、能力発揮の場を提供すると同時に、現在の労働者にも、自らのライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を提供するという意義を持っている。企業にとっては、有能な人材の確保につながるとともに、人材管理や業務の進め方等を見直すことにより、企業運営の効率性を高めることも考えられる[48]。

だが、適切な選択肢として多様な働き方を推進する場合には、創出する雇用機会の質を考慮した適正な雇用条件を確保することが重要である。前述したように、パートタイム雇用が増加傾向にあるが、その雇用条件をみると、一般に正社員に比べて時間あたりの賃金は低水準にあり、その格差は拡大傾向にある。一方、正社員の労働時間は、30～40 歳代の働き盛り世代を中心に、週 60 時間をこえるような長時間労働をする者の割合が増加している。つまり、長時間で賃金の高い正社員か、時間が短く低賃金のパートタイムかの二者択一を迫るような状況が生じているといわざるを得ない。多様就業型ワークシェアリングは、企業内においても、社会全体においても、労働者がその能力を十分に発揮できるような働き方の選択肢を増やしていくものでなければならない[49]。

5−4 ポジティブ・アクションの取組み

すでに事実上生じている「女性の従業員が少ない」「女性は総合職にいない」「女性は営業に配置していない」「女性の部長はいない」などの事例は、過去の固定的な観念の性別役割分業意識や男性本位の雇用管理慣行の経緯などが原因で生じたものである。このような事実上生じている女性差別については、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法などの諸規定を遵守するだけでは解消されることはない。女性がリスクを背負って男性と同じスタートラインに立たされるようなものである。このリスクを積極的に取り除くことがなければ、同じスタートラインに平等に立っているとはいえない。この事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための積極的な是正措置をポジティブ・アクションという。

機会均等法では女性差別の固定化につながるような「女子優遇の措置」は禁止されているが、それ以外の「男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置」すなわちポジティブ・アクションについては違法ではない、とされている。

ポジティブ・アクションの取組みは、「女性の採用拡大」「女性の職域拡大」「女性の管理職の増加」「女性の勤続年数の伸長」「職場環境・風土の改善」など具体的に目標を設置し、さらに期間を設定し、女性労働者の意見や要望を聴取しつつ取組むことが有効であろう。そして取組みの成果の点検や評価を行い、十分な成果のみられない点は原因を究め計画を見直す必要がある。このようなポジティブ・アクションの取組みには「経営トップの理解と関与」「実行機関の確立と必要な権限の委譲」「取締役会など経営陣の意思決定と社内でのコンセンサスづくり」が不可欠である。

だが、企業組織の側にポジティブ・アクションの取組みがなければ、いかに法律が整備されても他の要因と関連して、「男は総合職、女は一般職」「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業の状況が、職業生活・家庭生活・社会生活において根強く続き、男女が「自立した個人」「社会化した個人」「社会的な自己実現人」としての対等のパートナーとして協働して働くことが困難となる。企業組織の側は、社会・企業・個人のバランスを考慮し、これまでの経過のなかで生じた女性差別を解消するためポジティブ・アクションに取組み、働く女性が就業生活・家庭生活・社会生活・自分生活を並立・充

実するように「社会化したマネジメント」をしなければならない。男女協働の職場づくりのための、そして男女共同参画社会の実現のための条件の 1 つとしてポジティブ・アクションが不可欠となるだろう[50]

5−5　子育て後の再チャレンジ支援

総務省の平成 22 年の労働調査年報によると、子育て世代（25〜44 歳）の女性の労働力人口比率を配偶関係、年齢階級別にみると、有配偶女性では、平成 22 年平均を（男女雇用機会均等法が制定された）昭和 60 年と比べると、25〜29 歳で 14.4 ポイントの上昇、30〜34 歳で 8.6 ポイントの上昇と、5ポイントを超える上昇となっているのに対し、35〜39 歳で 0.3 ポイントの上昇、40〜44 歳で 0.2 ポイントの上昇と、0.3 ポイント以下の変化となっている。
同世代（25〜44 歳）の未婚女性では、平成 22 年平均を昭和 60 年と比べると、全ての年齢階級で上昇している。

また、同世代（25〜44 歳）の女性（「有配偶」、「未婚」のほか、「死別・離別」及び「配偶関係不詳」）について、平成 22 年平均を昭和 60 年と比べると、25〜29 歳は 54.1%から 77.1%と 23.0 ポイントの上昇、30〜34 歳は 50.6%から 67.8%と 17.2 ポイントの上昇となっている。
なお、同世代（25〜44 歳）の有配偶率について、平成 22 年平均を昭和 60 年と比べると、全ての年齢階級で低下している。

25〜44 歳の女性の多くは子育て中または子育て後の女性である。子供を持っても働き続けたいと考えている女性は多いが、実際には、第一子出産 1 年前に働いていた女性の役 7 割が出産後半年以内に離職している。さらに、家族の介護のために離職せざるを得ない人も多い。子育て等により離職した女性の多くは、条件が整えば再就職したいと考えているが、実際には賃金や勤務時間等の条件が折り合わない、年齢制限がある、技術・経験が不足している等の様々な事情により、自分の希望に沿った再就職を果たすことは難しい状況にある。特に高学歴の女性ほど再就職率が低くなっている。さらに、新規開業する女性は年間約 15 万人いるが、女性の起業希望者は 30 歳代を中心として年間 50〜60 万人台で推移している状況にある。

これらの女性に対し希望に沿った再就職・起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開くことは、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していく上で重要であると考えられる。そして、少子高齢化が進み本格的な人口減少が見込まれている状況において、経済の基盤となる「人材」の活用が一層重要であり、再チャレンジを希望する女性の能力開発は非常に重要である。こうした問題意識に基づき、2005 年 12 月「女性の再チャレンジ支援プラン」が策定された。

この支援プランは、女性の再チャレンジを支援することにより、以下のような社会の実現を目指すものとされている。「誰もが再挑戦できる社会」として、誰もが就業や起業等に何度でも再挑戦でき、主体的に人生を切り開くことによって、その個性と能力を十分に発揮でき、子育て等で離職したことが、女性のキャリア形成にとって障害にならない社会。「自分の選択する人生設計ができる社会」として、一人ひとりの女性が、家族の協力や社会の支援の下に、仕事と子育て等とをバランスよく両立しながらライフステージに応じて柔軟に活動を選択でき、自分に合った人生設計ができる社会。「安心して子育てできる社会」として、ライフステージに応じた多様な選択や再挑戦が可能となることにより、自らのキャリア形成に不安を感じることなく男女が互いに協力しながら安心して子育てに取り組むことができる社会、の 3 つが挙げられている。

具体的な施策としては「再チャレンジしやすい地域環境づくり」として、再就職を目指す子育て中の女性が安心して求職活動ができるように求職中も保育所の利用ができることの積極的な周知等により保育サービスの活用を図ること。保護者や働きながら育児を行う従業員を抱える企業等のニーズを踏まえ、NPO・民間企業・病院等多様な主体の連携により既存の育児関連サービスでは対応できない新たな育児関連サービスを提供することへの支援があげられている。「学習・能力開発支援」に関しては、地域社会や企業等が求める人材の資質や能力を把握し、必要な学習機会を大学や専修学校等の協力を得て提供したり、適切な講座の案内等を行う学習相談を行うとともに、社会教育施設等の身近な場所での IT やコミュニケーション能力等に関する講座の開設を行い、女性の「学び」への支援が挙げられている[51]。

6．おわりに

女性の社会進出に対して様々な法が制定されてきたが多くの障害がある。最も大きなものとして出産・育児が挙げられる。制度は整ってきているが、特に高学歴の女性は、出産・育児で離職したりするため、非正規雇用者としての復帰や非正規雇用者へ転向する女性が多い。
男性の正規雇用者の長時間労働が問題とされているが、正規雇用者の水準を下げることなく雇用形態の多様化が実施されたために、女性の正規雇用者にも同等の労働が求められている。しかし、女性にはリスクを背負ったスタートとなる。また、同等に仕事を行っていくためには、結婚というリスクも1つあり、キャリアアップを目指している女性には、結婚をし、家事と仕事を続けていくことは難しいと考える人が多い。出産・子育て後の女性の復帰に関しても、一部の企業では退社時に復帰の意思を示していれば、退社時のキャリアのまま復帰することが可能な制度を設けているところもある。また、企業の職場環境改善策などを実施しているところも多いが、どの政策も女性の強い意志が必要となってくる。しかし、家庭内の無償労働の大半を女性が行っている状況では女性が男性と同等に働くことは不可能である。育児・介護休業を取得する男性に関しても取得率は増えているが、いまだに他国と比べて低い水準となっている。

今後は、男女両者の昔ながらの男性は仕事、女性は家事という概念をなくしつつ、男性の正規雇用者の労働条件の見直しをすることと、育児支援の周知・拡大を行っていくことが女性の社会進出には重要となってくるだろう。そのためにも女性の仕事と家事を両立させる意識の向上と男性が積極的に家事・育児参加のしやすい制度へと変えていかなければならないと思う。

謝辞

本論文はここで終了です。最後まで読んでくださった方、本当にありがとうございます。

本論文を作成するにあたって、多くのご支援、ご協力をいただきました。また、ゼミの担当教諭である菊野一雄先生には、丁寧かつ熱心なご指導を賜りました。協力してくださった皆様へ、心から感謝の気持ちと御礼を申し上げたく、謝辞にかえさせていただきます。

注

1) 厚生労働省（2008）『平成19年版 働く女性の実情』
2) 奥西好夫（2007）『雇用形態の多様化と人材開発』p. 15
3) 村上英吾（2006）『労働政策』pp. 241-243
4) 筒井清子（2000）『男女共同参画と女性労働』pp. 11, 12
5) 八代尚宏（1999）『雇用革命の時代』
6) 筒井清子（2000）『男女共同参画と女性労働』pp. 32-34
7) 竹内一夫（2002）「アメリカモデルと日本モデルの特性と成立の条件」，中條編，『日本の雇用システム 産業構造改革と労使関係の再編』，中央経済社，p. 5
8) 村上英吾（2006）『労働政策』pp. 240, 241
9) 河合正弘・武蔵武彦・八代尚宏（1995）『経済政策の考え方』有斐閣アルマ p. 253
10) 奥西好夫（2007）『雇用形態の多様化と人材開発』pp. 17-24
11) 山下充「雇用多様化と労使関係の課題ーパートタイマーを中心に」*Business Labor Trend,* 2005. 1.
12) 雇用形態の多様化と雇用調整、三木 準一
13) 正規雇用者と勤務時間管理の関係、山下 周平
14) 村上英吾（2006）『労働政策』p. 242
15) 久場嬉子（2004）『「男女雇用機会均等法」から「男女共同参画社会基本法」まで』p. 19
16) 厚生労働省 『今後の子育て支援のための施策の基本的方向について』
17) 厚生労働省 『新エンジェルプランについて』

18) 2007年3月31日以降に職場復帰した者から2010年3月31日までに育児休業基本給付金の支給対象となる育児教育を開始した者については、暫定的に育児休業者職場復帰給付金の給付率が 20%相当額となり、全体の給付率は50%となる。(厚生労働省 ハローワークインターネットサービス)
19) 奥西好夫 (2007)『雇用形態の多様化と人材開発』p. 26
20) 社会保険庁『費用の負担』
21) 現在の労働省女性局
22) 厚生労働省 (2011)『平成23年度版厚生労働白書』
24) 厚生労働省 (2008)『平成20年度版厚生労働白書』
25) 中村艶子 (2004)『男女町道の職場つくり』pp. 177-180
26) 岩間暁子 (2008)『女性の就業とかぞくのゆくえ』pp. 62, 63
27) 柴田真佐子 (2006)『女性白書2006』pp. 34-36
28) 永瀬伸子 (2004)『女性の雇用機会の拡大は少子化をもたらすのか』p. 173
29) 柴田真佐子 (2006)『女性白書2006』p. 36
30) 永瀬伸子 (2004)『女性の雇用機会の拡大は少子化をもたらすのか』p. 173-176
31) 前田正子 (2004)『子育てしやすい社会』pp. 116-118
32) 佐藤博樹・武石恵美子 (2004)『男性の育児休業、社員のニーズ、会社のメリット』p. 126
33) 佐藤博樹・武石恵美子 (2004)『男性の育児休業、社員のニーズ、会社のメリット』p. 129
34) 藤森克彦 (2004)「英国の「仕事と生活の調和策」から学ぶこと」『みずほ情報総研研究レポート』
35) 佐藤博樹・武石恵美子 (2004)『男性の育児休業、社員のニーズ、会社のメリット』pp. 130, 131
36) ただし、年収 325,020 クローネ(国民保険基礎額の 6 倍)を上限とする。上限を超える部分に関しては労使の合意により、使用者がカバーする場合がある
37) 厚生労働省 (2004)『2003～2004年 海外情勢報告』
38) 佐藤博樹・武石恵美子 (2004)『男性の育児休業、社員のニーズ、会社のメリット』pp131-134
39) 佐藤博樹・武石恵美子 (2004)『男性の育児休業、社員のニーズ、会社のメリット』pp. 137, 138
40) 佐藤博樹・武石恵美子 (2004)『男性の育児休業、社員のニーズ、会社のメリット』pp. 139, 140
41) 政府広報オンライン仕事と育児・介護の両立を支援する「ファミリー・フレンドリー企業」
42) 佐藤博樹・武石恵美子 (2004)『男性の育児休業、社員のニーズ、会社のメリット』p. 145
43) 前田正子 (2004)『子育てしやすい社会』pp. 145-147
44) 崎山みゆき (2007)『私たちのワークスタイル』p. 73
45) 厚生労働省 (2007)『「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」』
46) 厚生労働省 (2007)『平成19年度版労働経済の分析―ワークライフバランスと雇用システム』
47) 岩田一政 (2002)『世界に学ぶ日本経済が直面する課題への教訓』p. 43
48) 厚生労働省 (2006)『多様就業型ワークシェアリング制度導入実務検討会議報告書』
49) 厚生労働省 (2004)『ワークシェアリング導入のための検討ガイド』
50) 渡辺峻 (2004)『男女協働の職場づくり』pp82, 83
51) 内閣府 (2006)『女性の再チャレンジ支援プラン』

参考文献

・ 品田知美 (2004)『〈子育て〉革命』中央公論新社
・ 八代尚宏 (1999)『雇用革命時代 働き方はどう変わるのか』中央公論新社
・ 岩田一政(2002)「世界に学ぶ_日本経済が直面する課題への教訓」、内閣府政策統括官編『2002 年春 世界経済の潮流』財務省印刷局
・ 岩間暁子(2008)『女性の就業と家族のゆくえ』東京大学出版会
・ロナルド・ドーア (2005)『働くということ グローバル化と労働の新しい意味』中央公論新社
・ 奥西好夫(2007)『雇用形態の多様化と人材開発』ナカニシヤ出版
・ 久場嬉子(2004)「「男女雇用機会均等法」から「男女共同参画社会基本法」まで」、北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”編『ジェンダー白書2 女性と労働』明石書店

- 崎山みゆき(2007)『私たちのワークスタイル』KTC 中央出版
- 佐藤博樹・武石恵美子(2004)『男性の育児休業 社員のニーズ、会社のメリット』中央公論新社
- 柴田真佐子(2006)「女性労働者の実態」、日本婦人団体連合会編『女性白書 2006』ほるぷ出版
- 荒井一博 (1997)『終身雇用制と日本文化　ゲーム論的アプローチ』中央公論新社
- 筒井清子(2000)『男女共同参画と女性労働』ミネルヴァ書房
- 中村艶子(2004)『男女協働の職場づくり』ミネルヴァ書房
- 島田裕巳 (2004)『女はすべからず結婚すべし』
- 河合正弘・武蔵武彦・八代尚宏 (1995)『経済政策の考え方』有斐閣アルマ
- 永瀬伸子(2004)「女性の雇用機会の拡大は少子化をもたらすのか」、北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”編『ジェンダー白書２ 女性と労働』明石書店
- 前田正子(2004)『子育てしやすい社会』ミネルヴァ書房
- 山下充 (2005)「雇用多様化と労使関係の課題ーパートタイマーを中心に」*Business Labor Trend,*.
- 村上英吾(2006)「労働政策」、田代洋一・萩原伸次郎・金澤史男編『現代の経済政策 第３版』有斐閣ブックス
- 渡辺峻(2004)『男女協働の職場づくり』ミネルヴァ書房
- 山中健児(2002)「正社員と非正社員」、中町誠・中山慈夫編『Q&A 労働法実務シリーズ・8 派遣・パート・臨時雇用・契約社員』中央経済社
- 藤森克彦 (2004)「英国の「仕事と生活の調和策」から学ぶこと」『みずほ情報総研研究レポート』
- 橘木俊詔 (2008)『女女格差』東洋経済新報社
- 熊沢誠 (2007)『格差社会ニッポンで働くということ』岩波書店
- 竹内一夫 (2002)「アメリカモデルと日本モデルの特性と成立の条件」，中條編，『日本の雇用システム 産業構造改革と労使関係の再編』中央経済社
- 三木準一「雇用形態の多様化と雇用調整」
- 山下周平「正規雇用者と勤務時間管理の関係」
- 厚生労働省(2008)『今後の子育て支援のための施策の基本的方向について』
  http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/angelplan.html
- 厚生労働省 (2007)『「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」』
  http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/dl/s0307-5d.pdf
- 厚生労働省(2008)『新エンゼルプランについて』
  http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-3_18.html
- 厚生労働省(2006)『多様就業型ワークシェアリング制度導入実務検討会議報告書』
  http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/01/dl/h0119-1b.pdf
- 厚生労働省(2008)『「派遣労働者」として働くためのチェックリスト』
  http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/haken/01.html
- 厚生労働省 ハローワークインターネットサービス
  http://www.hellowork.go.jp/html/info_1_h3d.html
- 厚生労働省(2007)『平成 18 年版 働く女性の実情 付属資料』
  http://wwwhakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpwj200601/appmat.html
- 厚生労働省(2008)『平成 19 年版 働く女性の実情』
  http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/dl/h0328-1a.pdf
- 厚生労働省(2007)『平成 19 年版労働経済の分析―ワークライフバランスと雇用システム―』
  http://wwwhakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpaa200701/b0168.html
- 厚生労働省(2011)『平成 22 年度版厚生労働白書』
  http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/08/dl/05.pdf
- 厚生労働省(2004)『ワークシェアリング導入のための検討ガイド』
  http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/06/h0630-2d.html
- 厚生労働省 白書等データベースシステム(2004)『2003～2004 年 海外情勢報告』
  http://wwwhakusyo.mhlw.go.jp/wp/index.htm
- 社会保険庁(2008)『費用の負担』
  http://www.sia.go.jp/seido/iryo/iryo12.htm

・ 総務省統計局(2005)『平成 17 年 国勢調査結果 報告書掲載表』
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001005214&cycode=0
・ 総務省統計局(2008)『労働力調査 用語の解説』
http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/definit.pdf
・ 内閣府男女共同参画局(2006)『女性の再チャレンジ支援プラン』
http://www.gender.go.jp/saisien/siryo/p-2.pdf
・ 厚生労働省 『今後の子育て支援のための施策の基本的方向について』
・ 厚生労働省 『新エンジェルプランについて』
・ 政府広報オンライン仕事と育児・介護の両立を支援する「ファミリー・フレンドリー企業」
http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200801/4.html

【入賞】

何故、まちづくりに芸術が有効なのか

—魚沼市小出郷文化会館からみる地方公共ホールの在り方—

マネジメント学部　マネジメント学科
野村 淳美

1．はじめに

私は大学2年の夏、新潟県にある魚沼市小出郷文化会館の大学生アーツ・マネジメント研修に参加した。

同会館は、地方の公共ホールでありながら、2002年には大ホールの稼働率100%を記録した。開館した1996年度から2005年度の10年間における同会館の平均稼働率は、80.5%[1]だ。社団法人全国公立文化施設協会によると、最新データである2010年度の全国公立文化施設の平均稼働率は64.1%であり、同会館は全国平均より高い稼働率を誇っている。数字だけみても、ほとんどの住民が同会館を利用して、芸術文化に触れていることが読み取れるだろう。

また、同会館の芸術によるまちづくりは、社会的に認められ、「全国まちづくり大賞主催者賞」や「新潟県ふるさとづくり大賞」など、数々の賞を獲得している。

実際に研修に参加してみると、事前に同会館の資料に目を通すだけでは分からなかったこのホールの強みを感じることができた。それは人材である。後に同会館の特徴について記述していくが、はじめに知っておいていただきたいのは、小出郷文化会館の設立に最初に関わった人たちは芸術運営について全くの素人だったということだ。しかし、彼らの活躍が小出郷文化会館の活動を優れたものとし、そして魚沼市を今もなお盛り上げている。成功に導いたのは彼ら自身なのか、それとも芸術の持つ力なのだろうか。

小出郷文化会館を参考に、なぜ地方で「芸術」によるまちづくりが可能なのかを明らかにしていき、小出郷文化会館での事例がどこでも通用するのかを考えていきたいと思う。

2．魚沼市小出郷文化会館が評価されている要因とは

同会館の芸術によるまちづくりは、これまで数々の賞を獲得してきた。社会的評価を受けた要因には一体何があるのだろうか。同会館の受賞歴[2]をもとに考察し、成功の秘訣を探りたいと思う。

表1　魚沼市小出郷文化会館の受賞歴

	受賞年	賞名（主催者団体等）と評価対象のテーマや活動
（ア）	1998年　3月14日	新潟県一村一価値づくり奨励賞（新潟県知事） 『あそび　まなぶ芸術文化発信基地をめざして　魚沼文化自由大楽設立』
（イ）	2001年　11月10日	新潟県ふるさとづくり大賞（あしたの新潟県をつくる運動協会） 『文化のまちづくり』
（ウ）	2001年　11月17日	全国まちづくり大賞主催者賞（財団法人あしたの日本を創る協会・読売新聞社・日本放送協会） 『小出郷文化会館を中心とした文化振興』
（エ）	2005年　11月3日	新潟県知事表彰桜井俊幸館長文化功労（新潟県知事） 『小出郷文化会館を中心とした文化振興』
（オ）	2005年　1月18日	JAFRAアワード総務大臣賞（財団法人地域創造） 『アウトリーチを中心とした文化のまちづくり』
（カ）	2006年　10月26日	過疎地域自立活性化優良事例総務大臣表彰（総務大臣） 『文化会館を中心とした文化のまちづくり』

（ア）及び（イ）は、同会館の魚沼文化自由大楽事業が評価された。この事業は、魚沼市で大正時代に地域住民が率先して著名な講師を招聘していた「自由大学」の思想を受け継ぎ、新たに芸術文化を大切にしたまちづくりを行うという構想だ。芸術文化事業を通じ住民が、遊び、学び、触れ合いながら活動を展開することにより、心豊かな文化が息吹くふるさとを創造することを目的としている。

（ウ）は、積極的な住民参加が認められたことから、（イ）での評価を経て受賞した。単なる買い公演だけでなく、住民のアイデアを生かした運営がなされ、一流アーティストの招聘によるセミナー、アウトリーチ活動などの密着型事業が評価された。

（エ）では、同会館館長の桜井俊幸氏が表彰された。桜井館長は、会館建設前から数多くの文化活動に携わり、会館建設検討のための「住民による文化を育む会」の世話人として活動をしていた。1995年に館長に推薦され、その経験を活かし住民参加型の会館運営を行い、全国から注目される会館とした功績は大との内容で、新潟県文化振興課から推薦された。

（オ）は、広域行政として公立文化施設の設置と運営に取り組んだ先駆けであるとの理由で評価された。同賞は、地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設を顕彰し、モデルとなるような文化施設を全国に紹介している。同会館は、音楽大学などと連携を図り、ホールを拠点に活動する子どもから大人までの幅広い文化団体の育成を行い、地域の人材育成に尽力した。特に、広域をカバーするアウトリーチ事業によりクラシック音楽を普及し、多大な成果を上げていることが審査員の満票により評価された。

元気な過疎地域に送られている（カ）は、（オ）をすでに受賞した実績がポイントになった。開館前

からの地域住民の参画や民間館長の任命から、ホール運営に様々な住民参加の仕組みを構築し、サポーターズクラブ・友の会・ステージスタッフなどの住民による組織が、精神面と技術面からホールを支えてきた。開館当初から、ホールを単なる公演の場に終わらせず、地域住民が舞台芸術に近づいていくための機会を増やすことを目的として、公演前のトークイベントやセミナープログラムを開催している。太鼓や演劇、リコーダー、絵画などのクラブがあり、子どもから大人まで参加できるような団体を育成し、地域の刺激になっている。また、大学と連携し、将来のアーツ・マネジメントを担う人材の育成に努めている。このような様々な事業を通じ、同会館を拠点とした魚沼市の文化の普及と、住民による住民のためのまちづくりの先駆的な取り組みとして評価された。

以上の同会館の特徴によって、地域住民の意見が反映され、将来の観客やサイレント・パトロン、人材などの育成、個人の生きがいや住民の運営参画などといった効果が生まれたのではないだろうか。それを可能にしていると思われる　①アウトリーチ活動　②会館前からの住民参画　③大学との提携　④地域住民による会館運営・文化団体　の４点について、以下項目ごとに詳しく見ていく。

2−1　アウトリーチ活動

内容

芸術文化におけるアウトリーチとは、アーティストが学校や地域内の施設などへ赴き、そこでコンサートやワークショップを開催したりする芸術文化の出張普及活動のことを指す。

魚沼市における学校等訪問コンサート・クラシック音楽のサロンコンサートは1998年からスタートした。そのほとんどは、学校の音楽室で1〜2学年を対象に少人数で行われ、子どもたちが一流の音楽を間近で接することができるプログラムになっている。出演する音楽家は国内外のベテランから若手まで幅広い。

効果

同会館の学校訪問のアウトリーチ活動に、1998年から2008年にかけて、市内の小学生7,795人が参加した。これは、当時の魚沼市民42,566人の18.31%にあたる。

サロンコンサートは、魚沼市内の温泉旅館や記念館、美術館、役場、議会議場、コミュニティーセンターなどの地域コミュニティで、音楽家が演奏を披露するプログラムである。1998年から2008年にかけて、約4,000人以上の入場者を記録した。

魚沼市の将来の人口推計[3]によると、2010年における魚沼市の人口は41,581人であるが、2030年には推定32,816人になり、やがてマーケットが消失してしまう恐れがある。少子高齢化により、0歳から14歳の年少人口は減少し、65歳以上の老年人口は増加傾向にある。この数字から、アウトリーチの必要性とは、将来の魚沼市の担う子ども達を見据えたものであると考えられる。

アウトリーチ活動には、文化施設の受益者の間口を拡大し、新しい観客や聴衆の育成を促していく効果がある。特に子どもたちを対象にしたアウトリーチは、将来の観客育成という点で有効であり、学校やPTA、両親などを通じた広がりを考えれば、大きな効果が期待できるとされている。また、「サイレント・パトロン」と呼ばれる文化施設の支持層を増大させる可能性を持っている。[4]

アウトリーチは客とアーティストのお互いの顔が見えるからこそ、顧客化できる可能性が高い。サロンや学校訪問など様々な地域でコンサートをするだけでなく、最終的にお客様をホールに連れてくるこ

とが重要だと思う。魚沼市におけるアウトリーチとは、地域住民とクラシック音楽の出会いの場なのではないのだろうか。

2−2　開館前からの住民参画

内容

1980年代後半の小出町[5]は、文化ホールの建設を訴えるために野外コンサートを開催するなどして、会館建設以前からすでに住民によって文化が根付いていた地域だった。1989年に交付されたふるさと創生資金１億円の一部を原資に、1990年には町役場の声かけでできた「小出町まちづくり研究会」が活動していた。小出町まちづくり研究会は、「文化を中心とするまちづくり」というテーマを取り上げ、宮城県中新田町のバッハホールや大分県湯布院などへの視察や「文化振興とまちづくりについて」のシンポジウムを開催し、住民による文化振興のための活動を活発に行っていた。[6]

1991年には新潟県の広域まちづくり事業補助金を受け、文化会館の建設が決定したが、行政側の建設説明会で、今までの住民運動や小出町まちづくり研究会での意見を取り入れる姿勢がないことが判明した。県からの補助金を獲得するために、小出郷6町村合同で文化会館を建設しようというのが行政側の考えであったようだ。これまで地域の文化振興に関しては小出町まちづくり研究会で長い議論が行われ、町長も折に触れて住民の意見を聞いて進めていきたいと言っていたにも関わらず、住民の意見は無視される形になった。このようなハコモノ行政への不満に住民らは、住民は文化会館を利用しないという内容の抗議文を作成し、小出町役場の担当者に行政との絶縁状を届けた。[7]

表2　魚沼市小出郷文化会館設立経緯

1989年	ふるさと創生資金
1990年	人材育成の一環として「小出町まちづくり研究会」設置
1991年	文化ホールの視察、小出郷文化振興フォーラム
1993年　2月2日	小出町文化会館懇話会　（小出郷6町村の住民を対象）
2月7日	小出郷6町村住民対象の懇談会
2月11日	「文化を育む会」発足
4月16日	基本構想説明
1995年　4月1日	住民5団体推薦により桜井俊之が館長に就任
1996年　6月9日	こけら落とし（ベートーベン交響曲第9番）

効果

その後、行政に対して批判をするだけでなく提言をしようと、文化会館建設の任意研究会である「住民による文化を育む会」が発足した。地域の文化団体の代表等と行政担当者がメンバーになり、コンセプトづくりや建築計画の見直しが行われた。行政の理解を得ながら、週1 回の会議が続けられ、「小出郷文化会館建設基本構想」が完成し、文化会館の設計に反映された。[8]

これらの会館設立経緯により、運営に地域住民が関わる流れになり、行政と共に協力していくようになった。本来、公共ホールの館長は役人が就任するのだが、行政の人間だと約3年で異動になる。常に館長が替わればホ

ール運営の専門性がいつまで経っても身につかず、ただの天下り先になってしまう恐れを「文化を育む会」は抱いていた。そこで、地域住民の推薦を受け、大工の仕事をしていた桜井俊幸氏が、民間出身のホール館長として就任した。

2−3　大学との提携

内容

同会館では、大学でアーツ・マネジメント[9]や文化行政を学び、公共ホールの運営や地域におけるアーツ・マネジメントに興味がある学生を対象にした大学生アーツ・マネジメント研修を行っている。平成10年から昭和音楽大学を対象に、平成12年には新潟大学、平成17年からは跡見学園女子大学を受け入れ、近年では東京大学、東京藝術大学、京都橘大学等からも学生がこの研修に参加している。

また、昭和音楽大学とは会館当初から交流があり、コーラスとリトミックのセミナーの企画提携を続けている。新潟大学に関しても、平成13年には0歳児を対象にしたピアノとライトのコラボレーションというコンサートを開催し、大学と連携した事業が行われている。

効果

大学生アーツ・マネジメント研修を通し、将来のアーツ・マネジメントを担う人材の育成することができる。音楽大学などの高等教育機関と連携を図ることにより、企画や運営をさらに専門的に実践することができる。

音楽系大学の学生にとっては、コンサートで発表する場を提供してもらうことができ、芸術文化活動の促進となる。また、発表だけでなく、照明や音響など制作の実習体験ができる。これら学生は、地域住民や児童生徒との交流が可能になり、同会館にとっては魚沼市を知ってもらう機会にもなる。

2−4　地域住民による会館運営・文化団体

内容

地域住民による会館運営を実現している組織には、年間の主催事業を決める「企画運営委員会」、客席案内係であるレセプショニスト、照明や音響を担当する「ステージスタッフ」、財源不足を補う住民のメセナ団体「サポーターズクラブ」、ホールの主催事業を住民自ら企画・運営する「住民プロデューサー」、会報誌の発行や事業協力を行う「友の会」がある。

また、地域住民が参加する団体には、小学生から熟年層までが参加している「KRO 小出郷リコーダー・オーケストラ」、小中学校の部活の縮小の受け皿としてスタートした「KJBO 小出郷ジュニア・ブラス・オーケストラ」、地域オリジナルの劇を年に1回公演している「地域劇団魚沼一座」、地域内各地の和楽器グループを統合した和楽器オーケストラ「魚沼太鼓」、そして「管楽アンサンブル」が発足し、芸術文化活動を行っている。

効果

こうした地域住民のボランティアや組織は、会館運営に足りない職員を精神的・技術的に補っている。開館以前に、東京文化会館のスタッフに同会館の設計図を送ったところ、同会館のホール規模だと、職員数は最低でも45人が必要だとされていた。しかし、その頃のスタッフは、桜井館長と民間職員の榎本広樹・木村正弘の3人のみだった。そこで彼らは、地域住民の中から会館運営を手伝ってくれる人を募

集し、組織化した。

高校生から熟年世代、さらには町議会議員までもが参加し、レセプショニストや音響・照明などの舞台技術は民間会社に委託せずに済んでいる。運営組織に参加することを通し、会館への理解が地域に伝わっていることを意味しているといえるだろう。サポーターズクラブは、1997年時点で法人会員100人（1口3万円）、個人会員100人（1人1万円）が加入している。

地域住民による文化団体は、練習や発表の機会を与えるだけでなく、個人の生きがいや趣味に大きく貢献しただろう。同会館が単なるハコとして機能するだけでなく、地域における文化的役割を果たすことで、会館と住民が能動的に活動することができるのではないだろうか。

3．魚沼市小出郷文化会館の背景

住民参加の運営が、事業を通し会館への理解を強め、広域的な芸術の普及を可能にしたことが分かったが、ソフト面以外では特別に優れていることはあるのだろうか。もし、ソフト面以外も優れているのだとしたら、他の地域では住民参加型運営の全国的なモデルである同会館の事例は通用しないのではないのだろうか。

3−1　ホール概要

大ホール（ふきんとホール）は1,132席。音楽を主な目的とした多目的ホールであり、クラシックコンサートの他、各種公演・式典などに利用されている。また、満席時の残響は1.7秒で、騒音レベルもNC-2以下に抑えていることから、どんな小さな音のニュアンスも客席に届くよう設計されており、音響の良さからレコーディングにもよく使われている。

小ホール（ゆきんこホール）は全席可動の402席で、その内の電動可動席が264席、可動席は138席。客席椅子は全て収納可能で、収納した場合はフローリング床になり、飲食も可能。映写設備もあり、16mmフィルムや業務用35mmフィルムの上映ができる。演劇や講演会、映画、研修会、展示会などに利用されている。

3−2　魚沼市について

小出郷文化会館のある新潟県魚沼市とは、一体どのような地域なのだろうか。魚沼市は2004年11月1日に北魚沼内の小出郷6町村である小出町、堀之内町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村が合併し誕生した。

魚沼市は、新潟県の南東に位置し、周囲は山で囲まれた盆地で、多くの山岳や森林、清流があり、豊かな自然に恵まれた地域だ。面積は東京都23区の約1,5倍に当たる。

冬場は豪雪地帯で、この雪がもたらす水が全国ブランドとなった魚沼産コシヒカリをはじめとして、ユリの切り花や山菜、清酒などの特産品を育んでいる。

少子高齢化が全国平均を大きく上回る過疎地域であり、人口は約42,000人で、これは東京都23区の0.5%にあたる。

交通アクセスは、新幹線や高速道路では首都圏から約２時間であり、関越自動車道小出インターチェンジから1分と、県外からの利用者にはアクセスしやすい。だが、上越線だと1時間に1本で、路線バス

は１日に数本であり、市内住民に対する利便性には欠けている。

小出町の隣にある六日町には、南魚沼市民会館があり、同会館とほぼ同じ大ホール1200席・小ホール400席の文化会館だ。他にも、新潟県内には見附市文化ホール（アルカディア）や、新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）など、文化会館が多数点在している。ライバルとなるホールもあることから、ソフト面以外のハード面や地域柄を見ても、特別に優れているわけではないと思われる。

４．何故、魚沼市小出郷文化会館は成功したのか

しかしながら、芸術運営に関して素人の彼らがなぜこれまで運営を継続させることができたのだろうか。

4−1　人材

はじめに述べたように、私は同会館が成功したのは「人材」が強みだったからだと考える。では、同会館に関わる主要人物はどのような人たちなのだろうか。

・桜井俊幸氏

同会館の民間出身の館長。大工の仕事をしている。東京で音楽活動をしていた過去もあり、郷土愛に溢れた作詞作曲を行い、バンド「あんさ&おっさ」でボーカルを担当している。地域での様々なイベントを約10年もの間、裏方として支え、積極的に活動していた。住民5団体である社団法人小出青年会議所、住民による文化を育む会、小出町町づくり研究会、魚沼太鼓、小出町商工会青年部に、同会館の館長に推薦された。

・庭山昌明氏

地域医療に携わる外科医であり、同会館の企画運営委員長として活動している。高齢者の生きがいや地域づくりに情熱を燃やしつつ、第九合唱団の一員として合唱に参加したり、同人誌を執筆したり、NHKラジオに出演するなど、オールマイティ的存在で館長を支えている。また、庭山氏の家は定宿として、多くの芸術家などに提供しているため、多方面に渡り人脈がある。

・榎本広樹氏

同会館の職員で、主にクラシック企画を担当している。元ホテルマンの経験を活かし、レセプショニストの育成に努めたり、コンサートでは流暢な司会を披露したり、合奏団の一員としても活躍している。クラシックファンで、コンサートには年に100回以上足を運ぶこともある。同会館の名物となっているアウトリーチ活動や魚沼響きの森コンサートシリーズのチケットセールス方法[10]は、榎本氏が提案した。

その他にも多くの人たちが運営に関わっているが、ほとんどが「都会から小出町に帰ってきた」人たちである。一回故郷を離れ、また小出町に戻った人たちは、豊かな自然や思い出のあるこの地に以前よりも愛着を持つのだろう。だからこそ、この地域をどうにかしたいという強い思いを持つ人が多

いと考えられる。彼らの情熱こそが、同会館をただのハコモノにすることなく、今日まで生ける文化ホールとして存在し続けている源ではないだろうか。

4−2　話題性

大工の館長の誕生は、実績がまだないにも関わらず数多くのメディア取り上げられた。就任直後は、「地域の期待を背負って」（新潟日報）、「生きた会館にできますか？」（朝日新聞）など、同会館の代名詞が「大工の館長」となり、全国に広く知れ渡った。さらに桜井氏は、全国公立文化施設協議会が運営する「芸術情報プラザ」のアドバイザーである町田裕から、文化庁地域文化課を紹介されるなどして、多くの専門家の興味を引き出し、同会館に関する調査や運営のアドバイスを受けるようになる。また、町田は昭和音楽大学生涯学習センターの仕事を掛け持っていたため、後に昭和音楽大学から企画や運営に関する全面的な協力を受けることになる。大工の館長という響きが、人脈を広げる結果となった。

メディアに取り上げられることで、同会館の宣伝も可能になる。桜井俊幸氏のブログ「七色館長」（2010年7月9日の記事）によると、「同会館のメディア波及効果[11]は、自ら宣伝する場合として換算すると全国報道は2,000万、県内報道は200万、市内を25万と、少し控え目の数字としてメディアデーターを掛て換算すると21年度は9億160万の効果があったことになる。今までの最高は平成13年の17億1680万である。メディアによって魚沼市小出郷文化会館の活動が全国、県内に発信されている。」とのことから、同会館の話題は大きな宣伝効果にもつながる。

5．魚沼市小出郷文化会館の事例はどの地域でも通用するのか

では、地方の文化施設は、同会館のように住民参加型の運営を行えば、芸術によるまちづくりは可能になるのだろうか。

私は、同会館は魚沼市という地域を理解していたからこそ、住民参加型のホール運営を実現できたのだと考える。ただ単に、住民参加型の運営を行えばよいのではなく、地域の特性を把握する必要があるのではないのだろうか。

元々小出町には、1980年代から若者によって文化が根付いていた為、芸術文化が普及しやすい土壌があった。加えて、芸術文化に関心のない人たちや同会館まで通うことができない人たちには、アウトリーチ活動により、小出町だけでなく広域的に魚沼市内にある施設でのコンサートやサロンを通し、音楽を楽しむ機会が設けられた。ここがどのような地域であるかをしっかり把握し、それに合わせた事業を展開することによって、地域における文化ホールの必要性を地域住民に知ってもらうことができたと思う。

また、同会館はマンハイム州立音楽大学学長のルドルフ・マイスター（ピアノ音楽合宿）やヴァイオリニストのジョセフ・リン、フルート奏者のエマニュエル・パユ、ピアノニストのアリス＝紗良・オットなど世界中の多くの芸術家に愛されている。アウトリーチや一流のコンサートを継続的に行うことにより、質の高い観客が増え、魚沼市でまた演奏したいと思う芸術家が多数いる。魚沼市は自然が豊かで、食べ物もおいしく、親切な人が多いという理由から、この地でしばらく滞在する芸術家もいるようだ。魚沼市とここの地域住民だからこそ、同会館は芸術家との人脈もできたように思う。

魚沼市は過疎地域なので、地域住民を中心に考えた企画・運営でなければ、この地が衰退していく一方だったのでないのだろうか。このことから、必ずしも住民参加型の運営がどの地域でも通用するわけ

ではないと考えられる。

6．地方文化におけるホール住民参加型運営の課題

同会館の主なターゲットは地域住民であった。だが、「観光」や「地域活性化」という視点から見れば、地域住民の芸術文化活動の促進だけでなく、県内外の客をより獲得することも必要ではないのだろうか。

例えば、読売新聞の2011年7月26日（火）文化面記事によると、2000年から3年に1回、新潟県の越後妻有地域では、森や里山を舞台に「大地の芸術祭」が開かれている。このイベントは、自然の至る所に約160の現代アートを点在し、大型の屋外オブジェクトが中心だが、中には空き家を丸ごと改装した建築アートも目立っている。2009年には約37万人が期間中に訪れた。今では開催年でなくても、夏の一ヶ月に3万人を越える人々が訪れるようになった。越後妻有は稲作中心の地域であり、面積は東京23区より広いが、人口は約7万人で、10年間で１万人弱が減るなど過疎化が進んでいる。しかし、このアートの取り組みを広域的に行うことによって、県外からの観光客を獲得できるまでにイベントの質を高めてきた。それだけでなく、イベントを通じ、一度訪れた観光客をリピーター化させることに成功させたのだ。

同会館では、地域の経済の活性化のために、商店街と連携したシステムがある。これは、会館事業のチケットの半券を商店街の連携店に提示すると、割引などのサービスを受けることができるという内容だ。さらに、提携店には、同会館の主催事業のポスターやチラシを貼ってもらい、ＰＲ活動に協力してもらっている。このような連携システムやＰＲ活動を、魚沼市内だけでなく、地域外にも広く展開していくことができれば、より同会館を県内外に知ってもらうことができるのではないだろうか。

大藪多可志著「観光と地域再生」によると、観光による地域活性化において最大の目的は、交流人口の増加である。交流人口とは、その地域に訪れる人のことを指す。交流人口の増加のためには、その地域独自の観光資源を発掘し、観光客に提供することが求められる。なぜ、交流人口を増やす必要があるのか。それは地域の経済を潤すためであると考えられる。交流人口を発展させ、時々訪問し宿泊する半定住者、さらに一年の大半をその地で過ごす定住者の増加につなげることができれば、地域経済の発展が期待できる。そして、地域が抱える高齢社会・雇用などの問題が少しずつ解消され、地方衰退の解決策にもなる。地域外から観光客を呼び込み招きいれ、いかにしてその地域の経済を生み出すのかという点が、観光による地域活性化の特徴であると思う。過疎地域である魚沼市が抱える少子高齢化の問題を、観光からの視点で見たときに解消できるのかもしれない。

7．おわりに

私が参加した同会館の大学生アートマネジメント研修は６日間の泊まり込みで、朝８時からディスカッションが始まり、ゲストの方をお招きしての講演、りゅーとぴあや見附市文化会館等の他ホールへの見学をし、宿舎に戻るのが毎日夜 10 時を回るというハードスケジュールだった。この研修には東大・東京芸大・昭和音大の学生も参加し、当時アーツ・マネジメントについて無知だった私は、彼らの知識や発言に圧倒されっ放しであった。

最終日には「小出郷文化会館でやるイベントを自分で企画するとしたら」というテーマで企画書を作成し、館長さんやスタッフの方々の前で5分間のプレゼンテーションを行った。小出郷文化会館ではクラシックコンサートの企画がほとんどを占めていることに気付き、魚沼市民の方々に私の好きな日本音楽の魅力を伝えたいと思い、「邦楽ジュニアオーケストラを地元の小学生で結成し、市民の方々に演奏を披露し、将来の日本音楽の担い手を育てる」という企画を立てたが、実際にプレゼンをすると、桜井館長に厳しい指摘をされた。

「新しいけど、わざわざここでやるような企画ではない」という館長の言葉を聞き、この企画は魚沼市の方々の為ではなく、自分の思いが独り歩きしたものになっていたと気付いた。公共ホールにとって顧客である地域や市民のニーズを理解してなければ、公共ホールに税金を投入してくれる方々に対して失礼だと反省した。これは企業や学校、部活等に関しても言えると思う。

この研修に参加しなければ、将来社会人になるにあったて必要な「顧客重視」の考えに気付くことができず、様々な人達と交流することもできなかっただろう。挑戦し、経験することで、新たな価値観を発見することができると学べた。

私は、この会館は芸術の素晴らしさを発見するだけの場ではないと強く思う。人間として一回り成長できる場ではないだろうか。

謝辞

本論文を作成するにあたり、ご指導をいただいた曽田修司教授に心から感謝いたします。また、本論文を書くきっかけをくださった、魚沼市小出郷文化会館アーツ・マネジメント研修企画担当の榎本弘樹氏にも深く感謝申し上げます。

脚注

1) 魚沼市小出郷文化会館　平成8年からの平均稼働率デー
http://www.city.niigata.jp/info/bunka/shiteikanri/dai1kai_siryou/sakuraiiin_siryou04.pdf より

2) 魚沼市小出郷文化会館10周年記念誌　p97、98より

3) 魚沼市役所　魚沼市統計データ　3-9.人口（魚沼市人口推計）より

4) 吉本光宏著（ニッセイ基礎研究所主任研究員）　財団法人 地域創造 -地域創造レター 5月号-No_097　制作基礎知識シリーズ vol.18　アウトリーチの基礎知識（1）　より

5) 2004年11月1日に合併し魚沼市になったが、かつては小出町であった。

6) 小林真理、小出郷の記録編集委員会編著　小出郷文化会館物語　p22より参照

7)、8) 小出郷文化会館　広域アウトリーチからまちづくりへ
http://www.jafra.or.jp/j/library/investigation/012/01/data/02_05.pdf より出典

9) 公演等の企画・構成・制作、マーケティング、資金獲得、営業・渉外・広報など、文化の創り手（芸術家）と受け手（住民等）をつなぐ役割を担うこと　文化庁より

10) ダニー・ニューマン著「予約会員獲得のすすめ－奇跡をよぶ財政安定化マニュアル」芸団協出版部。単発のコンサートを売るよりも、シリーズ化してセットとして格安で売った方が、チケットを確実に売ることができ、動員確保に

つながるという内容。

ヒトミテ　アートマネジメント動画ブログ　榎本氏インタビュー　2008 年 11 月 20 日記事より

11) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、など全国、県内、市内別に掲載された数や会館への視察、館長講演、館長出勤時間、接待交際費など。

参考文献・HP

・魚沼市小出郷文化会館　大学生アーツマネジメント研修資料

・小林真理、小出郷の記録編集委員会編著「小出郷文化会館物語」水曜社（2002）

・10 周年記念誌編集委員編著「魚沼市小出郷文化会館 10 周年記念誌」（2007）

・大藪多可志著「観光と地域再生」海文堂出版

・桜井俊幸館長のブログ「七色館長」URL　http://nanairokancho.sblo.jp/（2011 年 12 月現在）

・魚沼市小出郷文化会館　HP　http://www.city.uonuma.niigata.jp/bunka/（2011 年 12 月現在）

・社団法人　全国公立文化施設協会　HP　http://www.zenkoubun.jp/　（2011 年 12 月現在）

【横山文野賞】

セクシャルマイノリティをめぐる学校教育

―教育現場の課題について―

マネジメント学部　マネジメント学科
北島　舞桜

1．はじめに

近年セクシュアルマイノリティの存在は、欧米における同性間の結婚や、ドラマやバラエティ番組等で同性愛者であることをカミング・アウトし「おねえキャラ」と呼ばれる人が頻繁に登場し、徐々に可視化しつつある。また、男女共同参画基本法等に基づいて各地方自治体によって制定される条例にも性同一性障害をはじめ同性愛を含むセクシュアルマイノリティの人権保護を目的とした法律が見られるようになってきた。

しかし、セクシュアルマイノリティに対する嫌悪は未だ根強く残っているのは事実である。中でも同性愛の子どもたちは、学校教育の現場においてはとことん冷遇されてきたと言える。カリキュラムには、同性愛に関わる事項が一切登場しておらず、カリキュラム外でも、同性愛を侮辱、嘲笑すると言った、いわゆる「いじめ」に日々遭遇しているのである。同性愛の子どもたちは、学校教育という公的な場において、自身の性的指向を公表できない環境に置かれているのである。

本研究は、セクシュアルマイノリティの子どもたちが学校教育で疎外されてきた要因とより善い働きかけはどのようなものであるかを問題として扱うものである。

2．セクシュアルマイノリティについて

2―1　セクシュアルマイノリティとは

よく、性同一性障害と同性愛が混同してしまうという話を聞く。見た目の性（身体的な性）が男性で、心の性（精神的な性）が女性の人が性的に男性に惹かれる場合、男性が男性に惹かれるという同性愛に見えるものである。この例は、性同一性障害の異性愛となるが、一見同性愛に見えてしまうので安易に同性愛だと思ってしまう。見た目の性や性的な指向だけで人のセクシュアリティを判断するのは間違っているのだが、見た目の性（身体的な性）と心の性（精神的な性）が合致していることを前提に、セクシュアルマイノリティを判断してしまう人が多く存在している[1)]。その為、これらの様々

な性と向き合う子どもたちはもちろんのこと、子どもたちに教える側（学校の場合は教職員）も性教育のカリキュラムを導入するにあたって、セクシュアルマイノリティについての正確な知識が必要となる。

そもそもセクシュアルマイノリティとは、規範的、典型的、正常とされている性のありかたから逸脱する様々な性的少数の人たちを総称して呼ぶ名称である。その中には、トランスジェンダー、インターセックス、性同一性障害、同性愛、両性愛、無性愛など、様々な性的少数の人が存在している。また、これらの分類やレベルはそれぞれに複雑に組み合わさっている。これらは固定的ではなく曖昧な場合が多々ある。その為、セクシュアルマイノリティに対して持っている知識やイメージは、人によって異なっているようである。図１は、多様な性を認識する上で分かりやすく図にしたものである。上から順にセックス（身体の性別）、ジェンダー（社会的性規範）、性的志向（欲望の対象）、性自認（性別の自意識）となっている。これらはグラデーションとも呼ばれ、同性愛者や性同一性障害との違いを認識する上で参考となる図である。

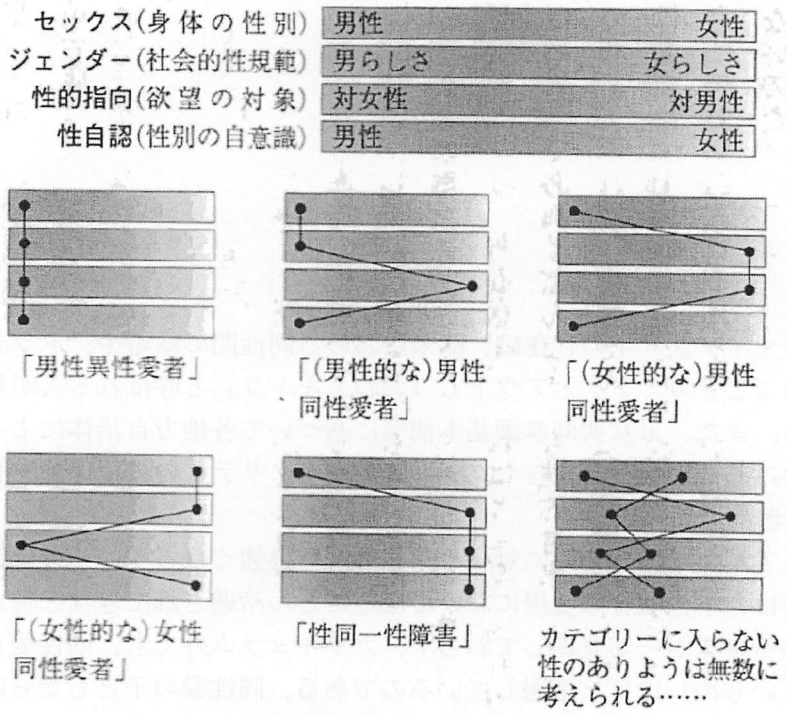

図　一般的になされるセックス／ジェンダー／性的指向／性自認の解説

※図１『同性愛と異性愛』より抜粋 p.167

2−2　日本の同性愛者をめぐる社会的状況

先にも述べたように今日の社会において、世界で共通して異性愛が一般的とされている。この一般的ではない同性愛者に対して社会は厳しい。同性愛者の大多数が職場での迫害や失業、学校でのいじめ、不当逮捕、拷問、レイプ、投獄、罰金、処罰などさまざまな形での迫害や同性愛嫌悪（フォモファビアと呼ばれる）の圧力にさらされて生きている[2)]。

同性愛者をめぐる厳しい状況は日本でも例外ではない。日本では同性愛は刑法の処罰対象ではないが、同性愛嫌悪は社会に根強く存在している。1983 年には、宮崎県の男子高校生が書店でゲイ雑誌を万引きし、親にゲイであることを知られるのを恐れ、親を呼ばれている間に飛び降り自殺をしたとい

う事件が起きている。他にも 1991 年に市民団体である「動くゲイとレズビアンの会(通称アカー)」が、同性愛者の団体であることを告げた上での利用を府中青年の家で拒絶され、東京都を提訴した「府中青年の家」裁判(1997 年アカー勝訴)[3]、2000 年に東京都江東区の公園で「ホモ狩り」と称して 10 代と 20 代の 3 人グループがゲイとみなした青年から金品を強奪、暴行し殺害した、夢の島殺人事件が起きるなど、同性愛者が自身の性的指向をオープンにして生きていくにはリスクが伴う厳しい社会状況である。今日のセクシュアルマイノリティをめぐる社会状況をよく考慮した上で、学校教育でのセクシュアルマイノリティの子どもたちへのアプローチを考えなければならない。

2−3　セクシュアルマイノリティに対する人権保護

2000 年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、推進対策の内の「各人権課題に対する取組」で、「同性愛者への差別といった性的指向に関わる問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う」と明記している。また、2005 年に公表された「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画の推進状況」では、「重要課題への対応」として、「性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）に関する人権」と「性同一性障害に関する人権」をあげ、「積極的に啓発活動を行っていく」「人権擁護活動を推進していく」と明記している[4]。さらに、2004 年 7 月 16 日、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定された。これは性同一性障害者のうち特定の要件を満たす者につき、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載を変更できるという法律である。その後、一部を改正する法律を平 20 年に提案され、当事者に対する法的保護を目的とする法律が制定された[5]。

日本でこのようなセクシュアルマイノリティ保護に対する動きがある中、具体的な差別撤廃の政策があまり浸透していないのが事実である。この日本の状況は世界的にも問題になっている。2008 年、ジュネーヴの国連欧州本部で行われた国連人権理事会での人権状況の審査で、日本政府は「性的指向と性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じるよう」[6] 勧告され、日本政府はこの勧告を受諾した。これにより、日本でのセクシュアルマイノリティの人権保護を目的とする具体的な対策が急務となった。

2−4　制度としての異性愛主義

学校教育において異性愛を制度として吟味することが、セクシュアルマイノリティの子どもたちの可視化への第一歩である。彼らはカリキュラムでは存在を無視され、適切な情報を与えられず、カリキュラム外でも、教師や友人の態度や言動・行動に表れる同性愛嫌悪にいたるところで遭遇するのである。同性愛の男の子について、「学校で仲間外れにされていると感じたことがある」42.7%、「教室での居心地の悪さを感じたことがある」57.0%、「ホモ・オカマ」の言葉の被害、54.5%、「言葉以外のいじめ被害」45.1%、というデータがある[7]。日本のセクシュアルマイノリティの子どもたちは、公的カリキュラムの教育構想から除外されてきた。こうした状況を成立させたのが、異性愛主義である。異性愛主義における異性愛の正当化は、同性愛を否定し、攻撃するものであり、異性愛以外の性的指向を認めないことによって制度として成立された。その為セクシュアルマイノリティの子どもたちへの教育的アプローチとして必要になることは、異性愛主義の制度としての問い直しであり、セクシュアルマイノリティの子どもを囲む現状を認識した上での彼らの可視化の促進である。

３．子どもたちへの性教育におけるアプローチ

3−1　性教育の必要性

本研究で学校の性教育を取り上げる意義は、セクシュアルマイノリティの子どもたちへの教育的アプローチという観点から、性教育がきわめて有用であると考えるためである。そもそも、セクシュアルマイノリティの子どもたちを含め、子どもたちの性をめぐる環境は決して安心できるものではない。日本の性教育の実施状況は、文部科学省の調査によれば、小学校、中学校、中等教育学校のうち、性教育に関する年間指導計画を作成していると回答した学校は 66.8%、小学校、中学校、中等教育学校のうち、性教育の指導内容等を保護者に知らせる方法として「学校、学年、学級だよりや保健だよりで知らせている」と回答した学校は 73.7%である[8)]。性教育は国も重要と考えているのである。筆者もセクシュアルマイノリティの子どもへのアプローチとして必要であり、公的にセクシュアルマイノリティの子どもの存在を扱うことができるのは、まず性教育であると考える。

京都大学大学院の日高庸晴氏らのグループ（日高氏、木村博和氏、市川誠一氏）によって実施された厚生労働省エイズ対策研究事業における“REACH Online2008”[9)]の調査によると、回答者が「ゲイであることを自覚した」平均年齢は 13.1 歳、「異性愛者ではないかもしれないと考えた」平均年齢は 15.4 歳、「ゲイであることをはっきりと自覚した」平均年齢は 17.0 歳であり、ちょうど中学・高校で学ぶ期間に相当していることが分かる。まさに中学・高校の時期こそ、当事者たちが自らの同性愛を自覚し、それに関する様々な悩みや葛藤を抱く時期である。したがって、中学、高校でのセクシュアルマイノリティの子どもたちへの教育的アプローチが必要である。

しかし図２のデータを見ると、学校教育での同性愛に関する情報の取り扱い状況について、「一切習っていない」76.5%、「異常なもの」4.1%、「否定的な情報」10.2%を合わせると全体の 90%以上が不適切な対応をされていることがわかる。（図はデータに基づいて筆者が作成した）

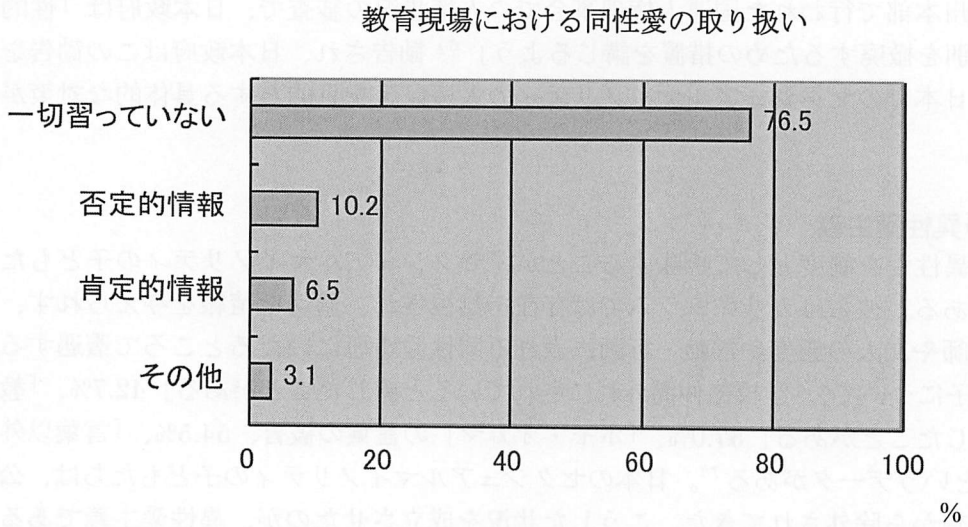

※図２　平成１７年度厚生労働省エイズ対策研究事業
「インターネットによるMSMのHIV感染予防に関する行動疫学研究」主任研究者・市川誠一

学習指導要領で不可視の同性愛の子どもたちは、「一切習っていない」の回答の高さに象徴されるように、教室においても不可視の存在なのである。彼らは、同性愛に対するネガティブなイメージを友人たちとともに自分の中に構築し、自らの性に悩まされるのである。

最近ではインターネットの普及により、インターネットをつうじて同性愛や両性愛の情報を手に入れる機会も増えている。学校のなかでは見つけにくい同性愛者や両性愛者の友人、仲間と出会ったという人もいる。出会いの方法が今までとは異なり、より多くの人と繋がりをもつことができるように

なったことは、一見喜ばしいことである。しかし、インターネットによる出会いを通じて、HIV を含む性感染症などの健康上のリスクにさらされる可能性も高くなっている。さまざまな背景をもつ人と出会う可能性が高くなっている状況にあるからこそ、学校教育では性的指向に対する基本的なとらえ方や、性感染症や望まない妊娠を防ぐための知識が十分に提供される必要がある。

3−2　学習指導要領の問題点

現在の学校教育において、性に関する教育は、基本として学習指導要領をもとに展開されている学習指導要領を踏まえて各都道府県の教育委員会によって教育目標や子どもの実態等を踏まえた学校独自の方針が作られる。具体的には各学校における教育目標や基本方針に沿って、性教育の目標が決められ、それに基づいて指導内容が決定される[10]。

そもそも学習指導要領とは「小学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準」で、「各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないもの」であるが、2003 年から「学習指導要領に示す教科等の目標、内容等は中核的な事項にとどめており、大綱的なものとなっているので、学校や教師の創意工夫を加えた学習指導が十分展開できる」[11] との記述がある。ゆえに、 必ずしも学習指導要領に従わなければならないわけではないことを説明している。学習指導要領の変遷について、戦前は国が教える内容を決めており、 教師がいいなりになってしまったという反省から、敗戦直後の 1947 年にできた学習指導要領「試案」は、 教師の参考・手引書(＝拘束力なし) としてできたのである。しかし 1958 年の小中学校学習指導要領の改訂案発表では、「試案」の文字がとれ官報告示され(＝法的拘束力をもつ)、学習指導要領にそって教育課程を編成(文部大臣が作成権限をもつ) することになった。性の健康教育に関しては、1958 年の小学校学習指導要領改訂で「性教育の位置づけが不明瞭」になり、中学校学習指導要領保健体育科では「成熟期への到達」が削除されたこと、1970 年代からいわゆる「つめこみ教育」になった[12]。

しかし、中学校の「学習指導要領」の改訂では、 『性教育』という文言や『性に関する指導』という表現は学習指導要領からはなくなったのである。なお、2003 年の学習指導要領一部改定で、 学習指導要領は「すべての児童に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能」になり、いわゆる「発展的な内容」を教えてもよいことになった[13]。しかし、「受精に至る過程は取り扱わない」とあり、「発展的な内容」を教えられず、学習指導要領自体が矛盾していること、さらに「解説」を読んでも、「理由は不明である」 と説明している。また最後にまとめとして、子どもの現状に合ったカリキュラムを編成し，教材を選ぶ重要性を指摘している。また、「性教育は、教授法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら、実践実例が蓄積されて教授法が発展していくという面があり、教育内容の適否を短期間のうちに判定するのは容易ではない。しかも、いったん性教育の内容が不適切であるとして教員に対する制裁的取り扱いがされれば、それらの教員を萎縮させ、創意工夫による教育実践の開発がされなくなり、性教育の発展が阻害されることにもなりかねない」と述べているように、性教育において慎重な議論が重要である[14]。

4．教育実践

4−1　日本のセクシャルマイノリティに関する主な活動

セクシュアルマイノリティの存在やその実態を知ることは、当事者の苦悩を和らげ、当事者同士のネットワーク作りを促すばかりでなく、非当事者の受容を促す。例えば、『看護学生のセクシュアリティとセクシュアリティ教育』[15] の研究では、セクシュアルマイノリティについて知ること自体がもたらす効果を報告している。ある看護学校で行われた性教育に関するガイダンスでは、看護学生の半分

以上が同性愛に対し否定的なイメージを持っていたが、同性愛に関する文献を講読すると一変し、異質で異常な存在と見なしていた同性愛を、性的指向が異なるだけで同じ人間の愛情に関するものだと受容するようになったのである。受容的な環境はセクシュアルマイノリティのカミング・アウトを促し、セクシュアルマイノリティがより身近な存在となることも期待できる。

国の取り組みとしては、法務省・人権擁護局では毎年、12 月 10 日を「人権デー」とし、12 月 4 日から一週間を「人権週間」と定め、全ての加盟国及び関係機関が、この日を祝賀する日として、人権活動を推進するための諸行事を行っている。2011 年の「第 63 回人権週間」での全 16 の強調事項として、「部落差別をなくそう」「アイヌの人々に対する理解を深めよう」といった事項とともに「性的指向を理由とする差別をなくそう」「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」という項目が挙げられた。これらの項目は、4 年前の第 59 回から新たに強化事項として取り入れられたもので、同性愛や性同一性障害を差別問題として扱うきっかけとなっている。

また、実践的なセクシャルマイノリティの教育活動として渡辺大輔氏は、大学の教室に同性愛者当時者をゲストスピーカーとして呼び、ライフヒストリーを語ったり交流を深める教育実践を行っている。ゲストスピーカーとしては、元大阪府議会議員の尾辻かな子さんやゲイユースのための友達づくりイベント「ピアフレンズ」の代表理事である石川大我さんを招き入れている。多くの生徒が「同性愛者はテレビの中だけしか見たことがない」「実際に会ったことがない」と言っていたことから、同性愛者のイメージが固定化されてしまう恐れがあると考えた渡辺氏が、実際に会って話すことによってそういった固定観念を払拭してほしいとの思いから、この活動を取り入れた。生徒からは「あまりにも普通の人で驚いた」等といった感想があったと語っている[16)]。

既に指摘したように、性教育の充実自体が課題である現在、セクシュアルマイノリティに関する教育の実現は簡単なことではない。『同性愛・多様なセクシュアリティ』に見られるように、日本で様々な実践も行われているものの、それはごく一部の試みでしかない。また、教育とは必ずしも学校でのみ行われるものではない。家庭や地域も含めた教育体制の確立が今後特に必要な課題である。

4−2　各国のセクシャルマイノリティ教育

2011 年 6 月 24 日、アメリカ合衆国ニューヨーク州では、婚姻平等法案がクオモ州知事の署名を得て成立した。これまで、ニューヨーク州は、ロードアイランド州及びメリーランド州と同様、他州で有効な同性婚については承認していたが、この法律の成立によりマサチューセッツ州、コネチカット州、アイオワ州、ヴァーモント州、ニューハンプシャー州及びワシントン DC に続き、同性婚を認める州となり、これに関する明確な制定法を有する州となった。

また、カナダでは 1999 年以降、ブリティッシュ・コロンビア州をはじめ、ケベック州などで同性カップルにも異性のカップルと同等の権利を保証する法案が相次いで可決され、セクシュアルマイノリティに対する積極的な保護活動が行われている国の一つである。本項では、セクシュアルマイノリティの子どもたちの保護プログラムを実施しているアメリカマサチューセッツ州と、カナダオンタリオ州の事例を紹介する。

（I）アメリカ

オープンリー・ゲイ（ゲイであることを誰に対しても明らかにしている人を表す）の研究者であるジョージ・チョーンシーは 50 年前の同性愛者の状態をこのように述べている。

> 「50 年前の同性愛者は、単に軽蔑され、嘲笑されていただけではない。彼らの市民権は制度的に剥奪されていたのだ。つまり、結社の自由、公的な施設を利用する自由、表現の自由、報道の自由、そして自分自身が欲する親密さの形を選択する自由を剥奪されていたのである[17)]。」

チョーンシーの指摘どおり、同性愛者は市民権を奪われ、露骨な差別を受けていたのである。現在アメリカでは、2003 年、ニューヨークにセクシュアルマイノリティのための初の公立高校であるハーヴェイ・ミルク高校の誕生に象徴されるように同性愛の理解が進む反面、根強い同性愛嫌悪も存在する。学校でも同性愛の子どもたちがいじめにあい、中退、自殺にいたることも決して稀ではない。

マサチューセッツ州では、州の最高裁で同性婚を合憲とする判決が出されており、同性愛者への理解が進んでいる州のひとつである。マサチューセッツ州は性的指向による差別を含む人種差別反対法が制定されている数少ない州のひとつであり、全米ではじめて同性愛の子どもの保護するプログラムを打ち出した州でもある。

2004 マサチューセッツ州オレンジの小さな町にある、ラルフ・メイヤー学校（以下メイヤー）では、学校のエントランスに、星条旗、州旗と並んでレインボー・フラッグ（セクシュアルマイノリティのシンボルとされる旗）が掲揚されている。メイヤーが所在する地域のコミュニティは、セクシュアルマイノリティに対して決して寛容ではなかった。メイヤーにレインボー・フラッグが飾られている今日こそ、ゲイ・レズビアン・バイセクシュアルの人々もコミュニティの一員と認められているが、1993 年以前は、性的指向について公に話し合える状態ではなかったのである。メイヤーのレインボー・フラッグ掲揚のきっかけは、GSA（Gay Straight Alliances）の設立であった。GSA はレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの生徒達の安全な学校づくりを目指す学生組織である。メイヤーの GSA は、1995 年レインボー・フラッグを獲得した。彼らは学生自治委員会にレインボー・フラッグを学校の前に掲揚することを求め、許可は下りた。しかし、直ちに宗教団体などが反対の声を上げるなど、学校内外からレインボー・フラッグに対して否定的な反応があった。旗が掲揚されてからも数週間にわたって、GSA のメンバーがいやがらせを受けもした。しかし、こうした反対の動きに対しても、GSA は迅速に動いた。PTA と、レインボー・フラッグを飾るべきかを話し合うミーティングを開き、200 名近いコミュニティのメンバーの前で生徒たちは、なぜ旗が飾られるべきなのかということを臆することなく、雄弁に語った。結果、PTA は旗の掲揚を認めたのであった。メイヤーの GSA は、設立から、レインボー・フラッグの掲揚、公開討論での反対派の人々の説得に至るまで、運動はすべて生徒の自主的な活動であったのは驚くべきことである[18)]。

（II）カナダ

カナダもアメリカ同様、小学校や中学校、高等学校でも未だに同性愛嫌悪的な差別発言があるのは事実である。このような状況のなか、トロント教育委員会がある教育プログラムを実践している。1 つは教師のためのガイドラインの配布、もう 1 つはソーシャルワーカーらが授業を提供する「ヒューマンセクシュアリティ・プログラム」、もう 1 つは性的マイノリティの子どもたちのためのスクールプログラムである「トライアングル・プログラム」というものである。ガイドライン『セクシャル・オリエンテーション』とは、全 4 巻からなり、健康教育に携わる教師に配布されている。

第 1 巻では、セクシャリティ、セクシュアルマイノリティにまつわる用語の解説、歴史的背景など、授業でセクシュアルマイノリティを取り上げる際に基本となる事柄を解説している。第 2 巻では、セクシュアルマイノリティについての授業の、強化や単元への位置づけ方、授業をうまく進行するための前提となるクラスづくりの方法などが紹介されている。第 3 巻では、いろいろなタイプのケーススタディが掲載されており、実際にそれを用いて授業を進める際の生徒への質問事項などが提案されている。第 4 巻では、実際に授業で使える 100 を超えるほどの書籍やビデオ、また多くのコミュニティーサービスや団体などが紹介されている。

「ヒューマンセクシャリティ・プログラム」では、セクシュアルマイノリティである生徒だけでなく、性的マイノリティの教師、セクシュアルマイノリティの子どもをもつ親、セクシュアルマイノリティである親、異性愛の生徒・教師・コミュニティをそのサービスを提供する対象としています。つ

まり、すべての人々を視野に入れているのである。ここでは、教育委員会に所属し、自身もセクシュアルマイノリティであるソーシャルワーカーが中心となって、核学校への講習会や授業の提供、他団体との連絡、カウンセリングサービスなどの提供をしている。講習会や授業ではソーシャルワーカーだけでなく、生徒たちのロールモデルとなり得る地域のセクシュアルマイノリティのユースグループなどとも協力して行っている。1年間に５０以上の学校に出向いている。

また、「トライアングル・プログラム」とは、通常の学校でいじめなどにあい、学校をドロップアウトせざるを得なくなったセクシュアルマイノリティの高校生の学習権を保証する為に、1995 年に設置されたスクール・プログラムである。ここでは、教師などのスタッフも、レズビアンやゲイなどのセクシュアルマイノリティであり、通常の学校で自分を傷つけ、傷つけられてきた生徒たちが安心して学習でき、自己肯定感を育んでいくことが第 1 の目的とされている。このトライアングル・プログラムや英語や歴史、ライフマネージメントなどの科目が受けられるが、どの授業でもここに通う子どもたちが、これから自分に自信をもって生きていけるようにプログラムが組まれている。例えば歴史の授業では人種、民族、レズビアン、ゲイなどが登場する歴史的事柄が紹介されたり、英語の授業では自分のカミングアウトストーリーを書いてみんなで討論し、そこから自分たちで映画を製作し、トロントで開催される映画祭に出展したりしている。

また、「ライフマネージメント」という科目では、セクシュアルマイノリティマイノリティからなる青年グループのメンバーが、子どもたちのロールモデルになれるようにと授業に出向き、自分の経験や仕事、パートナーシップ、セイファーセックスなど、これからの生活のことについて話すという取り組みを行っている[19]。

このようなプログラムを通して、ここに通う生徒たちが自分に自信をもち、これから再度出ていく社会のなかで自分の力で、そして共にここで学んだ人たちと協力して生活していけるようなライフスキルを身につけていくカリキュラムとなっている。トロント教育委員会では、これらのプログラムを充実させることで、セクシュアルマイノリティマイノリティに対する差別や偏見のない、他者の存在を認め合える社会づくりをめざしている。

５．考　　察

日本の学校教育の中でのセクシャルマイノリティに関する教育研究はいくつかあるものの、実際に革新的な取り組みを行う環境が整っていないのが現状である。

今回の研究で明らかになった問題は、セクシャルマイノリティの子どもたちは友達や家族から非常に孤立しやすい状況であること、自らの性を否定的にとらえ悩んでしまうこと、セクシャルマイノリティの仲間との出会いを求めつつ、それが非常に困難である。こうした問題の解決策として筆者なりの解答を提示する。

・カウンセラーや教職員等の学校関係者へのセクシュアルマイノリティに関する教育
・カリキュラムの再編成
・多角的なセクシュアルマイノリティへのアプローチ

一つ目はカウンセラーや教職員等の学校関係者へのセクシュアルマイノリティに関する教育である。性はプライベートな領域に踏み込むものであるだけに、信頼関係が重要である。セクシュアルマイノリティを学ぶ子どもへのアプローチを行う上では、教師が同性愛嫌悪を持たず、性に対する正しい知識を持って臨むことが重要である。セクシュアルマイノリティの子どもに対する教育において、教師になってからの研修も大変重要であるが、教員養成課程の中に性教育を学び、セクシュアルマイノリ

ティに関する知識を得ることが望ましいであろう。筆者が本研究を選んだ理由の一つに、友人（同性愛者）の自殺未遂がある。彼女は学校内や家庭での相談相手が見つからず、悩み続けた。教育現場に出た以上、いつセクシュアルマイノリティの子どもたちに接するかわからない。それならば教師になる過程で性教育を学ぶことにより、一人でも多くの子どもたちが自分らしく生きることができるような支援が大切である。そうすることによって、友人のように学校で孤立した生徒を一人でも救える手がかりが見つかるのではないだろうか。

二つ目はカリキュラムの再編成である。先にも述べたように、学校教育には異性愛主義という隠れたカリキュラムが存在する。制服や名簿、性別欄、名前の呼び方、男女ペアなどによって、心の性別ではなく、身体の性別で扱われている場合がほとんどである。また、性同一性障害の子どもにとっては、プールやトイレ、身体測定など、心情的に耐え難い思いをする場合もある。まずは今一度、異性愛主義である学校制度を見直す必要がある。

三つ目は多角的なセクシャルマイノリティへのアプローチである。性教育でセクシュアルマイノリティという性的指向について取り扱うことは必須であるが、性教育以外での科目との連携によって、セクシュアルマイノリティを扱う必要がある。なぜなら、性教育だけでセクシュアルマイノリティの存在を可視化することは、彼らが性的な話題のときにだけ可視化されるという恐れがあり、新たな偏見にも繋がりかねないからである。

また、多角的なセクシュアルマイノリティへのアプローチとして、多文化教育がある。多文化教育（海外では多文化主義とも言う）とは人種、エスニシティ（民族）、社会・経済的階層、ジェンダー、性的指向性、障害にかかわる社会問題に取りくむ教育であり、「生徒たちが複数の集団に属しながら、肯定的な自己概念を発達させ、自分が何者であるのかを気づかせるのを支援する」[20] 哲学的概念であり教育プロセスである。従来の教育においてもセクシュアルマイノリティを学ぶ上で周辺的なものとされてきた多文化の問題が、近年の教育改革のなか、さらに周辺化されつつある可能性が高まっている。

６．結　　論

子どもたちが学ぶ性は、自分自身の性であり、他人の性であり、相手との関係を構築していく上でも大きく影響するのである。先に述べた、アメリカのラルフ・メイヤー学校の例でも言えることであるが、子どもが性をアイデンティティの一部として認識し、より善い自身の性のあり方をもとめていく上では、やはり子どもたちが学びの主体でなければならない。今回取り上げることができなかったが、スウェーデンの性教育では、１９５５年の義務化以降、当初は教師による情報の提供が中心であった。しかし近年は子どもたちが考えたり、話し合ったりすることが中心になってきている。授業方法も対話、討論、グループトークといった子ども中心の授業形態で教師はガイドのような役割になっている[21]。日本と海外で単純に比較はできないが、それでもこれらの事例では、今後の日本のセクシャルマイノリティの子どもたちへのアプローチの参考となるであろう。日本のセクシュアルマイノリティの子どもたちが自分自身の性を理解し、納得いくまで話し合えるような環境をつくり、彼らに支援をし続ける必要がある。

注)

1) 川本恵美「社会問題としてのセクシュアルマイノリティ」2010年p.20
2) ヴァネッサ・ベアード・町口哲生 訳『性的マイノリティの基礎知識』作品社　2005年p.83
3) 府中青年の家事件（以下、東京高裁平成9年9月16日判決、判例タイムズ986号p.206、判例地方自治175号p.64より抜粋）

同性愛者の人権に関する社会啓発、同性愛者のサポートを目的とする同性愛者の団体「動くゲイとレズビアンの会」(X)が、東京都(Y)の管理する府中青年の家で1990年2月に合宿を行った。Xが同宿の他団体に対して、「同性愛者の団体であり、同性愛者の人権を考える活動をしている」と自己紹介を行ったところ、あとで他団体のメンバーから浴室を覗くなどの嫌がらせを受け、「ホモ」や「オカマ」などの差別的発言を浴びせられた。

これに対しXは、このような嫌がらせに対する対策を求めて青年の家と交渉したが、青年の家所長は、同性愛は青少年に悪影響を与えるなどと述べて、今後のXによる青年の家の利用を断わる旨を通告した。1990年4月にXが、新たに宿泊利用申し込みを行ったところ、所長はその受理を拒否し、さらにその後、都教育委員会は、都青少年の家条例8条1号にいう「秩序を乱すおそれがあるとき」、および2号の「管理上支障があると認めたとき」にあたるとして、申し込みの承認を拒否した。Xは、この処分が憲法14条・21条・26条、地方自治法244条に反し、違憲・違法であるとして、またXのメンバー3名も、職員らの発言によって精神的苦痛を受けたとして、損害賠償請求の訴えを起こした。

Yの主張は、(1)青少年の健全育成を目的とする青年の家では、男女の同室宿泊は認められていないが、これは性行為のなされる可能性があるからであり、性行為のなされる可能性のある複数の同性愛者を同室に宿泊させることは青年の家の趣旨に反する、(2)同宿の青少年が同性愛者の性的行為を目撃あるいは想像することが、青少年の健全育成にとって有害である、(3)他の青少年の嫌がらせが青年の家の管理運営に支障をもたらすおそれがある、などである。

●事件のポイント

第1審(東京地裁平成6年(1994)年3月30日判決、判例時報1509号p.80)は、(1)同性愛者が同室宿泊を拒否された場合には、男女の場合のように別室で宿泊できないので利用権を完全に奪われることになる、(2)本件の事実関係では、原告らの同室宿泊によって性的行為がなされる具体的可能性は認められない、(3)他の青少年の嫌がらせは、嫌がらせを行う青少年による利用を拒否する理由となりえても、原告らの利用を拒否する理由となりえない、としてYの不承認処分を違法とし、損害賠償請求を一部容認した(Xのメンバー3名による慰謝料請求は棄却)。これを不服としたYが控訴した。

男女別室宿泊の原則は「異性愛者を前提とする社会的習慣であり、同性愛者の使用申込みに対しては、同性愛者の特殊性、すなわち右原則をそのまま適用した場合の重大な不利益に十分配慮すべきであるのに、一般的に性的行為に及ぶ可能性があることのみを重視して、同性愛者の宿泊利用を一切拒否したものであって、その際には、一定の条件を付するなどして、より制限的でない方法により、同性愛者の利用権との調整を図ろうと検討した形跡も窺えないのである。したがって、都教育委員会の本件不承認処分は、青年の家が青少年の教育施設であることを考慮しても、同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的、実質的に不当な差別的取り扱いをしたものであり、施設利用の承認不承認を判断する際に、その裁量権の範囲を逸脱したものであって、地方自治法244条2項、都青年の家条例8条の解釈適用を誤った違法なものというべきである」

「都教育委員を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理(きめ)の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたる者として許されないことである」

府中青年の家事件は、セクシャルマイノリティをめぐる社会的差別の存在が差別として認識されにくい日本の状況において、社会の異性愛中心性を明るみに出し、同性愛者に対する差別的扱いを人権問題として議論するきっかけを与えたことは大きな社会的意義を持った。その後、東京都の人権指針には同性愛者の人権問題が示唆され、国レベルでは、人権擁護法案において、性的指向による差別が人権侵害として定義されるようになったのである。今回の事件が、セクシュアルマイノリティに対する人権保護を目的とした法律改正のきっかけとなった。

4) 首相官邸 HP・「人権教育のための国連１０年」に関する国内行動計画の推進状況（平成 17 年 9 月 16 日）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/kettei/2005matome/16yokohyou.pdf
5) 毎日新聞　2012 年 1 月 12 日：加えて、日本精神神経学会は、性同一性障害に苦しむ人が受けるホルモン療法の開始年齢を、これまでの１８歳以上から条件付きで１５歳以上に引き下げることを決定した。体の性別に対する深刻な違和感から低年齢で自殺未遂を起こしたり、不登校になるケースが少なくないことに配慮した。
6) 外務省 HP　http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html
7) 主任研修者・市川誠一　平成 17 年度創生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間の HIV 感染対策とその評価に関する研究　報告書『ゲイ・』バイセクシュアル男性の健康レポート２』　p.9-10
8) 文部科学省・義務教育諸学校における性教育の実態調査について
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/06022303.htm
9) 平成 17 年度厚生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間の HIV 感染対策とその評価に関する研究（主任研究者・市川誠一）」の一部として実施されたもの。
10) 文部科学省「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」http://www.mext.go.jp/
11) 大塚あつ子「小学校教員養成課程における〈性の健康〉教育のとりくみ」2011 年 p..67
12) 文部科学省『小学校学習指導要領解説総則編』東洋館出版 2008 年 p. 12
13) 文部科学省『小学校学習指導要領解説総則編』東洋館出版 2008 年, p.10
14) 山本信弘・大道乃里江・戸田百合子・小山健蔵・須藤勝見「性教育の歴史的変遷の文献的一考察 2005 年 p.167-170
15) 柳原真知子著「看護学生のセクシュアリティとセクシュアリティ教育」2000 年 p.161-173
16) 青木真実・尾辻かな子・前川直哉・小宮明彦・石川大我・金城理枝・かじよしみ・ダニエルウイットハウス・遠藤まめた『セクシャルマイノリティをめぐる学校教育と支援』開成出版 2010 年 p.154
17) ジョージ・チョーンシー　上杉富之・村上隆則訳　『同性婚』明石書店　2006 年 p.39
18) 稲葉昭子「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ」2009 年 p.274
19) 編“人間と性”教育研究所『同性愛・多様なセクシュアリティ』子どもの未来社　2002 年 p.210
20) 堀家由妃代「わが国における多文化教育の現状と課題」2010 年 p.47
21) 財団法人日本性教育協会 JASE 編「現代性教育研究月報」2010 年 2 月号　p.10-12

《参考文献》

・赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子『同性パートナー』社会批評社　2004 年
・杉浦郁子・野宮亜紀『パートナーシップ・生活と制度』緑風出版　2007 年
・青木真実・尾辻かな子・前川直哉・小宮明彦・石川大我・金城理枝・かじよしみ・ダニエルウイットハウス・遠藤まめた『セクシャルマイノリティをめぐる学校教育と支援』開成出版　2010 年
・堀家由妃代「わが国における多文化教育の現状と課題」　2010 年
・浅井春夫『子どもと性』日本図書センター　2007 年
・編“人間と性”教育研究所『同性愛・多様なセクシュアリティ』子どもの未来社　2002 年
・ギルバート・ハート『同性愛のカルチャー研究』現代書館　2002 年
・風間孝・河口和也『同性愛と異性愛』岩波新書　2010 年
・永易至文『同性パートナー生活読本』緑風出版　2009 年
・浅倉むつ子・角田由紀子『比較判例ジェンダー法』信山社　2007 年
・主任研修者・市川誠一　平成 17 年度創生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間の HIV 感染対策とその評価に関する研究　報告書『ゲイ・』バイセクシュアル男性の健康レポート２』
REACH　online 2008　HP　http://www.j-msm.com/report/2005/
・川本恵美「社会問題としてのセクシュアルマイノリティ」2010 年
・ヴァネッサ・ベアード・町口哲生 訳『性的マイノリティの基礎知識』作品社　2005 年
・柳原真知子「看護学生のセクシュアリティとセクシュアリティ教育」2000 年
・大塚あつ子「小学校教員養成課程における〈性の健康〉教育のとりくみ」2011 年
・文部科学省『小学校学習指導要領解説総則編』東洋館出版 2008 年
・山本信弘・大道乃里江・戸田百合子・小山健蔵・須藤勝見「性教育の歴史的変遷の文献的一考察」　2005 年

・稲葉昭子「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ」2009年
・ジョージ・チョーンシー　上杉富之・村上隆則訳　『同性婚』明石書店　2006年
・財団法人日本性教育協会JASE編「現代性教育研究月報」2010年2月号
・法務省・人権擁護局　HP　http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html
・外務省HP・人権外交　http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html
・文部科学省HP　http://www.mext.go.jp/
・首相官邸HP・人権教育のための国連10年推進本部　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/
・CINII　http://ci.nii.ac.jp/

【横山文野賞（審査員特別賞）】

同性カップルが“家族”になるために

ー欧米の同性婚法制化と日本の婚姻制度の違いを人権から見た場合ー

マネジメント学部　マネジメント学科
長谷川　忍

１．はじめに

現在、ヨーロッパの多くの国では、同性パートナーを持つことが法的に認められている。その方法として、同性結婚やドメスティック・パートナーシップなどの制度が作られてきた。この二つは、相互間の結びつき（民事的契約）を公に認めるという目的がある一方で、明らかに違う面もある。「ドメスティック・パートナーシップ法」はあくまでも「婚姻」という法的契約に“準ずる契約”が可能になる法律である。（パートナーシップとは、親密で継続的、家族的な関係を持つ2人を意味する）つまり、ドメスティック・パートナーシップ制度」は同性間（もしくは異性間）の内縁関係を認知しその関係に対して社会保障等の優遇などを行うというものだ。詳しい内容は、論文の中で紹介していく。しかしそれでも、当事者間に夫婦的関係が構成された間柄であっても、他人同士の“同居”としか認識されていない日本の現状よりも福祉面や社会保障の面に関して遥かに進んでいる制度であると考える。

世界で初めてドメスティック・パートナーシップ法（ＤＰ法）を認めたのがデンマークであり、それが1989年のことである。このＤＰ法というものは、同性の婚姻の前身的な法律である。しかしこれは、あくまで準ずる地位が与えられるものであって、法的に「婚姻」するという契約を認められたわけではない。

その後、2001年にオランダが世界で初めて同性婚姻を法的に認めてから、ヨーロッパ諸国に同性婚姻を認める動きが出てきている。

一方、日本ではＤＰ法のように同性の婚姻という「契約」に準ずるような法律は存在しない。また、日本国憲法第24条によると、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」とある。つまり、日本では憲法の時点で男女の婚姻しか認めていないことになる。

法的に「婚姻」するとは何か、なぜ男女間のみでしか許されていないのか、など「社会契約としての婚姻」の観点と、国民の平等原則の観点から同性婚の有無を解いていきたい。

2．欧米諸国における同性婚姻の意義

2−1　オランダにおける同性婚

後の章にも出てくるが、欧州連合（ＥＵ）は1997年に「性的少数者は社会からの不当な差別と闘うための適当な行動を定めることが出来る」と規定し、2000年には「雇用・就労においていかなる差別も受けない」と規定した。それを受け、オランダが同性婚を法制化して以来、ＥＵ各国で同性婚、ＤＰ制度が認められるようになっていく。

世界で初めて同性婚を法制化し、実用化したオランダの例を取り上げて同性同士が婚姻し、社会と折り合いをつけて生活するにはどのような条件が必要になってくるのかを日常生活レベルで考えていく。

オランダでは、男女のカップルにおける性的行為を法的に認めている。同性の性行為の自由を法的に認めたのは1811年である。また、性的同意年齢も男女の性交渉と同様の16歳と認められている。

同性婚姻の自由が認められたのは2001年である。また、それと同時に婚姻によって起こるすべての社会契約も男女カップルと同条件で施行されることを認めている。

軍役する場合、 ゲイ・レズビアンもオープンに服役可能である。多くの国では、ゲイ・レズビアンを公表しているものの軍役は難しい。

レズビアンの体外受精も可能であり、同性の間での実子を望むことが出来る。また、養子を取ることも同様に可能であり、海外からの養子も認めている。

福祉・財サービス（病院での面会権、年金受給権、養子縁組、その他相続権等）提供に積極的に介入することで、権利の保障や差別からの保護を成功させている。

一方で、献血などの「エイズ」に関する分野では、 男性とセックスを行う男性は不可能にするなど、エイズの蔓延や、ストレートとの関係保持などにも力を入れている。

キリスト教圏内であるオランダがなぜ、同性愛者に対してリベラルな政治を行えたのかという背景には、オランダがマイノリティの集合体で形成されてきたという歴史と、長い間同性愛者を弾圧してきたという2つの理由がある。

2−2　ＤＰ法（ドメスティック・パートナーシップ法）

前項目では、オランダの同性婚について紹介してきたが、オランダは同性婚と共にドメスティック・パートナーシップ制度も利用可能な制度となっている。北欧を含めて、ヨーロッパではキリスト教の影響が強いためか、正式な「婚姻」ではないＤＰ制度を導入している国も多い。では、ＤＰ法とはどのようなもので、婚姻との差異はどこにあるのかを考えていく。

ドメスティック・パートナーシップ法は「婚姻」という法的契約に準ずる契約が可能になる法律である（パートナーシップとは、親密で継続的、家族的な関係を持つ2人を意味する）。

しかし、婚姻ほどの法的拘束力は無く、あくまで「同棲（同居）を公式に許可する」としての役割が大きい。では、ドメスティック・パートナーシップとは、どのような制度なのか。本来、民事上（民法上）の婚姻関係が成立している配偶者以外は、就労、住宅、医療、相続、税金等の面で法的保護が受けられないのが現状である。そこで、民事上の婚姻のあり方を変更しない代わりに、パートナーシップという関係を公式に認めることによって、婚姻に付随する社会保障を受けられるように差配した法律である。

ＤＰ法を採用しているヨーロッパ各国でも、この法律に対するスタンスが微妙に違う。大きく分けて以下3つのパターンが多い。

1．法律婚ではないものの地位に準じる地位を与える
2．同棲関係に一定の法律上の地位を認める
3．成年２人の間の共同生活に関して、財産的効果を中心にした契約に基づく届出制度である民事連帯契約がある。

2-2-1　諸外国のＤＰ制度に至るまでの経過

上記では、ＤＰ法、ＤＰ制度とは何かということを中心に紹介してきたが、この項目では鳥澤孝之「諸外国の同性パートナーシップ制度」を参考にしながら欧米諸国と南アフリカのＤＰ法導入までの経過を取り上げる。世界ではどのような経過を辿って同性パートナーが公に認められた存在になった

のかを知り、比較することで、日本は性的少数者への政策、対応に関してどの段階にいるのかということを客観的に理解することが可能である。

ｉ．ヨーロッパ諸国

デンマークでは、1989年からドメスティック・パートナー制度（DP制度）の導入を開始している。続いて、1996年にアイスランドが導入。その翌年にEUで制定された条約によって、同性愛者や同性パートナーを持つ人々の処遇や待遇が大きく変わった。

欧州連合（ＥＵ）は加盟国において、同性愛者や同性カップルに関して差別を禁止している。1997年のアムステルダム条約によって改正された「ヨーロッパ共同体を設立する条約」第13条1項で、性的指向などに基づく差別と闘うための適当な行動を定めることができると規定された。その後、2000年11月27日には「雇用及び職業における均等待遇のための一般的枠組みを設定する理事会指令」が採択され、性的指向を理由にする雇用差別の禁止措置を講ずることが義務化された。同年12月7日に「欧州連合基本権憲章」によって、性的指向を含めいかなる理由による差別も禁止すると規定された。

上記の過程がヨーロッパにおいてＤＰ法及び同性婚が急速に制度化された主な背景である。主要な国については、次のようになっている。

イギリス

英国でも他のヨーロッパ諸国と同様、キリスト教に基づき同性同士の性行為を禁止してきた。（ソドミー法[1]）また、男性同士の性行為は性犯罪法の対象であった。1957年に同性同士の性行為を性犯罪としないという勧告が出されたが、正式に改正されたのは1967年である。勧告から改正までに10年という時間がかかっている。

また、同性愛者・両性愛者に対する差別の禁止を法制化したのは2003年のことである。その翌年2004年にシビルパートナーシップ[2]が公布された（2004年11月18日）。

シビルパートナーシップの登録条件は　①同性であること　②16歳以上であること　③現在独身であること　④婚姻が禁じられている親等でないことの4つであり、7日以上居住している町村の役所でシビルパートナーシップを希望するという意思を申し立てることが必要である。

1989年に施行されたイギリス1989年人権法を契機に、ヨーロッパ人権条約違反を争点とした提訴を国内で処理出来るようになったこともあり、婚姻制度ではないが、同等に近しい個別の権利と法的地位を創る目的としてシビルパートナー制度の導入に踏み込んだ。

フランス

フランスでは、民事連帯契約（パックス）という非婚カップル保護制度を同性愛者同士のパートナーにも適応させている。パックスとは、「異性または同性の、成年に達した2人の自然人による、共同生活を送る旨の契約」（フランス民法典第515－1条）のことを指している。また、パックスは民法のほか、労働法、税法、社会保障法上の効果が一体となって付与される点において、その他の契約法とは異なる性質を持つ。また、小審裁判所に双方の同意のもと提出することを契約の条件にするなど、これらの面を取り上げると、同性婚姻にかなり近しい制度であると捉えることが出来る。

しかし、パックスの当事者同士を養親とする養子縁組が出来ないことや、一方もしくは双方の婚姻によってパックスを終了することが出来てしまうなど、社会契約としては、契約者に対しての権利と責任の度合いが婚姻よりも非常に軽いものではないかと考える。

しかし、フランスは北欧やオランダなどの西ヨーロッパなどと違って、キリスト教のなかでもカトリックが主流であり、保守的な国であることを念頭において考えた場合、かなりの躍進だったのではないかとも考えられる。その躍進の理由として、国民のカトリック離れが影響しているのではないかと考えているのだが、これはこの論文とは別の問題であるため、今回は割愛する。

ドイツ

ドイツにおけるパートナーシップ導入への経緯は、仮に日本で導入の動きが出てきた場合、同じような事態になるのではないかと考えている。

ドイツでは2001年に「生活パートナーシップ法」が成立し、官庁に登録した同性カップルについて婚姻に準ずる保護が認められるようになった。

1993年の裁判所決定で「婚姻は共同生活における男性と女性の合意である」とされ、憲法異議申し立てに対して再検討の余地はないとした。しかし、1999年にハンブルクでパートナーシップ制度が開始されるなど、同性パートナーへの保護が活発化していく。

1999年に連邦法務大臣が法案提出を明言し、2000年には「同性の共同体“生活パートナーシップ”の差別を排しするための法律案」が提出された。

この法案には財務に関するものなど連邦参議院の同意が必要なものが含まれていたが、ドイツ連邦参議院で連立与党の過半数越えが見込まれなかったため、参議院の同意が必要ない法案と同意が必要な法案に分け、「生活パートナーシップ」を参議院の同意なしで衆議院賛成多数で導入を進めることになった。その他、「生活パートナーシップ制度」に付随して必要になってくるその他の改正法案に関しては、参議院の同意が必要な法案として取り扱うことになっていた。その結果、「生活パートナーシップ制度」そのものは施行されたものの、それに付随するサービスは参議院の同意を得られなかった結果を踏まえた、機能不十分のサービスのままでの施行となった（2001年）。更に、バイエルン、チューリンケン、ザクセンの3州は、連邦参議院を通さずに立法させ、更に“婚姻と家族の保護”に違反するという理由で、上記の法律は違憲であると裁判所に提訴した。

しかし、「生活パートナーシップ」法が施行されたことによって、制度をケアするその他の法律も立法せざるを得ない状況になった。しかし、当事者同士の共同養子縁組などは禁止されているなど、制約も多い。

表１　主なヨーロッパ諸国の同性パートナーシップ制度（2010年2月調べ）

	制度	制定年	適用対象	相続	社会保障に関する権利	税制度上の優遇措置	養子制度	関係の解消方法
デンマーク	登録パートナーシップ	1989	同性のみ	あり	あり	あり	あり（婚外はなし）	婚姻と同じ
アイスランド	登録パートナーシップ	1996	同性のみ	あり	あり	あり	あり	婚姻と同じ
オランダ	登録パートナーシップ	1998	同性・異性	あり	あり	あり	あり	パートナー間で決定
	同性間婚姻	2001	同性のみ	あり	あり	あり	あり	裁判所のみ決定
ベルギー	法定同棲	1998	同性・異性（兄弟姉妹を含	あり	なし	なし	あり	パートナー間で決定
	同性間婚姻	2003	同性のみ	あり	あり	あり	あり	異性間婚姻と同じ
フランス	民事連帯契約(OPAC)	1999	同性・異性	あり	あり	あり	なし	同意すれば即時。当事者いずれかが解消を要求してから
フィンランド	登録パートナーシップ	2001	同性のみ	あり	あり	あり	あり	婚姻と同じ
ドイツ	登録パートナーシップ	2001	同性のみ	あり	あり	あり	あり	婚姻と同じ
英国	登録パートナーシップ	2004	同性のみ	あり	あり	あり	あり	婚姻と同じ
スイス	登録パートナーシップ	2004	同性のみ	あり	あり	あり	なし	パートナー間又は裁判で決定
スペイン	同性間婚姻	2005	同性のみ	—	—	—	あり	—
ノルウェー	同性間婚姻	2006	同性のみ	—	—	—	あり	—
スウェーデン	同性間婚姻	2009	同性のみ	—	—	—	あり	—

鳥澤孝之　「諸外国の同性パートナーシップ制度」32ページより引用

ⅱ．北米

アメリカ

アメリカはドイツと同じく連邦政府のため、連邦法と各州法の婚姻制度を比較して考える必要がある。

1993年にハワイ州裁判所で、婚姻許可証の発行を拒否された同性カップルが「男女間のみでしか婚姻が出来ない、同性同士の婚姻は許されていないハワイ州法及び連邦法はハワイ州憲法及び連邦憲法に反し違憲である」と主張した。それ以降、様々な裁判が起きることになる。そのような動きを受けて、連邦法は「いずれの州も、他州の法律の下、婚姻として扱われる同性の人々の関係性に関して、公的行為、記録、もしくは司法手続を施行するよう要求されない」として、ある州において同性婚として扱われる関係を他州が承認しないことを認めた。また、連邦レベルの用語の解釈として、「婚

姻」を男女間の法的結びつきのみを意味し、「配偶者」とは夫又は妻である異性のみを指すと規定した。このことから考えて、アメリカ連邦法は同性同士の婚姻に対して排除的なスタンスを取っている。

一方、州法では、パートナーシップを導入する州と連邦法に準じた婚姻制度に限定する州、同性婚を制度した州に分かれている。

しかし、公式に同性カップルを認めている州が合計19州、同性婚やその他を認めていない州が28州と考えると、アメリカ合衆国自体は同性カップルに対して閉鎖的であるということが伺える。必要以上に「例外」を作らないことで国家としての秩序と安定を維持しているのであろうとも考えられる。以下にアメリカでの同性婚若しくはＤＰ制度を導入した州と同性婚を禁止している州の詳細を記載した表を載せている。ＤＰ制度を導入することを選択し、その上で同性婚は禁止する州や、そもそも同性婚を禁止する州など、地域によってばらつきが多いことがよく分かる。この後に裁判の判例を挙げているマサチューセッツ州はアメリカで一番初めに同性婚を認めた州であり、それを契機に同性婚を認める州が増加する経過をたどった。

表２　米国内各州等の同性パートナーシップに関する制度（2010年2月調べ）

制度の状況	制定又は容認した年	州名
①同性婚を容認する州等：5州1特別区	2004	マサチューセッツ州
	2008	コネティカット州
	2009	アイオワ州・ニューハンプシャー州・バーモント州・コロンビア特別区
②シビル・ユニオン（民事的結合）制度がある州：4州	2000	バーモント州
	2005	コネティカット州
	2006	ニュージャージー州
	2007	ニューハンプシャー州
③ドメスティック・パートナー制度がある州等：10州1特別区	1992	コロンビア特別区
	1997	ハワイ州
	1999	カリフォルニア州
	2003	ニュージャージー州
	2004	メイン州
	2007	オレゴン州・リシトン州
	2008	メリーランド州
	2009	コロラド州・ネバダ州・ウィスコンシン州
④州憲法で同性婚を禁止している州：28州	1998	アラスカ州
	1999	ネブラスカ州
	2001	ネバダ州
	2004	アーカンソー州・ジョージア州・ケンタッキー州・ルイジアナ州・ミシガン州・ミシシッピー州・ミズーリ州・モンタナ州・ノースダコタ州・オハイオ州・オクラホマ州・オレゴン州ユタ
	2005	カンザス州・テキサス州
	2006	アラバマ州・コロラド州・アイダホ州・サウスカロライナ州・サウスダコタ州・テネシー州・バージニア州・ウィスコンシン州
	2008	アリゾナ州・フロリダ州

鳥澤孝之　「諸外国の同性パートナーシップ制度」39ページより引用

カナダ

連邦法の市民婚姻法が2005年7月に制定され、同性婚が承認された。この市民婚姻法では、「民事目的の婚姻は、2人の合法的な結合であって、それ以外は排除される」（第2条）と規定するとともに、「婚姻は配偶者が同性であることのみをもって無効であったり、無効とされたりしない」（第4条）と規定している。

一方で、教会側が同性同士の挙式を拒否することも、同性婚に対して反対の意思を表明することも「良心、信教の自由」として認められている（第3条、第3,1条）。

カナダでもアメリカと同様に婚姻許可証の発行に関しての裁判が何度か起こっている。カナダも当初は婚姻の主たる目的は婚姻後の「出産」であるという立場をとっていたが、1999年のＭ　ｖ．Ｈ事件では、女性同士のカップルで、専業主婦をしていたＭが、家を所有し仕事をしていたＨに対して、関係破綻後に経済的な手当てを求めて提訴した事案では、家族法における「配偶者」の定義が、異性に限られている点を、違憲であると連邦最高裁判所が判示し、同性カップルの一方が他方に対して、関係解消後も扶養義務を負うことを認めた。

これによって、同性カップルは同棲する2人以上の権利とともに責任も負うことになった。この時点で、社会契約としての婚姻に限りなく近い、お互いの結合と捉えられると考える。

iii. 南アフリカ

南アフリカには、従来から婚姻制度として、コモンロー系の1961年婚姻法に基づくものと、アフリカ系の伝統的な婚姻（一夫多妻制）を承認した1998年習慣婚姻承認法に基づくものがある。この２つが並行する状況であった。

しかし、2005年に同性カップルの婚姻制度が検討されるようになる。その契機として2005年12月1日に検討のきっかけになった訴訟の憲法裁判所の判断が出された。訴訟の内容とは、１,「Fourie事件」2,「Equality Project事件」の2件である。

「Fourie事件」：カップルの愛と約束が公に約束されることを法が妨げるのは、コモンローの定義が南アフリカの婚姻を男女の結びつきとしているからであるとレズビアンのカップルが主張し提訴した裁判事件。

「Equality Project事件」：1961年婚姻法において、婚姻事務官は「あなたは、リンダ／ジョーダン（仮名）を法的な妻／夫とすることを、ここにいるすべての者を証人として誓いますか？」という質問を当事者各人にしなければならない（1961年婚姻法第30条）と規定していることが、同性カップルを排除し、憲法に違反すると主張した裁判。

上記の裁判の主な争点は、国が性的指向を理由に、憲法による平等権と尊厳の権利条項に反して、法による平等な保護を否定しているという点である。

これに対して憲法裁判所は、コモンローと婚姻法第30条は、同性カップルに異性カップルと同様の法的地位、資格、責任を与える条項が規定されていない限りで、1969年南アフリカ共和国憲法第9条第1項・第3項（平等権）と第10項（人間の尊厳）に違反するとした。また、上記は憲法裁判所の判断であり、1年以内に対応しなければならない為、立法諮問機関である南アフリカ法改革委員会は、異性婚及び同性婚に対応した1961年婚姻法の一部改正案、異性婚のみに適用するオーソドックスな婚姻法、登録パートナーシップ法案など、いくつかの法案など、いくつかの法案を勧告する報告書を公表した。その後政府はシビル・ユニオン法案を作成した。シビル・ユニオンとは、同性のグループの生活（または離婚まで）のため自発的な組合という意味合いがあり、法の内容としては、婚姻またはシビル・パートナーシップにより成立したシビル・ユニオンの挙式、登録及びその法的効力を定めたものである。法律上の定義として、シビル・ユニオン＝「シビル・ユニオン法の手続に従って、婚姻又はシビル・パートナーシップの方法により式を挙げ、且つ登録を受けた、18歳以上の2人の者による自発的な結びつき」としている。また、南アフリカのシビル・パートナーシップ法では、シビル・ユニオン・パートナーは“婚姻関係のある配偶者”又は、シビル・パートナーシップのパートナーとしている。つまり、同性パートナーだけではなく、異性パートナーにも適用する法律となっている。

2−2−2　各国のＤＰ法成立と考察

欧州と北米を中心に南アフリカに至るまでの同性同士に対する婚姻制度の法制化の流れを挙げてきたが、どの国も同性婚を国民に認めさせるには法によって強制力が最も有効な手段であると考えていることがよく分かる。また、同性婚を導入した国は皆、それ以前に複数の裁判が起こされていることがわかる。その理由として、極めて私的な事項である婚姻が、国を提訴する裁判をすることによって、公の問題に変わってくることがあるのではないか。そうすることで、国民や国家に対して問題意識を持たせるきっかけの一つになったのではないか。

比べて、日本で同性婚の議論や提言がほとんど進んでいない理由のひとつとして、情報の少なさがあると考える。日本では、同性婚に関しての裁判が起こされたことが一度も無いため、家族法の専門家や民法の専門家等も「海外の裁判の事例を日本で置き換えた場合」という仮想的な考察をするしかない状況にある。この日本の状況を変えていくためには、同性婚に関しての裁判が起こることと、同性愛者が国民のどの程度を占めているかなどの明確なデータが必要になってくると共に、同性愛者に対する理解と、日本における婚姻が当事者間や社会にとってどのような機能を持っているかということを国民が改めて考える機会が必要である。

2−3　アメリカ・マサチューセッツ州　州最高裁判所判例から見えること

アメリカで実際に起きた裁判を取り上げて、同性同士の婚姻の正当性と憲法で認められた人権としての婚姻がどのようにして扱われたのかを考えていく。今回取り上げるマサチューセッツ州最高裁判所判例は、行政の考える婚姻の意義と民事契約的観念から見た“婚姻に付随する利益”を中心に考えられた社会権的人権の双方の意見が対立した裁判であり、現代社会における婚姻のあり方を問う重要な判例ではないかと考える。ここで述べられている双方の意見は仮に日本に置き換えて考えた場合でも十分理解できるものである。

・事実の概要

同性間の婚姻を希望する14人が、州公衆衛生局記録統計登録所の指示する様式に則り婚姻意思を通告し、必要書類を提出した。

ところが、州は同性間の婚姻を認めていないという旨で婚姻許可証の発給を拒否した。マサチューセッツ州では、婚姻に許可証取得が必要であり、それを拒否することは民事上の婚姻に付随する社会的法的保護、利益、義務の拒絶である。14人は州公衆衛生局と局長に対して、「原告及び資格のある同性カップルに対して婚姻許可証を発給せず、婚姻の法的社会的な地位ならびに婚姻のもたらす保護、利益、義務を拒絶することはマサチューセッツ州法に抵触する」という判決を求めて2001年4月に提訴した。

裁判所は、原審で州の主張を認め事実審理をせずに判決を決定したが、当事者が飛翔上告を申し立てた。その結果2名の裁判官は原告の主張を認め、3名の裁判官はそれぞれ反対意見を出した。

・判旨

州は同性婚姻を禁止している根拠として

1．生殖に好ましい環境
2．子どもの教育に最適な環境
3．貴重な州と私的な財政資源の適切な分配

という、3つの立法上の理由を主張。原審では、生殖が婚姻の主要な目的であると判断。

原告の主張を認めた裁判官は、それは正確ではないと判断した。原告の主張は法の下の平等と法の適正手続の保障をする基本的な自由を根拠とする。民事上の婚姻に必須とされるのは、相互の永久的かつ排他的なコミットメントであり子どもを作ることではない。

生殖が婚姻の必要な要素であるならば、婚姻外の生殖や性交によらない家族の構成に関してもっと限定的であるべきである。

また、子ども教育に関して、婚姻を異性間に限定することが子どもの教育に最適な環境であることは明確ではない。また、子どもの最善の利益という基準は親の性的指向や婚姻上の地位に影響されない。局は、異性間だけに民事上の婚姻を制限する適切で正当性を明らかにしていないため、合理性の基準を適用したとしても違憲である。

・考察

州によっては同性の婚姻を認め始めているアメリカにおいても、同性婚の導入に至るまでには紆余曲折があったことがよく分かる裁判の例である。この判例で最も注目した点は、原告側の主張を認めた裁判官の「原告の主張は法の下の平等と法の適正手続の保障をする基本的な自由を根拠とする。民事上の婚姻に必須とされるのは、相互の永久的かつ排他的なコミットメントであり子どもを作ることではない。」という一文である。この一文は、婚姻はあくまでも当事者間の民事的契約であることを認めたものと推測できる。その後の「生殖が婚姻の必要な要素であるならば、婚姻外の生殖や性交によらない家族の構成に関してもっと限定的であるべきである。」という文章が社会契約としての“婚姻”の最も重要な根拠であると考える。行政が考える婚姻の意義である「生殖」は、現代の多様な家族構成、親子構成に必ずしも適応していないのではないか。また、「異性間だけに民事上の婚姻を制限する適切で正当性を明らかにしていないため、合理性の基準[5]を適用したとしても違憲である。」という文章からもわかる通り、婚姻が異性間のみ可能であることに、適当性や根拠が無いことも重要な点であると考える。合理性があやふやである限り、法律の目的が合憲であるとはいえない。前項目で利用した表によると、マサチューセッツ州はアメリカ国内で最も早く同性婚を認めた州である。2001年4月に原告が提訴し、敗訴したものの3年後には州は同性婚を容認することを認めたのである。

私たちが当然としてとらえている「婚姻」はいったいどのようなものなのか、もう一度考えてみる必要があるのではないだろうか。

3．日本における婚姻に関する憲法・法律

上記で、欧米諸国と南アフリカにおける婚姻の意義や目的、アメリカ・マサチューセッツ州における婚姻の意義と目的を述べてきた。次は、日本における婚姻の意義や目的を述べる前に日本の婚姻に関する条文や、日本が婚姻をどのように捉えているのかを紹介する。日本でも、家族の多様性が増していくなかで、法制度のみ遅れている現状が見られるなかで、日本人にとって婚姻はどのようにあるべきかということを中心に考えていきたい。

3－1　婚姻に関する憲法

日本国憲法には、婚姻の自由における条文が存在している。

それは、第24条[3]と第13条[4]である。24条は婚姻の自由そのものを保障するものであり、民法上の婚姻はこの24条を根幹に保障されている。また、13条の幸福追求権では、誰といつ婚姻するか、もしくはしないのかという選択を保障する「自己決定権」が婚姻の自由を保障する条文であるという捉え方がなされている。

日本国憲法第24条の婚姻の自由は諸外国の婚姻に関する憲法と違い、「男女間のみの婚姻」が自由であるというような明確とした表記をされていないため、“同性婚を表立って禁止していない”と捉える人もいるようだが、「両性の合意のみ」と明記している時点で異性のみを対象とした条文であるということが伺えるものだと考える。また、第13条を根拠に考えた場合、同性愛者は同性愛者“個人”として尊重されるべきであり、立法やその他の国政で最大の尊重を受ける権利があると考える。そして、“同性のカップルに適切な措置を行わない”行為は、不作為によってマイノリティの権利を侵害していると位置づけることが可能であると考える。

3－2　婚姻、家族に関する法律

上記の憲法を根幹に置き、婚姻、家族に関する条文は以下のように展開している。

・戸籍法
・家族法（民法4編：親族、5編：相続）
・婚姻に関する条文

戸籍法は配偶者間、家族間の戸籍に関する条文を総称するものであり、婚姻の際には両性どちらかの戸籍に入ることを義務付けられている。

家族法は、法学の名称で親族と相続に関する条文を総称して呼ばれている。親等関係の条文や生前相続、その他財産の相続に関する条文を扱っている。婚姻関係にある配偶者は、相続に関して優先的に相続することが出来る権利等が保障されている。

法的に婚姻すると、そこには配偶者間にのみ適用される社会保障や税制度、公式な配偶者がいることのメリットなど、婚姻に付随する利益が発生する。この婚姻に付随する利益を平等に受益できるか否かが同性婚姻問題の重要な点になると考える。

では、婚姻することによって保障される権利や発生する責任とは何かを考える。

男女の婚姻は、婚姻届を役所に提出することで成立し（法律婚主義）、戸籍上に両者の関係が記載され、その関係が公証される。同氏を名乗る権利および義務を持ち、互いに同居、協力、扶助、貞操などの義務が発生する（民法）。

お互いの血族から姻族、親族として扱われる。また、互いの生活財の共有権や遺産相続権などを法律が保障する。遺産相続などでは、配偶者は相続の1／2を受け取ることが可能である。さらに配偶者間の資産は共同資産と考えられる為、税金が免除される。

同氏の戸籍に入ることで、税法上、社会保障上の優遇措置などが受けられる。

一般生活のレベルで考えた場合、パートナーが病気や障害を負った際、婚姻していれば家族とみなされるため、互いの介護や看護などに特別な資格がなくても携われることが出来る。

現在、個人同士で、家族・パートナーであることを証明することが出来る社会的契約は「婚姻」以外に存在しない。

４．日本での婚姻の概念

提訴された時点でのアメリカ・マサチューセッツ州における婚姻の意義・目的を「生殖」「子どもの教育」「家庭経済」としていた。日本においての婚姻の意義・目的は何を指すのかを検証し、現代社会における婚姻のあり方を考える。

日本における「婚姻」の目的の概念は時代によって様々な捉え方をされてきたが、類型にまとめると、

(ア) 男女の性欲の統制・沈静化
(イ) 子どもの出産と育成
(ウ) 性を媒介とする夫婦の相互教育と親密さの深化
(エ) 同一人の維持的な性欲の充足、
(オ) 家族集団の形成と存続維持

の５つと考えられている。上記で挙げた、マサチューセッツ州の婚姻の意義と類似する点が多い。やはり、国家等が考える婚姻の意義・目的は「生殖」が主であることが伺える。また、日本では男女の性、もしくは性行為に対しての抑止効果ととらえている面も大きい。しかし、今の社会の現状や夫婦、親子関係を考えると、上記の婚姻目的は、今の社会では通用しないのではないかと考える。

女性の妊娠中絶や、シングルマザー、シングルファザー、私生児、非嫡出子、高齢結婚、不妊治療夫婦、養子制度など、様々な夫婦関係・親子関係が存在する今の社会では、性を中核にして婚姻を考えることは難しいのではないか。

現代の婚姻の大多数を占める恋愛結婚の目的から考えた場合、「どのようなときに誰と結婚するかは、当事者達の自由である。」というのが、現在のあり方ではないか。

また、同性婚が出来ないと考えられている理由に婚姻意思説「同性愛的共同生活には、当事者が夫婦的感情を持っていても、婚姻意思ありということには出来ない」というものがある。「婚姻意思」とは、婚姻という身分行為に必要な届出をなす意思であるとする形式的意思説もあるが、通説は婚姻届出を出す意思を有するとともに社会通念に従った生活共同体を創設しようとする意思をいうとしている。そのため、婚姻意思が存在しない場合、婚姻は無効であるという捉え方をしている。この婚姻意思説は民法742条（婚姻の無効）を根拠に成り立っているが、この通説は婚姻の届出が可能なカップルを対象にしている為、同性カップルはこの条文の対象からあらかじめ排除されている存在であることが伺える。その為、この婚姻意思説によって同性カップルは婚姻出来ないという捉え方には正当性が見られないと考える。

また、性欲の統制と安定を目的に掲げるのならば、婚姻の最低年齢は刑法第176条に規定されている性的同意年齢同様、13歳とするべきではないのだろうか。

５．世界共通の差別意識と平等権

前章でも、取り上げてきたとおり、日本を含めた多くの国で同性カップルの婚姻を法的に認めていない。更に、婚姻問題以前に、性的マイノリティに対する差別意識は、いまだに世界に共通して根強く残っている。国によっては、宗教の教えによって同性同士の恋愛、性行為は犯罪行為であり死刑に相当すると法律で定めていることもある。イランでは、同性愛者が迫害されるという深刻な人権侵害まで起こっている。同性婚を法制化し、適用できるようになるためには、まず同性愛者を含めた性的マイノリティーに対しての差別を撤廃し、共生していくための教育が大前提になってくる。

世界中で、長い間同性愛禁止法に対しての抵抗が続けられてきた。主だった抗争で言うと、ストンウォールの反乱[6]やアカデミー賞にノミネートされた映画で世界的に有名になったゲイの市議会議員ハーヴェイ・ミルク[7]など、様々な開放運動が起こされている。

アメリカの調査によると、ホモ・セクシャルの自殺者の比率はヘテロ・セクシャルの自殺者の２～３倍にあたるという結果が出ている（森田ゆり『子どもと暴力』）。

「ほとんどの同性愛者は自ら選択して同性愛者になったわけではない。」ということを前提に考えると、同性を愛すると自己決定し、自ら婚姻しない道を選んだ同性愛者はかなり少ないと考える。

つまり、「同性愛者だから婚姻しない」のではなく、「同性愛者のために婚姻出来ない」と捉えるのが大前提である。

第13条から考えると、同性愛者は同性愛者“個人”と尊重されるべきであり、立法やその他の国政で最大の尊重を受け権利があると考える。そして、同性のカップルへの措置を行わない＝不作為によるマイノリティの権利を侵害と位置づけることが可能であると考える。

不作為によって不利益を被る（今回の場合は婚姻できないことによって、婚姻に伴う社会保障や財、税金などの保障等が受益できない）人々が必然的に出てきてしまうことが最大の問題点である。

様々な問題がある中で、海外の事例を参考にしながら、日本に適している解決策を考えたい。

６．解決策

同性同士の婚姻を可能にするに伴って、関連法律の改正や、人権教育、同性愛への理解、社会的地位の向上、同性間での婚姻の正当性の周知など問題が多くあることをこの論文で述べてきた。それらの問題が、同性婚を法制化した直後から完全に無くなることは絶対にありえない。そこで、同性婚姻に至るまでの解決策として、ＤＰ法の併用を提案したい。ヨーロッパ諸国では、宗教の観点から、婚姻を認めることは出来ない代わりにＤＰ法を同性カップルにのみ適応することで、性的マイノリティー問題を解決してきた。そこで、日本もこのＤＰ制度を上手く利用することで問題を解決することが可能になると考える。日本において「婚姻」することは法的拘束力が非常に強い一方で、社会や人間関係の構築に大きな影響を持っている。そのような婚姻の変更は、社会に大きな影響を及ぼし、同性愛者の地位を更に悪い方向に貶める可能性も少なくない。そうなっては、さらに自らの性的指向と社会との板ばさみの状況に悩まされることになってしまう。

はじめから「婚姻」をするのではなく、まず初めにパートナーシップを組み、公式のパートナーとして数年間生活する。その上で、婚姻を望む場合はパートナーシップとして生活してきたお互いの共有財産や社会保障、税制度をそのまま引き継ぐ形式で「婚姻」に移行できる制度が必要ではないかと考える。婚姻とＤＰ制度の大きな違いは、当事者間の契約が2人の間のみで完結するのか、それとも親族にまで影響してくるのかということだろう。上記でも述べたが、婚姻することによって戸籍上に両者の関係が記載され、その関係が公証される。同氏を名乗る権利および義務を持ち、互いに同居、協力、扶助、貞操などの義務が発生する。お互いの血族から姻族、親族として扱われる。また、互いの生活財の共有権や遺産相続権などを法律が保障する。

内縁関係ではカバーできない社会保障や、共有財産の管理、相続、病院やその他での面会権など保障しながら、一戸で共同生活をすることを、行政を通して社会的に認める期間を設けることで、社会との関わり方も明確になってくる。また、その間、同性愛者への理解のための人権教育を平行して行う。

７．結　　論

社会的人権の観点に重きを置き、“XX”と“XY”だけが性のあり方ではないということを理解することが重要である。

同性婚を可能にするためには、周囲からの偏見の撤廃や、社会的地位の向上、同性愛（性指向）の周知など、問題は多くある。同性婚を世界で初めて可能にしたオランダと、日本の違いは、同性愛への認知度と寛容度にあるのではないかと考える。オランダ・アムステルダムでは市民の10％が潜在的な同性愛者であると言われている。また、異性愛者からの同性愛への認知度、寛容度も高く全世界合計して1位であり[8]、続いて、スウェーデン、アイスランド、デンマークと北欧が続く。更に、ゲイ・パレードへ市長が参加し、今では老若男女が参加する観光の目玉とまでなっているなど、行政がマイノリティ政策に対して積極的であったことが大きいのではないかと考える。

婚姻、社会保障や養子の受け入れなど、すべての国民が平等に受けることが出来、それが性によって差別されてはならない。婚姻の本質は、当事者間の継続的、排他的な約束事であり、配偶者間に発生する社会的利益を享受するためのツールの一環であると考える。そこに恋愛感情等の肉や皮が付くことによって、私たちが通常考える“結婚”となるではないか。婚姻はあくまでも契約である。だからこそ、性別による差異を必要としないものであるべきだと考える。

謝辞

本研究を進めるにあたり、ご指導を頂いた館田晶子先生に感謝致します。また、日頃のゼミ活動を通じて多くの知識や示唆を頂いた「現代社会と人権」ゼミの皆様に感謝します。

注訳

1) ソドミー法：特定の性行為を性犯罪とする法律である。ソドミーの言葉が明確にどの性行動を示すかは、殆ど法のなかで詳細に説明されないが、裁判などでは主として「自然に反する」と見なされる性行動を指すとされる。ソドミー法は世界中に存在し、現在において成年同性間による合意に基づく性行為を違法とする国と地域は世界195カ所中おおよそ70カ所（約35%）とされ、そのうち40カ所が男性同士に限定して違法と定めている。

2) シビルパートナーシップ法シビル(civil)とは、“市民の”、“民間の”という意味があり、日本語訳的意味合いは、市民的、若しくは私的なパートナーシップであろうと考える。

3) 日本国憲法第24条：
1項：婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2項：配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

4) 日本国憲法第13条：
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

5) 合理性の基準とは、法律の目的・手段が著しく不合理でない限り合憲とする基準である。これも、経済的自由権や社会権に積極目的規制がされる場合に適用される。明白性の原則と合理性の基準の使い分けには明確なルールはないが、明白性の原則のほうがよく主張される傾向にある。

6) ストーンウォールの反乱：1969年6月28日、ニューヨークのゲイバー「ストーンウォール・イン (Stonewall Inn)」が警察による踏み込み捜査を受けた際、居合わせた「同性愛者らが初めて警官に真っ向から立ち向かって暴動となった事件」と、これに端を発する一連の「権力による同性愛者らの迫害に立ち向かう抵抗運動」を指す。この運動は、後に同性愛者らの権利獲得運動の転換点となった。ストーンウォールの反乱以後は、異性愛者との差異を認めながら、アフリカ系アメリカ人等の社会的マイノリティと連帯して権利獲得を目指す同性愛解放運動（ゲイリブ運動）が主流になる。

7) ハーヴェイ・ミルク：アメリカ合衆国の政治家であり、ゲイの権利活動家でもある。1977年、カリフォルニア州サンフランシスコ市の市会議員に当選し、初めて、自らゲイであることを明らかにして、選挙で選ばれた公職者となる。
しかし、議員就任1年も経たない1978年11月27日、同僚議員のダン・ホワイトにより、ジョージ・マスコーニ市長とともに同市庁舎内で射殺された。この事件の裁判で、ホワイトはわずか7年の禁固刑を宣告され、この評決に激怒した同性愛者らが、サンフランシスコで広範囲にわたる暴動を起こした。1999年には「タイム誌が選ぶ20世紀の100人の英雄」に選出されている。ミルクが「タイム誌が選ぶ20世紀の英雄・象徴的人物100人」の一人に選出され、2008年5月には、カリフォルニア州議会下院がミルクの誕生日である5月22日を公的に「ハーヴィー・ミルク・デイ」と規定する法案を可決した。 また2009年に大統領自由勲章を授与されている。
ミルクは以前から暗殺の危険を察知しており、その場合に再生されるようにいくつかの音声テープを録音していた。それらのテープの1つには「もし一発の銃弾が私の脳に達するようなことがあれば、その銃弾はすべてのクローゼットの扉を破壊するだろう」（＝ もし私が暗殺されるようなことがあれば、それはこれまで隠れていたすべてのゲイの者たちをカミングアウトさせることにつながるだろう）という、有名な彼の文が含まれている。
日本では、2008年公開のアカデミー賞ノミネート作品となった、ハーヴェイ・ミルク本人の生涯を描いた映画『ＭＩＬＫ』で有名になった。

8) 電通総研＋日本リサーチセンター著作の「世界60カ国価値観データブック」によると、2000年調べの時点での同性愛者への寛容度ランキングは１位から順にオランダ、スウェーデン、アイスランド、デンマーク、スペイン、ルクセンブルク、ドイツ、チェコ、カナダ、ベルギー、オーストリア、フィンランド、フランス、英国、ギリシャ、スロバキア、イスラエル、イタリア、米国、スロベニア、日本、アルゼンチン、アイルランド、チリ、北アイルランド、フィリピン、メキシコ、プエルトリコ、ポルトガル、インド、エストニア、南アフリカ、ベラルーシ、ポーランド、韓国、クロアチア、ブルガリア、ペルー、マルタ、ベネズエラ、ウクライナ、ロシア、セルビア・モンテネグロ、ルーマニア、ラトビア、リトアニア、ベトナム、ナイジェリア、ハンガリー、ウガンダ、イラン、タンザニア、中国、インドネシア、ジンバブエ、ヨルダン、バングラデシュ、エジプトとなっており、日本は21位である。

参考文献

・横藤田誠・中坂恵美子『人権入門　憲法/人権/マイノリティ』　法律文化社　2011

・竹本修三・駒込武『「偏見・差別・人権」を問い直すー京都大学講義ー』　京都大学学術出版会　2007

・羽渕 雅裕「同性婚に関する憲法学的考察--Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558 (2003)を契機として」『帝塚山法学（10）』　2005　31〜68ページ、

・時事通信社「特集 世界に広がる同性カップルの「認知」(3)オランダ、ベルギー、スペインが同性婚を制度化--欧州各国の動向(上)」『厚生福祉5332号』　2005　2〜5ページ

・鳥澤孝之「諸外国の同性パートナーシップ制度」『レファレンス4号』　2010　29〜46ページ

・森田ゆり『子どもと暴力』　岩波書店　1999

・紙谷　雅子「同性婚と州憲法 Goodridge v. Department of Public Health, 440 Mass. 309, 798 N.E.2d 941(Mass. 2003)--婚姻を希望している2人が同性であると婚姻許可証の発給を州が拒否し,婚姻が与える保護,利益,義務を拒否することは,州憲法に抵触すると州最高裁判所が判断した事例」『アメリカ法2004（2）号』2005　69〜75ページ

・星野茂「わが国における同性愛者をめぐる家族法上の問題」『法律論叢69巻3・4・5合併号』1997　237〜260ページ

・柵村行政「同性愛者間の婚姻は法的に可能か」『ゼミナール婚姻法改正』日本評論社　1995

・柵村行政「家族と法をめぐる現代的課題 事実婚・同性婚の法的保護」『21世紀の家族と法：小野幸二教授古稀記念論集』法学書院　2007

・岡野八代「「承認の政治」に賭けられているもの--解放か権利の平等か（シンポジウム・法主体のゆくえ）--（第1分科会 承認の政治と法主体)」『法社会学（64）』2006　60〜76ページ

・斉藤笑美子「家族と憲法--同性カップルの法的承認の意味」『憲法問題21号』2010　108〜118ページ
・電通総研＋日本リサーチセンター『世界60カ国価値観データブック』　同友館　2004

『跡見マネジメント』
跡見学園女子大学マネジメント学部卒業生優秀論文集
第７号（第７期卒業生）
2012 年 3 月 15 日発行

発　行　者：跡見学園女子大学マネジメント学部
〒112-8687　東京都文京区大塚 1－5－2
電話 03－3941－7420
印刷・製本：三美印刷株式会社